

「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関するとりまとめ（案）」 に対する意見募集の結果

- 意見募集期間 : 令和4年6月29日（水）から令和4年7月19日（火）まで
- 提出意見件数 : 110件（放送関係事業者等 : 74件、その他法人、団体 : 12件、個人 : 24件）
- 意見提出者 :

○ 放送関係事業者等 【74件】 （意見提出順）

横浜エフエム放送(株)、(一社)日本民間放送連盟、(株)ジャパンエフエムネットワーク、(株)テレビユー山形、日本テレビ放送網(株)、(株)宮城テレビ放送、(株)テレビ長崎、長崎放送(株)、北海道放送(株)、中京テレビ(株)、信越放送(株)、(株)静岡第一テレビ、(株)エフエム大阪、読賣テレビ放送(株)、東海テレビ放送(株)、関西テレビ放送(株)、(株)フジ・メディア・ホールディングス、(株)フジテレビジョン、(株)山梨放送、日本放送協会、(株)テレビ朝日ホールディングス、(株)テレビ金沢、(株)文化放送、(株)毎日放送、青森放送(株)、(株)TBSテレビ、(株)ニッポン放送、テレビ愛知(株)、札幌テレビ放送(株)、(株)テレビ新潟放送網、(株)熊本県民テレビ、(株)アイビーシー岩手放送、(株)熊本放送、朝日放送テレビ(株)、テレビせとうち(株)、テレビ大阪(株)、琉球放送(株)、(株)南日本放送、西日本放送(株)、(株)J-WAVE、RKB毎日放送(株)、(株)秋田放送、(株)テレビ岩手、広島テレビ放送(株)、(株)福岡放送、(株)テレビ宮崎、北陸放送(株)、北海道テレビ放送(株)、福井放送(株)、(一社)日本ケーブルテレビ連盟、(株)テレビ信州、(株)テレビ北海道、北日本放送(株)、(株)STVラジオ、(株)新潟放送、(株)テレビ東京ホールディングス、北海道文化放送(株)、四国放送(株)、日本海テレビジョン放送(株)、スカパーJSAT(株)、中部日

本放送(株)、(株)CBCテレビ、(株)エフエム東京、山口放送(株)、(株)中国放送、(株)鹿児島讀賣テレビ、(株)テレビ西日本、(株)高知放送、(株)テレビ愛媛、(株)宮崎放送、鹿児島テレビ放送(株)、(株)長崎国際テレビ、JCOM(株)、(株)福島中央テレビ

○ その他法人、団体 【12件】 (意見提出順)

(株)Jストリーム、(株)オプテージ、西日本電信電話(株)、ソフトバンク(株)、KDDI(株)、東日本電信電話(株)、(株)ワイズ・メディア、アマゾンウェブサービスジャパン合同会社、障害者放送協議会、日本電気(株)、(一社)日本新聞協会メディア開発委員会、(株)日本経済新聞社

○ 個人 【24件】

No	意見【意見提出者名】	本検討会の考え方	修正の有無
全体的事項			
1	<p>○ インターネット動画配信サービスの伸長による若者を中心とした「テレビ離れ」や人口減少の加速化等、デジタル時代における放送を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、今後も放送がその社会的役割に対する視聴者の期待に応えていくことは、これまでと同様に、国民の「知る自由」を保障し、災害情報等の「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった社会基盤として健全な民主主義の発達に貢献することにつながると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p> <p>○ そのほか、放送施策全般に関して地方と都会で放送により得られる情報ないし娯楽に格差があることが、若年層人口が地方から都会へ流失する一因であると思う。</p> <p>総務省は、放送行政についても地方自治支援についても所管しているのだから、地方創生を実現すべく、民間放送事業者と協力して、より良い放送制度を構築していただくことを期待している。</p> <p style="text-align: right;">【個人14】</p>	<p>「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（案）」（以下「本案」といいます。）に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
2	<p>○ 「はじめに」で三友座長が指摘した、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特にインターネット動画配信サービスの伸長等を背景として若者を中心に「テレビ離れ」が進む中、という時代背景に対する厳しい認識は当社とも一致し、 ・放送の価値は、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルスの確保の点で、むしろこのデジタル時代においてこそ、その役割に対する期待が増していると言えるだろう。本取りまとめで提言した取組が着実に実行されることにより、放送が、デジタル時代において多様化する視聴者の期待に応え、その社会的役割を維持・発展していくことを切に期待したい。 <p>との提起に賛同する。</p> <p>民放数社から要望のあった規制緩和や制度変更については、こうした時代にあつて、経営の選択肢が広がることは重要であり、実現することに期待する一方、要望する放送事業者以外にも強制することで各社の選択肢を狭めるようなことがあつてはならない。</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、「義務として強制されることがないよう要望する」、「地域事情に応じて、その地域が望む柔軟な対応がとれるような制度化を要望する」といった御意見について、本検討会では、放送の持続的な維持・発展を可能とし、放送事業者における経営の選択肢を拡大する観点から放送制度について柔軟な見直しに向けた検討を行ってきました。したがって、本案の内容を、地域事情に関わらず一律の義務として放送事業者に対して強制することは想定しておりません。</p>	無

放送設備の「共同利用」やブロードバンド代替の検討に関しても、制度的な選択肢が広がり、民放事業者にとっては経済合理性に基づいた経営判断を可能とすることが大前提となるべきで、結論ありきではなく、かつ義務として強制されることにならないよう要望する。

【日本テレビ放送網株式会社】

- 民間放送事業者の経営の選択肢を増やすための規制緩和、制度変更については賛同します。

但し、それに伴い、新たな義務化や変更制度の利用を強制されないよう要望します。

【中京テレビ株式会社】

- 三友座長が「はじめに」で指摘された

- ・ インターネットを含めて情報空間が放送以外にも広がり、若者を中心とした「テレビ離れ」が進んでいるという現状認識は当社とも一致する。
- ・ 情報空間全体におけるインフォメーションヘルスの確保の点で、むしろデジタル時代においてこそ放送の価値、その役割に対する期待が増していると言えるだろう。本取りまとめで提言した取組が着実に実行されることにより、放送がデジタル時代において多様化する視聴者の期待に応え、その社会的役割を維持・発展していくことを切に期待したい。という本検討の趣旨、提起には賛同する。

放送事業者の中期的な経営戦略として取り組むべき2本柱を「守りの戦略」と「攻めの戦略」に分類し、コスト軽減と放送の価値をインターネット空間にいか浸透させることができるかという大きな論点での検討は時代の要請であり、放送が健全な民主主義の維持・発達に貢献するための具体的な施策の実現に期待する。

民放数社から要請のあった規制緩和や制度変更についても経営の選択肢が広がるため実現に期待したい。一方で要望する放送事業者以外にも強制することで各社の選択肢を狭めることがないよう要望する。

放送設備の「共同利用」やブロードバンド代替の検討に関しても制度的な選択肢が広がり、民放事業者にとっては経済合理性に基づいた経営判断を可能にすることが大前提となるべきであり、具体的な技術方式についても地域・エリア事情

を考慮した多角的な検討が進められるべきと考える。いずれにしても結論ありきではなく、義務として強制されないことがないよう強く要望する。

【株式会社山梨放送】

- 三友座長が「はじめに」の中で述べている『取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報という放送の価値は、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルスの観点で、むしろこのデジタル時代においてこそ、その役割に対する期待が増している。本取りまとめで提言した取り組みが着実に実行されることにより、放送が、デジタル時代において多様化する視聴者の期待に応え、その社会的役割を維持・発展していくことを切に期待したい。』という本検討会の提起に賛意を表します。

規制緩和や制度変更によって、地方局が地域社会と構築してきた信頼関係の棄損や共感性の減衰、地域発の情報量の低下につながらないように十分留意する必要があります。

放送設備の「共同利用」やブロードバンド代替の検討に関しては民放事業者が経済合理性に基づいた経営判断を可能とすることが大前提となるべきで、結論ありきではなく、かつ義務として強制されないことがないよう要望します。

【青森放送株式会社】

- 「はじめに」の項目で、座長である三友教授が「放送の価値は、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルスの確保の点で、むしろこのデジタル時代においてこそ、その役割に対する期待が増していると言えるだろう。本取りまとめで提言した取組が着実に実行されることにより、放送が、デジタル時代において多様化する視聴者の期待に応え、その社会的役割を維持・発展していくことを切に期待したい。」と述べているが、弊社として賛同いたします。また地方の文化向上・情報発信・災害復興の担い手でもあるローカル放送局についてもその存在意義を十分に認識することが肝要であり、そのために時代に即した規制緩和や制度改正により「経営側の選択肢を増やす」ことは大切なことですが、一方的な強制であってはならないと考えます。

同様に、放送設備の共同利用やミニサテなどのブロードバンド代替についても、それぞれのエリアで実情に即した対応を、経営側が「選択」できるようにすべきであって、仕組みや制度ありきの強制的な実施はすべきではありません。

【株式会社テレビ岩手】

- 「はじめに」で指摘されたように若者を中心にテレビ離れが進みインターネットが台頭するデジタル時代においてこそ、放送が多様化する視聴者の期待に応え、その社会的役割を維持・発展していくことを切に期待したいという本検討の提起に賛同します。

放送を取り巻く環境が厳しさを増す中、制度変更や規制緩和で経営の選択肢が広がることは重要で実現に期待する一方、選択はあくまで各放送事業者の判断に委ねるものであり、各社の選択を狭めるものであってはならないと考えます。

【株式会社テレビ信州】

- インターネット動画配信サービスの伸長等による若者のテレビ離れについては当社も厳しい認識を持っています。デジタル時代においてこそ、インフォメーション・ヘルス確保の観点から放送の役割・放送に対する価値に期待が高まるという指摘に賛同します。

このような状況下、放送事業者において積極的に創意工夫を行うものを後押しするという視点について、賛同します。

放送設備の「共同利用型モデル」や小規模中継局のブロードバンド等による代替については、経済合理性があることを前提とし、その上で民間放送事業者の経営判断による自由意志を尊重すべきであると考えます。

民間放送事業者から要望された複数の対象地域における放送番組の同一化などについては、経営の選択肢を増やすという観点から規制を緩和する制度整備を行うことに賛同します。

今後も共同利用型モデルや放送コンテンツのインターネット配信の在り方など、引き続き検討を進める課題があることは理解します。NHKと在京局だけでなく、在阪・在名局、ならびにローカル局の意見を十分汲み取る形での検討を要望します。

【朝日放送テレビ株式会社】

- 民放数社から要望のあった規制緩和や制度変更については、経営の選択肢が広がることは重要であるが、要望する放送事業者以外に強制することで各社の選択肢を狭めるようなことがあってはならない。

放送設備の「共同利用」やブロードバンド代替の検討に関しても、制度的な選択肢が広がり、民放事業者にとって経済合理性に基づいた経営判断を可能とすることが大前提となるべきで、結論ありきではなく、かつ義務として強制されることにならないよう要望する。

【日本海テレビジョン放送株式会社】

- 「放送の価値は、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルスの確保の点で、むしろこのデジタル時代においてこそ、その役割に対する期待が増していると言えるだろう。本取りまとめで提言した取組が着実に実行されることにより、放送が、デジタル時代において多様化する視聴者の期待に応え、その社会的役割を維持・発展していくことを切に期待したい。」という三友座長の提起には賛同いたします。

放送設備の「共同利用」や「ブロードバンド代替」の検討に関しては、制度的な選択肢が広がり、ローカル放送局にとっては、その地域特性や経済合理性に基づいた経営判断が可能になることが大前提であり、それが義務化や強制化されることのないように引き続き議論を進めていただきたい。

キー局二社から要望のあった規制緩和や制度変更については、経済的に厳しい環境にあつて、経営の選択肢が広がる方向で進展することは重要であり、実現化に期待するが、一方で要望する放送事業者以外に強制するものではなく、各事業社の選択肢が狭められないことを要望します。

【株式会社高知放送】

- 民放数社から要望のあった規制緩和や制度変更については、こうした時代にあつて、経営の選択肢が広がることは重要であり、実現することに期待する一方、要望する放送事業者以外にも強制することで各社の選択肢を狭めるようなことがあつてはならない。

放送設備の「共同利用」やブロードバンド代替の検討に関しても、制度的な選択肢が広がり、民放事業者にとっては経済合理性に基づいた経営判断を可能とすることが大前提となるべきで、結論ありきではなく、かつ義務として強制されることにならないよう要望する。また、地域事情に応じて、その地域が望む柔軟な対応がとれるような制度化を要望する。

【株式会社長崎国際テレビ】

3	<p>○ 三友座長による「放送の価値は、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルスの確保の点で、むしろこのデジタル時代においてこそ、その役割に対する期待が増していると言えるだろう」「放送が、デジタル時代において多様化する視聴者の期待に応え、その社会的役割を維持・発展していくことを切に期待したい」との提起に賛同します。</p> <p>しかしその放送の価値がどのようにして成り立っているのかという考察に欠けていると考えます。今後放送の価値を情報空間全体に広げるための検討は、その考察を踏まえ、特に二元体制の意義と地域社会を基盤とする民間放送の構造に配慮して進めていただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【北日本放送株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>放送の価値を情報空間全体に広げていくためには、御指摘のとおり、二元体制の意義や地域社会を基盤とする民間放送の構造を踏まえて検討を進めることが必要だと考えます。</p>	無
4	<p>○ デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会が、本とりまめ（案）に際し、挙げた検討すべき4つの論点の提言について、弊社が考えるところは以下の通りである。</p> <p>（1）「デジタル時代における放送の意義・役割」について</p> <p>放送はこれまでNHKと民放の二元体制で発展し、双方とも国民の高い支持を得たことで、娯楽性を持ちながらも高い公共性が維持されてきた。デジタル時代においては、インターネットの普及により、放送はメディアとしての価値が相対評価として低下したとの指摘があるが、インターネット・コンテンツとの比較において、公共性に加えて、信頼性の高さが再評価されている。また、最近ではローカル民放局が発信する地域情報がインターネットにより全国で閲覧される状況も増えており、信頼性の再評価や地方情報の拡散は、デジタル時代においても、放送がより健全な民主主義の形成に必要であり、その速報性も併せ、メディアとしての存在価値はその重要性をさらに増していると考えます。</p> <p>（2）「放送ネットワークインフラの将来像」について</p> <p>国民からの信頼性や健全な民主主義形成の観点から、現在の全国放送体制の維持は必要であり、且つ良質なコンテンツを今後も提供してゆく必要があり、その前提となる経営の安定のためには、放送ネットワークインフラの負担軽減はやむを得ない選択と考える。選択肢として提言されている、中継局やマスター設備の「共同利用型モデル」や小規模中継局等のBB代替は現状のものとしては是であるが、これにより根本的なコスト軽減が解決されるわけではなく、技術革新を睨みながら、今後も放送ネットワークインフラの効率化とコスト低減を中長期に渡り、引き続き検討してゆく必要があると考える。</p>	<p>（1）から（3）の意見については、本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、（4）のマスメディア集中排除原則の緩和に対する御意見について、本案は放送事業者における経営の選択肢を示すことを目的としており、本案の内容を、地域事情に関わらず一律の義務として放送事業者に対して強制することは想定しておらず、その対応は個社の判断のもとに行われるものと考えております。</p>	無

	<p>(3)「放送コンテンツのインターネット配信の在り方」について</p> <p>放送コンテンツのインターネット空間への進出はその事業性が課題であり、現状、その取り組みは消極的にならざるを得ない。取り組みを後押しする方策を今後具体的に検討するよう提言があるが、ローカル民放局における放送コンテンツのインターネット配信は、収益性に加え、自らのビジネスモデルとの向き合いにおいて、難しい経営判断が必要であり、これら困難な状況打開に資する具体的方策の提言に期待する。</p> <p>(4)「デジタル時代における放送制度の在り方」について</p> <p>マスメディア集中排除原則は、表現の自由を担保し、放送の多元性・多様性・地域性の確保を目指すものであるが、一方では、それらを担保、確保するには経営の安定があつてのことと考える。しかしながら、経営維持のために、マス排原則の趣旨を歪めることは本末転倒であり、原則の骨抜きとなるような緩和は行うべきではない。今後もマス排原則の趣旨は守りながらも、地域状況や個社の経営状況等に寄り添う検討が公平公正に行われ、且つ一律的な適用ではなく、個別選択を可能とするような弾力的な制度の運用を要望する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ新潟放送網】</p>		
5	<p>○ 「はじめに」など各章で「インターネット空間」の様々な問題点および「放送の価値」について指摘されている点は大いに賛同する。</p> <p>ローカル局が生み出す、良質で信頼性の高い番組やイベントなどの「コンテンツ」が正当に価値化されるだけでなく、適切に収益化されることが、経営基盤強化にとって最も重要であると考えます。</p> <p>逆説的に言えば、インターネット空間に蔓延る問題の大きいコンテンツが利益を得ていることの是正に、「知る権利」や「言論の自由」などに配慮しながら、早急に取り組んでいただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社鹿児島讀賣テレビ】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>御意見のとおり、「知る権利」や「言論の自由」などに配慮し、放送コンテンツの価値をインターネット空間にも浸透させていくための取組を進めていくべきと考えます。</p>	無
6	<p>○ 「取りまとめ(案)」全般に言えることですが、地方放送局の意見が丁寧にくみ取られていない印象を持ちます。鹿児島では多くの離島を抱え南北600キロメートルのエリアを地上波で伝送している特殊事情があります。同じように各エリア特有の事情があると考えます。座長が直接地方を回られたケースもありますが、ごく一部に過ぎず、地方放送局の意見があまり反映されていないと感じました。地方放送局の将来を担う若い放送局の局員に聞くなど、幅広く丁寧に、ヒアリングを行い反映して頂きたいと思ひます。</p>	<p>本案の「おわりに」の章にもあるとおり、在京キー局のみならず、ローカル局を含め、当事者である放送事業者の声を聞くことは、放送の将来像や放送制度の在り方を検討する上で重要であり、今後も多くの意見が届けられることを期待しております。</p> <p>地方局からの声がありましたら、御意見を届けていただきたいと考えます。</p>	無

	【鹿児島テレビ放送株式会社】		
7	<p>○ 報告書を、視覚障害者等が読めるアクセシブルな媒体（テキストデータ等）で公表してください。</p> <p style="text-align: right;">【障害者放送協議会】</p>	報告書について、対応可能なものから順次テキストデータで公表するようにいたします。	無
はじめに			
8	<p>○ 検討会は、放送の持つ意義・役割についてご理解いただいた上で、放送の将来像についてご検討いただいたもので、構成員の皆様並びに総務省ご担当者様に感謝申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社アイビーシー岩手放送】</p> <p>○ 「取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、知る自由の保障、社会の基本情報の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった放送の価値は、（中略）むしろこのデジタル時代においてこそ、その役割に対する期待が増している」という提起に賛同します。我々放送事業者は常に視聴者の側に立ち、適切かつ丁寧な情報発信に努めており、長年にわたり培ってきた視聴者との信頼関係は大きな財産であると考えています。今後も社会的責任を積極的に果たし、県民の公共財産としての役割に真摯に向き合っていく所存です。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ宮崎】</p> <p>○ 今年創立70年を迎えた弊社は、主に放送の二元体制と県域免許制度それに系列ネットワークといった制度・枠組みの下で、ローカル民放としての役目を果たしてきたと認識し、新たな課題である放送コンテンツ等のインターネット配信に関しては「ネット社会が得意ではない側面を補うこと等が期待される役目ではないか」と考えて取り組んでまいりました。</p> <p>このため「情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルスの確保の点で、むしろこのデジタル時代においてこそ、その役割に対する期待が増している」旨に関しては、ローカル民放の実績・価値も的確に評価頂いたものと受け止め、大いに賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【福井放送株式会社】</p>	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無
9	<p>○ 5月25日に公布・施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」への言及をお願いします。（少なくとも今後の制度や規格を含む</p>	本案については、放送事業者における放送ネットワークインフラのコスト負担軽減の在り方や、放送コンテンツをインターネット空間に浸透させるための在り方、放	無

	<p>放送の在り方の検討において、法の趣旨を十分に踏まえていただきたいと望んでいます)</p> <p style="text-align: center;">【障害者放送協議会】</p>	<p>送の持続的な維持・発展を可能とするような放送制度の在り方などを中心に検討したものであり、ユーザーとの接点となる部分についての検討は行っておりません。</p> <p>今後、総務省において、ユーザーアクセシビリティの確保に関する制度や規格に関する検討を行うに当たっては、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」第3条に規定された基本理念に沿った対応など、法律の趣旨を踏まえた対応を進めていくことが適当と考えます。</p>	
第1章 放送を取り巻く環境の変化			
10	<p>○ 時間や場所を選ばず視聴できるインターネット動画配信サービスの伸長などを背景に、若者を中心に「テレビ離れ」や「活字離れ」が加速している。民間事業者が中長期的な経営戦略を描けるように、政府が時代にそぐわなくなった規制や古い制度を柔軟に見直し、経営の選択肢を増やす取り組みを進める方向性には賛同する。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社日本経済新聞社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
11	<p>○ 5ページのグラフが見にくいです。</p> <p>「96.5%」は鳥取県か島根県のどちらか分かりにくいです。</p> <p>グラフの鳥取県と島根県の間「・」（96.5%）と打たれています。</p> <p>位置がズレています。</p> <p>真上に打ってください。</p> <p>棒グラフの方が分かりやすいと思います。</p> <p>なぜ折れ線グラフなのか。</p> <p style="text-align: center;">【個人11】</p>	<p>御意見を踏まえて、グラフの体裁を修正しました。</p> <p>なお、折れ線グラフについては、棒グラフよりも都道府県ごとの普及率の凹凸が見えやすいということで採用しております。</p>	有
12	<p>○ P10図表1-8、P15図表1-14左下図に於いて、「10代男性」折れ線グラフ2020時点54%の点が、縦軸60%のところに表記されております。</p> <p>縦軸目盛りと合致させるべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【個人20】</p>	<p>御意見を踏まえて、グラフの体裁を修正しました。</p>	有
13	<p>○ 第1章「放送を取り巻く環境の変化」に記載された課題意識、第2章「デジタル時代における放送の意義・役割」小括（19ページ）に記載された事項、終わりに（53ページ）に記載された事項等について、NHKとしても同様の課題意識や考えを持っており、総論として賛成です。その前提に立ち、以下、具体的意見を述べます。</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>ブロードバンド普及の状況に関する御意見については、第1章図表1-1光ファイバの整備状況において、整備率99.3%、未整備世帯39万世帯とされており、プロ</p>	無

	<p>ブロードバンドの普及が相当程度進んでいることを前提とした記載となっておりますが、ブロードバンド未整備の地域が残っている現状に配慮した表現とすることが適切ではないでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	<p>ードバンド未整備の地域が残っていることも記載しております。</p>	
14	<p>○ 「ブロードバンドの普及により、いつでもどこでも、超高速かつ大容量の情報のやり取りを瞬時に行うことが可能となっている。」</p> <p>ブロードバンドの普及は、動画配信サービスの伸長に大きく貢献していることは明らかであるが、同時に大容量の動画コンテンツを多くの視聴者に同時に高品質で届けるためには、CDN(Content Delivery Network)、並びに配信ビットレート制御等を実施する配信インフラが不可欠であり、これを提供する配信事業者も国内外に存在する事を明記していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社Jストリーム】</p> <p>○ 「ブロードバンドの普及により、いつでもどこでも、超高速かつ大容量の情報のやり取りを瞬時に行うことが可能となっている。」</p> <p>ブロードバンドの普及は、動画配信サービスの伸長に大きく貢献していることは明らかであるが、同時に大容量の動画コンテンツを多くの視聴者に同時に高品質で届けるためには、CDN(Content Delivery Network)、並びに配信ビットレート制御等を実施する配信インフラが不可欠であり、これを提供する配信事業者も国内外に存在する事を明記していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人18】</p>	<p>御意見を踏まえて、P5「そして、このブロードバンドの普及やCDN(Content Delivery Network)等の配信インフラの整備等を背景として、(以下略)」と修文させていただきます。</p>	有
15	<p>○ 「第1章 放送を取り巻く環境の変化」の小括に左記の記述（「放送を取り巻く環境が大きく変化しているデジタル時代においては、放送か通信かの区別は視聴者には意識されなくなっており、放送コンテンツに対する視聴者のニーズも多様化していると考えられ、そうした多様なニーズに対して応えていくことも求められる。」）があり、重要な視点として賛同いたします。</p> <p>ラジオの世界では、音声コンテンツの地上波による受信とネットワーク経由のradikoによる受信は、もはや聴取者にとっては意識される問題とはなっていないと感じております。</p> <p>その意味での本格的な通信放送融合が今後さらに進むと思われませんが、災害時等緊急時の地上波は、対災害性・同報性の観点から国民の安心・安全のための重要性は今後も変わらないという前提の上に、一歩進んだ制度的検討が必要ではな</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、radikoについては、現在の技術では輻輳・遅延等が避けられず、放送波と同等の品質の確保が保証されないことから、現時点で制度的に放送と同等に扱うことは困難であるが、御指摘の点も含め、総務省において制度の不断の見直しに向けて将来的な検討を行うことが適当と考えます。</p>	無

	<p>いかと思います。</p> <p>具体的には、radikoも制度的に放送という範疇の中で、電波と同等に扱うことは、通信と放送を意識しない聴取者ニーズ応えるという意味で良いのではないかと思います。今後の検討を期待いたします。</p> <p style="text-align: right;">【横浜エフエム放送株式会社】</p>		
第2章 デジタル時代における放送の意義・役割			
16	<p>○ 放送の重要性を認めていただいたことに感謝申し上げます。放送波に期待されている役割について、我々としても再度、認識を新たなものとし、信頼性こそが放送の大きな責務との意識をもって、発信する情報の信頼性を維持強化することに引き続き全力を尽くしてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【北海道文化放送株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
17	<p>○ 民放事業者は放送の社会的役割に対する期待を念頭に、情報通信技術を活用しながら、信頼される情報の社会的基盤としての放送の役割を、今後も果たし続けていく考えです。</p> <p>「第2章 1. 放送が果たしてきた役割」において、地域に根ざしたローカル局の重要性に言及すべきと考えます。例えば16ページにおいて、次のとおり下線部を加筆することを提案します。</p> <p>「また、放送事業者が、各地域に張り巡らされた取材網を活かしつつ、長年にわたって培ってきた取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信は、放送の重要な価値である。<u>各地域における情報発信の主な担い手は、地域に根ざしたローカル局であり、ローカル局の役割や重要性は高く評価されるべきものである。ローカル局が構築しているこの取材網は...</u>（略）」</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> <p>○ 民放事業者は長年にわたり、特定地上基幹放送事業者として自ら定めた基準をもとに、各々の地域において信頼される情報を発信する社会基盤としての役割を果たしながら健全な民主主義の発展に貢献してきました。それを踏まえれば、「放送が果たしてきた役割」の中に、長年地域に根差した取材活動や地元自治体、企業、団体等と連携した活動を続け、地元に着した情報発信、地域文化の振興を担い続けてきたローカル局の存続・発展についての言及を追加していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社毎日放送】</p>	<p>御意見を踏まえて、ローカル局の役割について、16ページの記載を次のとおり修正させていただきます。</p> <p>「また、放送事業者が、各地域に張り巡らされた取材網を活かしつつ、長年にわたって培ってきた取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信は、放送の重要な価値である。各地域における情報発信の主な担い手は、地域に根ざしたローカル局であり、災害時の地域住民の命を守る情報の発信拠点としての役割をはじめ、ローカル局の役割はなくてはならないものである。ローカル局が構築しているこの取材網は...（略）」</p>	有

- 民放事業者は放送の社会的役割に対する期待を念頭に、情報通信技術を活用しながら、信頼される情報の社会的基盤としての役割を、今後も果たしていく考えです。

「第2章、1. 放送が果たしてきた役割」において、地域に根ざした地方局の重要性に言及すべきと考えます。例えば16頁において、次の通り下線部を加筆することを提案します。

『また、放送事業者が、各地域に張り巡らされた取材網を活かしつつ、長年にわたって培ってきた取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信は、放送の重要な価値である。各地域における情報発信の主な担い手は、地域に根ざした地方局であり、地方局の役割や重要性は高く評価されるべきものである。地方局が構築しているこの取材網は・・・（略）』

【青森放送株式会社】

- 三友座長が「はじめに」の中で述べている『取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報という放送の価値は、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルスの観点で、むしろこのデジタル時代においてこそ、その役割に対する期待が増している。本取りまとめで提言した取り組みが着実に実行されることにより、放送が、デジタル時代において多様化する視聴者の期待に応え、その社会的役割を維持・発展していくことを切に期待したい。』という本検討会の提起に賛意を表します。

地方局は県域制度の下、地域密着の経営を行ってきました。地場産業の振興、地域経済の発展に寄与するとともに、ニュースや番組作りを通して地域の声を全国に発信してきました。近年は、全国的に自然災害が頻発する中、地域住民の命を守る情報の発信拠点として、その役割も増えています。地域局が過去・現在・未来において担う役目・役割の重要性について、本取りまとめの中で、触れるべきと考えます。

【青森放送株式会社】

- 各地域に根差して報道や生活情報の発信を継続してきた民放ローカル局の役割・重要性について、言及すべきであると考えます。今後いかなる放送の将来像や制度を構築するにせよ、各地域における情報発信の担い手としてローカル局が

存続・発展していくことの重要性を、改めて確認する必要があると考えます。

【株式会社TBSテレビ】

- 災害報道や選挙報道等、地方エリアでのローカル局の果たしてきた役割は大きく、存在の重要性にも触れるべきと考える。

【テレビ愛知株式会社】

- 放送が果たしてきた役割について、地域に根ざしたローカル放送局の重要性に言及すべきと考えます。各地域における情報発信の主な担い手は、地域に根ざしたローカル局であり、ローカル局の役割や重要性は高く評価されるべきです。ローカル局は番組などを通じて地域を元気にする重要な役割を担っています。デジタル時代でも引き続きその役割を果たし、健全な経営を継続していくことが重要と考えます。

【テレビ大阪株式会社】

- 我が国の放送はNHKと民放の二元体制という制度と共に、地域に根差した民放ローカル局の存在が非常に大きな意味を持ってきました。地域情報の発信や地域文化への貢献、更には災害時の対応など民放ローカル局がこれまで果たしてきた役割は非常に大きく、今後も存続、発展していくために民放ローカル局の役割や重要性についてここで改めて確認することが必要と考えます。

【RKB毎日放送株式会社】

- 放送は、発災時の避難・安否情報はもとより、被災時のライフライン、交通、行政情報等を国民が得るための有効な情報収集手段として位置付けられ、国民の生命や財産の安全確保に大きな役割を果たしている。また、放送事業者が、各地域に張り巡らされた取材網を活かしつつ、長年にわたって培ってきた取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信は、放送の重要な価値であると述べられており、こうした放送の認識に賛同します。

合わせてローカルコンテンツの発信の重要性を強調した記述（例えば、ローカル局は、放送番組を通して地域に根差した文化を支える重要な役割を担っているなど）を要望します。

【株式会社秋田放送】

○ 信頼性の高い情報発信を担ってきた放送の役割や価値への評価は妥当と考えます。一方、それらの主要な担い手であり、放送を中心とした様々な取り組みで地域社会の形成に貢献しているローカル局の重要性についても明記されるべきと考えます。

【北海道テレビ放送株式会社】

○ 「放送事業者が、各地域に張り巡らされた取材網を活かしつつ、長年にわたって培ってきた取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信は、放送の重要な価値である」と、取りまとめ案に記載されることは極めて重要であると考えます。各ローカル放送局は、地域の情報インフラとしての役割を担っており、それを担保しているのは、長年にわたって培ってきた取材や編集に裏打ちされた地域性と信頼性です。そして、この各ローカル局を結ぶネットワーク体制は、特定の地域内に留まらず、系列放送局による全国的な取材ネットワークを通じて、社会全体のニーズに応えた情報発信も行っており、健全な民主主義の発展に資するための最良の仕組みであると考えます。「1. 放送が果たしてきた役割」において、ローカル局の果たしてきた役割、重要性についても具体的に加筆すべきと考えます。

【中部日本放送株式会社】

【株式会社CBCテレビ】

○ 各地域に根差して報道や生活情報の発信を継続している民放ローカル局の役割・重要性について、言及がないことが残念である。今後いかなる放送の将来像や制度を構築するにせよ、各地域における情報発信の担い手として、また、地域の産業と連携しつつ地域の活性化に取り組んでいるローカル局が存続・発展していくことの重要性を、確認する必要がある。

【株式会社テレビユー山形】

○ 弊社は1952年の開局以来、「県民に親しまれ、県民に必要とされる放送局」を企業理念に地域と共に活動してきました。今後も地域の期待に応えるべく、放送の役割を果たし続けていく所存です。

「第2章 1. 放送が果たしてきた役割」において、災害時における国民の生

	<p>命・財産の安全確保や信頼性の高い情報発信など、放送の役割についての的確に記されています。その上で地域におけるローカル局の重要性、ここに記された情報発信だけでなく長年にわたり地域の自治体や企業、団体ときめ細かな関係を築き、経済、文化、教育等地域の発展に大きく寄与していることにも言及していただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【信越放送株式会社】</p>		
18	<p>○ 本章での、放送の役割に対する期待が増しているとして、放送を今後も持続可能なサービスとして長く維持・発展させていくために検討を行う、とのまとめに賛同します。</p> <p>しかしその検討は「放送が長らく培ってきた地域文化や地域との絆、地域メディアとしての役割等を毀損するものではないという点に留意すべきである」としているだけで、放送が地域において果たしている役割を維持・発展させるという観点で欠けているのではないかと懸念します。</p> <p style="text-align: right;">【北日本放送株式会社】</p>	<p>本案において、「この検討は、放送を今後も持続可能なサービスとして長く維持・発展させていくために検討を行うもの」としており、これについては、御意見のあった「放送が地域において果たしている役割を維持・発展させるという観点」も含まれておりますので、原案のまま問題がないと考えます。</p> <p>検討の方向性に対する御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
19	<p>○ 放送事業者の経営環境が大きく変化し、情報空間における諸問題も顕在化する中で、放送が果たしてきた社会的役割を今後も維持・発展させ、視聴者の期待に応えていくことが、極めて重要と考えています。</p> <p>地域に根ざした取材・情報発信の拠点として系列放送局が果たしてきた役割は重要であり、各地域の情報を全国に発信可能なネットワーク体制を今後も堅持していくべきと考えています。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ朝日ホールディングス】</p> <p>○ 「信頼性の高い情報発信は、放送の重要な価値である」と指摘された放送の社会的役割に対する期待を念頭に、今後も信頼される情報の社会的基盤としての放送の役割を果たしていく考えです。</p> <p>とりわけ地域に根差したローカル局においては情報や文化の発信のほか住民の生命財産を守る災害報道など地域に寄り添い貢献するよう日々努めています。地域にとってなくてはならないインフラの役割を果たしていきたいと思っています。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ信州】</p> <p>○ デジタル時代においても地域から信頼される情報を発信する社会的基盤としての放送の役割を、今後も果たし続けていく考えです。</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無

【株式会社中国放送】

- 放送事業者が培ってきた「信頼できる情報」の発信について、また、各地に張り巡らされた取材ネットワークの重要性について、検討会では理解していただいていると評価します。

情報空間が広がる中だからこそ、「信頼できる情報」の発信、培ってきた取材ネットワークが、国民の財産であり続けることが必要と考えます。

【讀賣テレビ放送株式会社】

- 2018年9月に発生した「北海道胆振東部地震」では、地震発生直後に全道全域で停電となり、発災直後から1日～3日間、全道でテレビを見ることができない事態となりました。

このため、テレビ、ラジオに加えて、速やかにネットと連動した災害情報にスタッフを増員して対応しました。ただ対応に苦慮したのは、ネット空間での未確認情報、所謂フェイクニュースでした。ネット空間にはフェイクニュース、未確認情報が沢山あり、これら未確認情報のファクトチェックを一つ一つ可能な限り行って、「今、ネットに掲載されている“〇〇の情報”はHBCで確認したところ事実ではありません。事実は△△です」と正しい情報を停電でも多くの人聞いていたラジオそしてネットで送り続けました。我々メディアは災害時に地域住民の生命・財産を守るため、速やかに災害報道を行うことは、当然の使命、役割です。民放連が検討会(第2回)で「メディア環境が多様化する中で、私たちはデジタルメディアを活用しながら、信頼される情報の社会的基盤としての放送の役割を今後も果たしていきたい」と述べていますが、まったく同じ考えです。

【北海道放送株式会社】

- インターネット動画配信サービスの伸長等を背景として若者を中心に「テレビ離れ」が進むという時代背景、また情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルスの確保の点で、むしろこのデジタル時代においてこそ、取材や編集に裏打ちされた放送の価値、役割が重要であるとの認識に賛同します。

またローカル局としては、昨今の多発する災害から住民の「命を守る報道」として、放送のみならず、インターネット配信等、様々なチャンネルを通じて、全国放送では伝えられない地域のきめ細かな避難情報、ライフライン情報等を取材

	<p>し、伝えています。災害報道の観点からもローカル局の果たす役割が増していると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社福岡放送】</p> <p>○ 検討会資料2-4でも述べましたように、二元体制の一翼であるNHKに対して、インターネットにおけるさまざまな課題（フィルターバブル、フェイクニュース、品質確保など）への対応や、信頼できる情報源、公平・公正、正確・迅速、地域社会への貢献等が期待されていることを受け、NHKは構造改革を徹底し、NHKならではのコンテンツ制作に経営資源を集中することで、スリムで強靱な「新しいNHK」を実現し、デジタル時代においても引き続き視聴者の期待に応えていく所存です。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p> <p>○ 民放事業者は放送の社会的役割に対する期待を念頭に、情報通信技術を活用しながら、信頼される情報の社会的基盤としての放送の役割を、今後も果たし続けていきます。</p> <p>この役割はテレビ事業者のみならず、ラジオ事業者も同様です。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社STVラジオ】</p>		
20	<p>○ 地上波民間放送事業者は、広告放送により無料で情報をお届けし、国民の知る自由を保障してきたといえます。新たな情報空間であるインターネット空間では、指摘された問題以外にも、アドフラウド（広告詐欺）、ブランドセーフティ、プライバシーデータの保護といった課題があります。民間放送事業者は関係団体と調整しながら広告基準を定めるなど、広告の品質保持や向上にも努めてきたところです。ローカル局の広告放送が地域経済の発展に貢献してきたことなども踏まえ、健全な広告モデルの維持発展にも目を向けてもらいたいと考えます</p> <p style="text-align: right;">【東海テレビ放送株式会社】</p>	<p>広告についても、地上放送事業者において培われてきた知見・信頼性がインターネット空間においても発揮されることは期待されるものと考えます。</p>	無
21	<p>○ 情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルス（情動的健康）の確保の点で、放送の役割に対する期待が増しているという観点には賛同します。</p> <p>ただし、放送の価値として掲げられている「信頼性の高い情報」や「知る自由」、「社会の基本情報の共有」や「多様な価値観に対する相互理解の促進」を実現するには、ローカル局の独立性が担保され、取材・編集・報道の自由が確保されていることが前提であると考えます。</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>ローカル局の独立性や取材・編集・報道の自由が不可欠であることは言うまでもありません。</p>	無

		【株式会社南日本放送】	
22	<p>○ 「情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルスの確保の点で、むしろこのデジタル時代においてこそ、その役割に対する期待が増していると言える」という文言について</p> <p>「その役割に対する一定の期待が現状でも維持されている」とすべきだと思います。</p> <p>新聞通信調査会の「メディアに関する世論調査」によれば「NHKテレビや民放テレビなどの信頼度は長期的に見れば下落傾向にある」（2021年11月）とあり、その他各種調査でも放送の信頼度が向上したという結果はなく、「期待が増している」という文言は業界の手前味噌と受け取られかねません。抑制的な表現に止めるべきだと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ワイズ・メディア】</p>	<p>情報空間が拡大し、インターネット空間ではフェイクニュース等の問題が顕在化しています。そのような中、放送は、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信等を行っており、その果たす役割への期待は大きくなっていると言えます。</p>	無
23	<p>○ インターネット空間における放送への期待が高まっているとしても、国が放送コンテンツの流通に対する政策や関与を強めれば、放送メディアや放送コンテンツへの過度な規制につながりかねないとの懸念があります。今後の行政の議論においては、民放各社の自由な事業活動や「表現の自由」に対する十分な配慮を求めます。</p> <p>「放送制度については、放送の持続的な維持・発展を可能とし、放送事業者がそのための中長期的な経営戦略を描くことができる環境を整備するため、経営の選択肢を拡大する観点から柔軟な見直しを行うべきである」との提言に賛成します。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> <p>○ インターネット空間における「配信を含めた多様な伝送手段の確保」については、事業者の自由な事業活動や表現の自由に配慮し、国が過度な規制をすることがないように強く要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社毎日放送】</p> <p>○ インターネット空間における放送への期待が高まっているとしても、国が放送コンテンツの流通に対する政策や関与を強めれば、放送メディアや放送コンテンツへの過度な規制につながりかねないとの懸念があります。今後の行政の議論においては、民放各社の自由な事業活動や「表現の自由」に対する十分な配慮を求</p>	<p>インターネット空間におけるコンテンツに対する過度な規制は適当ではなく、「表現の自由」に対する十分な配慮が求められることは言うまでもありません。</p>	無

めます。

【青森放送株式会社】

- 「インターネットによる配信を含めた多様な伝送手段を確保」することは、時代の要請として重要ですが、コンテンツの内容や流通に対して国が過度に関与を強めることによって自由な事業活動を制約することがないように要望します。

【株式会社TBSテレビ】

- インターネット空間における放送の価値への期待が高まっても、国が放送コンテンツの流通に対する政策や関与を強めれば、放送メディアやコンテンツへの過度な規制につながると懸念されます。今後の行政の議論では、民放各社の自由な事業活動や「表現の自由」に対する十分な配慮をお願いします。

【西日本放送株式会社】

- 放送の価値として「取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、（中略）多様な価値観に対する相互理解の促進」を挙げ、「デジタル時代においてこそ、その役割に対する期待が増している」と指摘した点に賛同します。

その上で、本案では、放送の持続的な維持・発展を可能とするため法制度を柔軟に見直すことを提言する一方で、放送事業者に対して「すべての足並みを揃えることよりも、積極的に創意工夫を行う者を後押しするという視点がより重要」としました。ブロードバンドの普及や視聴スタイルの多様化等、放送を取り巻く経営環境が益々変化する中で、国の法制度面からの後押しや支援策には期待します。他方で、放送コンテンツの内容や流通手段等に対して過度な規制・介入にならないよう求めます。

とりわけ、インターネット動画配信は既存の放送とは全く別のメディアです。インターネット空間においては、国内外の配信事業者や新聞・通信事業者、プラットフォーム事業者等との公平な市場競争が担保されるべきであり、放送事業者にのみ一方的に、放送に準じたコンテンツ規制等を課すことがあってはなりません。

【株式会社テレビ東京ホールディングス】

- 放送局がインターネット空間で放送コンテンツを流通させるにあたって、国が

	<p>政策や関与を強めれば、放送メディアや放送コンテンツへの過度な規制につながりかねないとの懸念があります。インターネット空間における放送局の自由な事業活動への十分な配慮を求めます。</p> <p>放送制度について、「経営の選択肢を拡大する観点から柔軟な見直しを行うべきである」との提言に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【讀賣テレビ放送株式会社】</p>		
24	<p>○ 民間放送事業者は放送と配信の両面で展開が可能なコンテンツホルダーとして、一人でも多くの視聴者・ユーザー・生活者に良質なコンテンツを届けることが重要であり、その達成には創意工夫の精神が源泉であると考えます。積極的に創意工夫を行うものを後押しするという視点について、賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【朝日放送テレビ株式会社】</p> <p>○ 「放送制度については放送の持続的な維持・発展を可能とし放送事業者がそのための中長期的な経営戦略を描くことのできる環境を整備するため、経営の選択肢を拡大する観点から柔軟な見直しを行うべきである」との提言に賛成します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ信州】</p> <p>○ インフォメーションヘルスの観点から考えても、信頼性の高い情報発信を行う放送の価値は改めて認められるべきで、インターネット空間でもその役割に期待が高まる中、放送そのものの価値を維持していくことが重要だと考えます。</p> <p>放送制度の見直しを検討していくことには賛成です。放送の持続的な維持と発展のためにもローカル局の中長期的な経営戦略を描くことのできる環境を整備することが重要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【中部日本放送株式会社】 【株式会社CBCテレビ】</p> <p>○ 検討は、「放送が長らく培ってきた地域文化や地域との絆、地域メディアとしての役割等を毀損するものではないという点に留意すべき」と指摘したうえで、「放送の持続的な維持・発展を可能とし、放送事業者がそのための中長期的な経営戦略を描くことができる環境を整備するため、経営の選択肢を拡大する観点から柔軟な見直しを行うべきである」との提言に賛成します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社中国放送】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

○ ローカル放送局は地域に必要な情報を正確に迅速に発信するという重要な役割を持っています。一方でローカル放送事業者の経営環境は今後徐々に厳しくなっていくことが推測されています。このような状況の中で、本章で「今、インターネットを含めて・・・むしろこのデジタル時代においてこそ、その役割に対する期待が増している。」として、今の時代における、放送の重要性を再確認されていることに賛同します。

そしてローカル放送事業者の役割を重要視し、その経営維持のための施策を提言されることは、今後の方向性を検討する指針にもなり得るものと評価します。

【株式会社テレビ愛媛】

○ 「放送が長らく培ってきた地域文化や地域との絆、地域メディアとしての役割等を毀損するものではないという点に留意すべきである。」との指摘に強く賛同いたします。

ローカル局はまさに地域メディアとしての役割等を認識して事業を行っているものであり、今後も地域メディアへの接触機会が毀損されることのないような施策を期待いたします。

「また、放送制度については、・・・積極的に創意工夫を行う者を後押しするという視点がより重要となる。」との指摘に強く賛同いたします。

中京広域圏においては在名民間放送事業者4社が協力して配信等のプラットフォーム「Locipo（ロキポ）」を運営しており、ローカル局の配信基盤として展開が可能な取組を進め、プラットフォーム連携のモデルを示していきたいと考えております。

これからの後押しを強く期待いたします。

【東海テレビ放送株式会社】

○ これまで長年にわたって培ってきた取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信は放送の最も重要な価値です。「『良質な放送コンテンツを引き続き全国の視聴者に届け、その社会的役割を今後も持続的に維持・発展させていくこと』を目指すべき」という提言に賛同いたします。

そのために放送事業者にとって、急激に変化する環境を見据え、経済合理性も考慮した上で経営の選択肢を多く持てることは必要で、そのような柔軟な制度の

検討・整備は重要です。

【関西テレビ放送株式会社】

- デジタル時代においても信頼される情報の社会的基盤として放送の役割を果たし、引き続き国民・視聴者の期待に応えていけるよう努めてまいります。

「放送の持続的な維持・発展を可能とし、放送事業者がそのための中長期的な経営戦略を描くことのできる環境を整備するため、経営の選択肢を拡大する観点から柔軟な見直しを行うべきである」という指摘は極めて妥当です。放送をとりまく環境の急激な変化に合わせて様々な経営方針を検討するにあたり、事業者の要望に耳を傾け、適宜、放送制度の見直しが行われることを期待します。

【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】

【株式会社フジテレビジョン】

- 「放送制度について、放送の維持・発展を可能とし、放送事業者が中長期的な経営戦略を描くため、経営の選択肢を拡大する観点から柔軟な見直しを行うべき」との提言に賛同します。

【株式会社テレビ朝日ホールディングス】

- 「放送ネットワークインフラの効率化やインターネット配信等の多様な伝送手段の確保、放送制度における規制の合理化等の検討は、今後も持続可能なサービスとして長く維持・発展させていくために行うものであり、放送が長らく培ってきた地域文化や地域との絆、地域メディアとしての役割等を毀損するものではないという点に留意すべき」との指摘に賛同します。地域の情報発信拠点として県民の暮らしと安全を守るといふ地域メディアとしてのライフラインの役割は決して毀損されてはならないと考えます。

放送制度の見直しについて、「放送の持続的な維持・発展を可能とし、放送事業者がそのための中長期的な経営戦略を描くことのできる環境を整備するため、経営の選択肢を拡大する観点から柔軟な見直しを行うべき」との指摘は極めて妥当だと考えます。放送を取り巻く現状が刻々と変化する中で、放送事業者が健全かつ発展的な経営が行えるよう、多くの選択肢を提示し、適宜、放送制度の見直しが行われる事を要望します。

【株式会社テレビ宮崎】

25	<p>○ このため、情報空間の広がりや競争環境の変化等を踏まえ、放送ネットワークインフラの効率化やインターネットによる配信を含めた多様な伝送手段の確保、放送制度における規制の合理化等、柔軟に検討していくべきであると提言がされておりますが、ローカル局は、事業規模や地域特性等に応じて経営環境が様々であり、個社の経営判断や事業戦略を尊重いただき、検討には、是非、個々の民放事業者の意見も幅広く汲み取っていただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社秋田放送】</p>	<p>本案は放送事業者における経営の選択肢を示すことを目的としており、本案の内容を、地域事情に関わらず一律の義務として放送事業者に対して強制することは想定しておりません。</p>	無
26	<p>○ 放送を「長く維持・発展させていくために行う」という検討の方向性を明確にするために、続く記載を以下の通り修正することを要望します。</p> <p>「放送が長らく培ってきた地域文化や地域との絆、地域メディアとしての役割等を毀損するものであってはならないという点に留意すべき・・・」</p> <p style="text-align: right;">【北海道テレビ放送株式会社】</p>	<p>本案においても、放送が長らく培ってきた地域文化や地域との絆、地域メディアとしての役割等を毀損する検討にはならないという考えが十分示されておりますので、原案のままで問題がないと考えます。</p> <p>検討の方向性に対する御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
27	<p>○ 「放送制度については、放送の持続的な維持・発展を可能とし、放送事業者がそのための中長期的な経営戦略を描くことができる環境を整備するため、経営の選択肢を拡大する観点から柔軟な見直しを行うべきである」との提言に賛同します。</p> <p>検討会第11回会合では、「取りまとめ骨子（案）」に対して構成員より「マス排の見直しについて、地上基幹放送関係、衛星基幹放送関係について明確に記載いただいている一方、ラジオについての記載はない。本検討会でもエフエム東京から『4局特例』の緩和などの要望があったように、ラジオ局の経営環境についても考える必要があるので、この点も盛り込むべきではないか」との指摘がありました。テレビのみならずラジオにおいても「ラジオ事業者が中長期的な経営戦略を描くことができる環境を整備するため、経営の選択肢を拡大する観点から放送制度の柔軟な見直しを行うべきである」と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社STVラジオ】</p> <p>○ 『放送制度については、放送の持続的な維持・発展を可能とし、放送事業者がそのための中長期的な経営戦略を描くことができる環境を整備するため、経営の選択肢を拡大する観点から柔軟な見直しを行うべきである』との提言に賛同いたします。</p> <p>見直しを行う際は、ラジオ放送についてもご配慮いただき、意見聴取などをお願い</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>本案については主に地上テレビジョン放送に係る課題を中心に検討しておりますが、ラジオに係る議論の要望についての御意見に関しては、どの場において検討することが適当であるのかも含め、まずは総務省において検討すべきと考えます。</p>	無

	い致します。		
	【株式会社文化放送】		
28	<p>○ 「「放送の将来像」としては、『デジタル技術を最大限活用しつつ、「守りの戦略」として放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減するとともに、「攻めの戦略」としてインターネットによる配信を含めた多様な伝送手段を確保し、これらによって、良質な放送コンテンツを引き続き全国の視聴者に届け、その社会的役割を今後も持続的に維持・発展させていくこと』を目指すべきである。」</p> <p>「攻めの戦略」として多様な伝送手段が確保されることについては歓迎する。</p> <p>「放送の将来像」としては、この多様な伝送手段に応じて、放送方式を含めた放送サービスの再設計が必要な段階にきているのではないかと。受信側についても、視聴者の利便性向上を第一に考え、放送と通信を意識しないテレビデバイスを研究すべきではないかと。</p> <p>また根幹では、放送の社会的役割を持続的に維持・発展するため、放送もアップデートが容易なサービスとなることが必要なのではないかと。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ西日本】</p>	放送の将来像に関する御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。特に、アップデートが容易なサービスとなることが重要との視点は必要と考えます。	無
29	<p>○ 「この将来像の実現時期は、第3章で述べる放送ネットワークインフラの更新時期を踏まえ、2030年頃が想定される。</p> <p>また、放送制度については、</p> <p>(中略)</p> <p>全ての足並みを揃えることよりも、積極的に創意工夫を行う者を後押しするという視点がより重要となる。」</p> <p>将来像の実現時期を2030年としているのは、次回のインフラ更新時期を踏まえてのことだが、実現時期の目標としては遅いのではないかと。</p> <p>放送制度ばかりでなく、放送ネットワークインフラの整備についても、積極的に創意工夫を行う者を「早期に」後押しし、変革を加速することが「攻めの戦略」につながるのではないかと。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ西日本】</p> <p>○ 「この将来像の実現時期は、第3章で述べる放送ネットワークインフラの更新時期を踏まえ、2030年頃が想定される」という文言について</p> <p>「…2030年頃が想定されるものの、急変するインターネット環境に合わせ、可</p>	本案は、放送事業者等におけるインフラ・設備の更新時期を踏まえて、実現時期を設定しておりますが、各社の経営判断において、着手時期を早め、早期に取り組むことを否定するものではありません。	無

	<p>能な箇所からすぐにでも着手されることが考えられる」とすべきです。</p> <p>スマートフォンが世界に登場してわずか15年。この間のメディア環境の変化を省みると、8年後のマスター更新などテレビ局側の都合に社会は待ってくれず、それまでに経営が立ち行かなくなる可能性があり、できるところから次々と着手する前提で施策を考えるべきだと思います。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ワイズ・メディア】</p>		
30	<p>○ 放送制度の見直しにあたって、「積極的に創意工夫を行う者を後押しするという視点」の重要性は理解できるが、制度の見直しによって、視聴者が現在享受している放送サービスの質や量が低下しないよう留意することや放送の多様性の維持の確保についても留意する必要があると考える</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビユー山形】</p>	<p>制度の見直しに当たっての留意点に関する御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無

第3章 放送ネットワークインフラの将来像

総論

31	<p>○ 「共同利用型モデル」は、送信設備の維持にかかっているコストを現状よりも削減することが目的であり、「ハード事業者の設立」はその目的を達成するために必要であるかどうか、という観点で判断すべきだと考えます。ハード事業者を設立する時期について「2026年～2028年頃」とされているのはミニサテの更新という節目として想定されますが、現状ではブロードバンド代替によるコスト削減効果などに不確定な要素が多く、時期については柔軟に検討していくべきだと考えます。</p> <p>「ハード事業者の設立」について、地域ごとに中継局の保守・管理をめぐる事情が異なる、ということも十分に考慮する必要があると考えます。複数の地域で民放事業者が共同で出資し中継局を運営している既存の保守・管理会社を、実績や課題を検証したうえで活用する、という選択肢も検討すべきです。</p> <p>マスター設備について「場合によっては系列を超えて統一仕様を導入することも経営の選択肢」とされていますが、NHKと民放事業者とのビジネスモデルの違い・民放の系列によっても違いが大きいことを考慮すると、慎重に検討すべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSテレビ】</p> <p>○ 「中継局の保有・運用・維持管理を担うハード事業者（基幹放送局提供事業者）の設立も経営の選択肢となり得る」という提言については、現在よりもコス</p>	<p>本案は放送事業者における経営の選択肢を示すことを目的としており、共同利用型モデル、ブロードバンド等代替及びマスター設備に関して、地域の実情や経営判断を踏まえて、実施する内容や在り方、また実施時期が検討されるものと考えており、これらの取組を一律の義務として放送事業者に対して強制することは想定していません。</p> <p>また、対象設備の拡大に関する御意見は、今後検討を進めていく上での参考とさせていただくとともに、「あまねく受信」との整合性に関する御意見、マスター設備の集約化に当たっての課題に関する御意見は、今後総務省において検討を進めていく上での参考とすることが適当と考えます。</p>	無
----	---	--	---

ト削減が図られることを前提とするのであれば、今後検討・試算等を行う事は意義があると考えます。

一方、近畿広域の民間放送事業者では共同出資会社に対し、中継局設備の保守・補修・更新業務を既に共同で委託を行っているため、無線設備を保有するハード事業者の設立によるコスト削減効果については、限定的である可能性があります。

また、NHKは民間放送事業者と比べて中継局のコストが高いという調査結果も出ていることから、NHKとの共同出資によるハード事業者の設立については、経済合理性の観点から慎重な検討が必要です。

ハード事業者の対象設備の範囲として、まずは小規模中継局やミニサテ局とすることについては適当と考えますが、ブロードバンド代替を含めて、ミニサテ局に係る共通的なコストについては、過去の経緯も踏まえ、NHKが受信料収入によって負担するスキームも検討するべきという提言に賛同します。

マスター設備における提言を踏まえれば、放送事業者においてもマスター設備のIP化、ソフトウェア化、クラウド化に向けた研究・検討が、今後必要になってくると考えられます。

一方、マスター設備への投資が民間放送事業者にとって大きな負担となっている中で、IP化やクラウド化によるコスト削減効果と、サイバーセキュリティ対策を含めた放送に求められる高い可用性の確保との両立については、様々な観点から慎重に研究・検討・整理していく必要があると考えます。

【関西テレビ放送株式会社】

- 放送ネットワークインフラを維持するためには多額の維持費と人材確保が必要で、将来的には費用増となるリスクもあり、効率化にも限界があるため「共同利用型モデル」は経営の選択肢になり得ると考えます。ただし安全・信頼性を確保した上での経済合理性が重要なファクターであり、結論ありきの検討とせず、強制や義務化されることのないように要望します。

《中継局》についてはハード事業者設立の可能性が示されていますが、あくまでも選択肢の一つと認識しており、仮に設立される場合は対象設備の範囲がミニサテから大規模中継局まで出来る限り広げられることを希望します。

また検討に際してはNHKの協力が欠かせませんが、十分に検証し合理的な仕様とすることが重要です。そのためにNHKと民放で異なる「あまねく受信義務

	<p>(民放は努力義務)」の整合性を図る必要があります。</p> <p>《マスター》について集約化する場合は、仕様を共通化している系列局単位で行うことが現実的です。</p> <p>ただ現段階では具体的な技術仕様が全く見えておらず、クラウド化された場合の回線安定性やセキュリティー対策、集約方法や集約拠点を管理する局の負担等々、多くの課題があります。更に共同利用型モデルを採用した場合、業務に従事する多くのスタッフの雇用が失われる可能性があるため、慎重な対応と配慮が必要です。</p> <p style="text-align: right;">【広島テレビ放送株式会社】</p>		
32	<p>○ 放送ネットワークインフラの将来像</p> <p>取りまとめ案が示した「放送事業者の放送ネットワークに係るコスト負担を軽減し、コンテンツ制作に注力できる環境を整備する」との方向性は妥当だ。共同利用型モデルやブロードバンド代替などは、NHKと民間放送事業者の協力のもと議論がなされたものと理解している。引き続き、制度設計に向けては国民・視聴者に及ぼす影響、事業者側の視点に立った議論、地域特性や経済合理性などのバランスが欠かせない。</p> <p>今後の制度を議論していくうえで、視聴者が置き去りになったり、視聴者の負担が過重になったりしないような配慮を求めたい。インフラ管理の別会社設立などが検討されているが、コストの低廉化が議論の前提だ。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>今後の制度設計・制度の検討に当たっての御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無
33	<p>○ 当社は国土の22%を占める広大なエリアに創立以来157の送信所を作り、「あまねく受信の努力義務」を果たしてきました。今後も義務の履行に最善を尽くす考えに変わりはありません。ただ、私たちは民間放送であるので、経済合理性の観点は非常に重要です。当社の放送ネットワークを合理的に更新・運営するためには、コスト負担のあり方、技術的な課題、条件不利地域のブロードバンド整備状況を含め、様々な課題の整理が必要です。また、中継局の多くはNHKとの共同建設となっており、更新・運営におけるNHKとの協調も重要な課題と考えています。</p> <p style="text-align: right;">【北海道放送株式会社】</p>	<p>放送ネットワークを合理的に更新・運営するに当たっての課題に関する御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無
34	<p>○ 今回の取りまとめ(案)は、主に地上基幹放送のテレビジョン放送についての調査や検討などが行われておりますが、今後の制度整備に当たっては、ラジオ放送についても、安定した事業の持続を可能とすべく、以下の必要な制度の整備が行われることを要望いたします。</p>	<p>ラジオ放送と地上テレビジョン放送ではネットワークインフラの構成が異なっており、将来像として必ずしも同じ内容になるとは限らないものと考えます。</p>	無

	<p>1. 無線設備における共同利用型の親局及び中継局の送信設備等 2. 無線設備における共同利用型の主調整室（マスター）設備等 3. 上記1及び2における、例えば共同利用型の審査基準等において、公正取引委員会の「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」に沿った審査基準、特に独立系放送事業者に対する公正な利用規約、技術的な条件など門戸開放の制度整備を要望いたします。</p> <p>併せて、共同利用型の審査基準等には、営業・編成情報等に係る、一般公開前のEPG情報等の取り扱いに関しては、相互に守秘義務を課す等の方策を要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社J-WAVE】</p> <p>○ 民放地上ラジオ放送についても経営環境は大変厳しい。その経営基盤強化の観点から、共同利用型モデルをはじめとした放送ネットワークインフラの将来像を検討する際には、ラジオ放送についても考慮して頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社熊本放送】</p>		
35	<p>○ 「放送事業者の放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減し、コンテンツ制作に注力できる環境を整備していくことが重要」との提言に賛同します。</p> <p>小規模中継局、ミニサテライト局の年間維持費の負担が大きいため、経済合理性の視点で、維持コストをできる限り圧縮し、放送が今後も信頼される情報を届ける社会的基盤としての役割を果たし続けることが重要と考えています。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ朝日ホールディングス】</p> <p>○ 「放送を取り巻く環境が急速に変化する中において、良質なコンテンツを全国の視聴者に届けるため、放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減し、コンテンツ制作に注力できる環境を整備すべき」はその通りで、そのために「総務省も適切に関与しつつ、NHK及び民放など関係者間で具体的な検討・協議を進めていくべき」という提言にも賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【広島テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 「このため、地上テレビジョン放送の小規模中継局やマスター設備等の放送ネットワークインフラについて、安全・信頼性を確保することを前提に、経済合理性の視点も勘案し、デジタル技術の導入等による効率化を図るべきである。」</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

	<p>賛同します</p> <p>人口減少、過疎化の進展で経営環境の悪化が避けられない放送局の経営支援と、過疎地の視聴者利便の経済合理性・安全・信頼のバランスをとるためにも、より具体的な試験や検証を踏まえた協議をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社Jストリーム】</p> <p>○ 検討会資料2-4、9-2でも述べましたように、地上テレビジョン放送のネットワークインフラは、これまで（NHKをはじめ）民放やケーブルテレビ事業者など多くの関係者の努力で、山間地や離島も含めた「全国あまねく」を実現できてきたと認識しています。放送を取り巻く環境が急速に変化する中においても、良質な放送コンテンツを全国の視聴者に届けるための放送ネットワークインフラを（コスト負担を軽減しつつ）どのように維持させていくか、引き続き関係者間で具体的な検討・協議を進めていくことは大切であると認識しており、NHKとしても積極的に参画していく所存です。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>		
36	<p>○ デジタル技術導入により、小規模中継局やマスター設備等のインフラの効率化を図る際は、現行設備より可用性が低下することも想定されます。安全・信頼性確保に関わる制度（技術基準、報告義務等）の見直し検討が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【中部日本放送株式会社】 【株式会社CBCテレビ】</p>	御指摘も踏まえ、今後総務省において求められる要求条件を検討・整理することが必要と考えます。	無
37	<p>○ 提言された将来像に向けて具体的な検討・協議を進めるにあたっては、放送ネットワークインフラを構成する手段として利用が想定される、地上回線、衛星回線の電気通信事業者についても、検討・協議を進める関係者として想定されることが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【スカパーJSAT株式会社】</p>	御意見のとおりと考えます。	無
38	<p>○ 放送ネットワークインフラの維持コストの軽減という考え方は妥当であり、そのために関係者間で検討・協議を進めることは必要であると考えます。検討・協議にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> * NHKが全国一つの事業体であるのに対し、民放事業者は、それぞれが独立した事業体であること * 放送対象地域ごとに放送ネットワークインフラの現状が様々であること * 民放事業者は、現在の放送ネットワークを前提に中長期にわたって設備更新の 	関係者間での具体的な検討・協議を進めるにあたって、民放のビジネスモデルやメディア価値を毀損しないという考えは考慮すべき要素であると考えます。	無

	<p>計画を立てていることなどを考慮したうえで、民放の現在のビジネスモデルやメディア価値を毀損することのないことを前提に、進めていただくことを要望する。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビユー山形】</p>		
39	<p>○ 「総務省も適切に関与しつつ、NHK及び民間放送事業者をはじめとした関係者間で具体的な検討・協議を進めていくべきである。」との指摘に賛同いたします。中央での協議だけではなく、地域の特性に応じた検討・協議の場を設けることに適切に関与いただくよう要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【東海テレビ放送株式会社】</p>	<p>関係者間での具体的な検討・協議を進めるに当たって、協議の場については民間放送事業者の要望も踏まえ、柔軟なものとするのが望ましいと考えます。</p>	無
40	<p>○ ローカル局が経営を合理化しコンテンツの発信、情報発信を増やす努力をするに伴って現在の制作機能とその質を保てるように引き続き取り組んで行き、電波だけではなくwebでも、情報発信の質を保っていきけるように努めて行きたいが、単なるコンテンツ制作、情報発信だけになるのではローカル局の存在意義が、視聴者に理解されにくいものになるのではという不安も残ります。そうした観点も踏まえて意見を提出させていただきます。</p> <p>人口減少が加速しているエリアでは、中山間地域の人口減少は更に進み、小規模以下の中継局の存続は更に厳しい状況が生じると考えます。そうした地域を共同利用型のハード会社が維持できるような仕組みや将来の更なる減少でも転換しやすい仕組み等を構築することが望ましいと考えます。</p> <p>このことは、小規模中継局等のブロードバンド等による代替についても同様の観点が必要と考えます。また、今回のBB代替においての推計は、放送アプリケーションの費用や通信の費用の一部が含まれておらず、小規模中継局やミニサテとの単純なコスト比較はできないのではないかと考えます。</p> <p>「共同利用型モデル」の留意点として上げられている点はエリア毎に相違した状況、環境など多くの要素や課題があることを踏まえて今後、慎重に検討すべきと考えます</p> <p>「NHK及び民間放送事業者ともに現在よりもコスト削減が図られることを前提とすべきである。」という点は、経済合理性が両者に創出されることが前提と理解できこの主旨に賛同します。更に検討の過程で運用面の安全・信頼性に関する技術基準が適正に判断されることと期待しています。</p> <p>マスター設備については、災害時など特殊な場合など各局で対応が相違するためオペレーションの確保とともに放送事業者がリスクを把握し制御できるかはた</p>	<p>本案の内容について、経済合理性からの御意見については、本案に対する賛同の御意見として承り、費用、技術、運用の面からの更なる検討であるとの御意見については、今後の具体的な取組を進めるに当たっての参考として承ります。</p>	無

	<p>いへん重要な点で、経済合理性と相反しないような仕組みが検討され構築されることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【個人19】</p>		
<p>「共同利用型モデル」について</p>			
<p>41</p>	<p>○ 「共同利用型モデル」に関する民放連の考えは、6月10日開催の放送制度検討会のヒアリングで述べたとおりです。</p> <p>「共同利用型モデル」の目的は、送信ネットワーク維持のためのコストをできる限り圧縮することです。ハード会社の設立はそのための一つの例示と捉えており、既存の共同保守体制など地域ごとの事情も踏まえて検討する必要があります。放送制度検討会で構成員から示されたハード会社の持続可能性と実現可能性に関する懸念も、たいへん重く受け止めております。</p> <p>「『共同利用型モデル』が具体的な選択肢となるよう、総務省も適切に関与しつつ、NHK及び民間放送事業者をはじめとした関係者間で具体的な検討・協議を進めていくべきである」との提言は適切であり、賛成します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> <p>○ コスト削減策として、複数の地上基幹放送事業者の送信ネットワークをまとめて、その保有・運用・維持管理を担うハード事業者を共同出資し設立する「共同利用型モデル」が挙げられていますが、共同管理の実態など地域ごとの事情を把握して、あらゆる選択肢を柔軟に比較検討し、経済合理性と持続可能性を担保できることが重要と考えます。</p> <p>今後の進め方について「NHK及び民間放送事業者をはじめとした関係者間で具体的な検討・協議を進めていくべき」と示されたことに賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ朝日ホールディングス】</p> <p>○ 放送ネットワークインフラの将来像を検討するにあたっては、経済合理性の観点で最重要であり、「NHKおよび民間放送事業者ともに現在よりもコスト削減図られることを前提とすべきである」との認識は極めて妥当です。</p> <p>地上基幹放送の中継局のコスト削減を図るという条件のもと、一案として、「共同利用型モデル」を検討することに賛成します。一方で、一部の民間放送事業者においては、すでに共同保守体制が進んでいること等、放送事業者やエリアごとに事情が異なることにも考慮が必要です。将来にわたって持続可能で合理的</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、「民放各社の経営判断に委ねるべき」、「地域ごとの事情も踏まえて検討する必要がある」「ハード会社の持続可能性と実現可能性に関する懸念」といった御意見について、本検討会では、放送の持続的な維持・発展を可能とし、放送事業者における経営の選択肢を拡大する観点から放送ネットワークインフラの将来像について検討を行ってきました。したがって、本案の内容を地域事情、経済合理性、各社の経営判断等に関わらず一律の義務として放送事業者に対して強制することは想定しておりません。</p>	<p>無</p>

な中継局設備の在り方について、「共同利用型モデル」が真にコスト削減につながるか、今後、多角的な観点から具体的な検討を行っていくことが重要と考えます。

【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】

【株式会社フジテレビジョン】

- 「共同利用型モデル」の目的は、送信ネットワーク維持のためのコストをできる限り圧縮することである。ハード会社の設立はそのための一つの例示と捉えており、既存の共同保守体制など地域ごとの事情も踏まえて検討する必要がある。また、放送設備の安全・信頼性の確保、ハード会社の収益性の確保の懸念も、大変重く受けとめている。

【「共同利用モデル」が具体的な選択肢となるよう、総務省も適切に関与しつつ、NHK及び民間放送事業者をはじめとした関係者間で具体的な検討・協議を進めていくべきである】という提言は賛成する。但し、「共同利用」は一つの選択肢であり、強制や義務化されるものではなく、民放各社の経営判断に基づくものだと考える。

【株式会社宮城テレビ放送】

- ローカル放送局にとって放送設備への投資負担は大きく、放送設備の共用化によるコスト削減には賛同します。その際、地域の個別事情を考慮して柔軟に検討することを要望します。広域圏における県域局においては、県域局単独の中継局を設置しているケースがあり、その場合は共同利用型モデル本来の目的であるコスト削減にはつながりません。取りまとめ案では、ハード事業者の設立も選択肢とされていますが、放送事業者個別の事情によっては、設立にかかる出資額が負担となり、メリットを享受できないケースも考えられます。地域や事業者による個別の経営判断を尊重し、画一的ではない枠組み作りが必要と考えます。

【テレビ大阪株式会社】

- 放送ネットワークインフラのうち、中継局の保有、運用、維持管理に関して、コスト削減が図られることを前提に議論されることについて賛同します。ハード事業者を設立する場合は地域の特性も考慮し、対象とする中継局や設備の範囲なども含めて事業者の収益性や持続性を確保しつつ、効率的なものとする必要があ

ります。今後、経営の選択肢を増やす意味でも制度の在り方と合わせて継続して検討していく必要があると考えます。

【RKB毎日放送株式会社】

- 「共同利用型モデル」の目的は、送信ネットワーク維持のためのコストを出来る限り圧縮することであり、ハード会社の設立はそのための一つの例と捉えており、既存の共同保守体制など地域ごとの事情も踏まえて検討する必要があると考えます。

地域ごとのハード会社の設立には大きな期待を抱いていますが、放送制度検討会で構成員から示された「ハード会社の持続可能性と実現可能性に対する懸念」については、大変重く受け止めています。

【株式会社テレビ宮崎】

- NHKと民間放送事業者が協力し担ってきた、中継局の保守業務をいっそう推進し、効率化する方向性について賛成します。そのためには、設備更新のタイミングや保守内容について「合理的な仕様」とし、負担が軽減されることを期待します。

自治体や地元組合が所有するミニサテ等については、固有の地域事情や歴史的経緯を踏まえて適切に対応する必要があると考えます。

「共同利用型モデル」で最も肝要なのは放送ネットワーク維持のコスト圧縮を実現することであり、例示された「ハード事業者」については、コストメリットや事業会社としての持続可能性、地域事情等を慎重かつ丁寧に見極める必要があります。

【北海道テレビ放送株式会社】

- ②の今後の方向性に、ハード事業者を設立する際は「NHK及び民間放送事業者ともに現在よりもコスト削減が図られることを前提とすべき」とあり、これに賛同いたします。同時に、自治体保有局につきましても、地域の実情に合わせ、維持管理を含めてコスト削減が図られることを前提にさせていただきたく要望いたします。

資料8-1のヒアリング結果にもある通り、北海道は国土の約22%を占め、民放各社が各々160局近くの中継局を維持管理している厳しい地区です。放送の安定性・

持続性を担保するため、ハード事業者の設立にあたっては、対象エリアを含め、出資会社にとっての経済合理性や地域の実情も考慮した上で検討していただくことを望みます。

【株式会社テレビ北海道】

- 既にNHK・民間放送事業者では可能な限り、テレビ中継局の共同建設を行っており、共有部分については共同保有しています。建物・鉄塔・アンテナなどの共有部分は、今後二十年以上使用できるものも多く、ハード事業者の設立は経営の選択肢となり得ますが、コストがどの程度削減できるのか、地域ごとに細かく精査する必要があると考えております。

【株式会社新潟放送】

- 放送ネットワークインフラに係るコスト負担軽減のための選択肢として、「ハード事業者」の設立を提言しているが、その時期や設立形態などにも言及し、設立を前提とした提言となっている印象は否めない。

放送ネットワークインフラの現状は、放送対象地域ごとに異なっており、それぞれの地域で、各民間放送事業者は、コストの低減に取り組んでいる。

こうしたことから、「ハード事業者」の設立はあくまでコスト低減の選択肢の一つにとどまり、「ハード事業者」の持続可能性と実現可能性についても、民間放送事業者の求める経済合理性と両立するものであるのかも疑問である。

各放送対象地域の放送ネットワークインフラ負担コストの軽減については、まず、当該地域の民間放送事業者とNHK地域放送局が協議を進め、それぞれの地域での最適解を目指すべきであると考えます。

【株式会社テレビユー山形】

- 「更なる効率化」「現在よりもコスト削減が図られることを前提」との部分には賛同します。ただし、地域ごとに環境も違います。

各地域・各社それぞれの経営判断が尊重されるよう要望します。

【讀賣テレビ放送株式会社】

- 「NHK及び民間放送事業者ともに現在よりもコスト削減が図られることを前提とすべきである。」との指摘に賛同いたします。

一律的な導入を求めるべきではなく、地域の特性を鑑み、コスト削減が図られる効率化であることを前提とすべきです。

【東海テレビ放送株式会社】

- 「共同利用型モデル」について、具体的なハード事業者の設立時期や設立形態、対象設備の範囲が示されていますが、あくまでも一つの例示と捉えています。今後の検討にあたっては、既存の保守体制や各地の地域ごとの事情をふまえ、経済合理性を満たすものとなるよう要望します。

【青森放送株式会社】

- 大規模中継局が地上基幹放送事業者、小規模以下の中継局がハード事業者の対象設備と分かれる場合、設備投資および送信技術者確保などで非効率な部分が発生する可能性があります。またハード事業者設立時に発生する費用や持続可能性なども勘案してトータルでコストメリットが得られるのかを検証する必要があると考えます。

【中京テレビ株式会社】

- 放送ネットワークインフラについては、現状よりもコスト削減が出来、経済合理性が見込めるものであることが大前提であり、構成員から示されたハード会社設立案については、地域特性や放送事業者の負担を考慮し、慎重に検討していただくよう要望します。

【テレビ愛知株式会社】

- ハード事業者の対象設備の範囲について、「まずはミニサテ局、小規模中継局。経済合理性の観点から運用・維持に関しては大規模中継局等も含めることが考えられる」とあるが、これらだけだと親局、固定局の送信系業務が放送事業者に残ることになり、経済合理性が実現できないのではないかと考える。

地域ごとに、ハード会社の収益性や放送事業者の経済合理性などを勘案して、双方が持続可能となるように業務分担や対象エリアなど、柔軟な選択ができるよう制度の整備をお願いしたい。

【株式会社鹿児島讀賣テレビ】

○ 「共同利用型モデル」の目的は、送信ネットワーク維持コストをできる限り圧縮することであり、ハード会社の設立はその例示の一つです。地域ごとの事情により設備の地方自治体の保有など様々な形態があるため、運用に携わる関係者全てにとって現状より経済合理性のある方策となるよう検討する必要があります。検討会で構成員から示されたハード会社の持続可能性と実現可能性に関する懸念も、広域な北海道エリアでは更に大きな課題で、大変重く受け止めています。

【札幌テレビ放送株式会社】

○ 長野県の放送設備について、親局はNHKと弊社が共建しております。中継局は鉄塔や受電設備はNHKと民放テレビ全局の共有資産です。既に設備共用や保守業務の共同委託が進んでいる中、ハード会社設立によって設備および保守費用について弊社が今まで以上に劇的なコスト削減を望めるかは疑問です。ハード会社の対象設備やエリアの規模をどのようにすれば大きなコスト軽減になるのか、具体的な検討にあたっては地域や系列の実情に合わせた検討が必要と考えます。

【信越放送株式会社】

○ 「共同利用」は、一つの選択肢であっても何ら強制や義務化されるものではなく、民放各社の経営判断に基づくものとし、結論ありきの方策とならないよう要望します。

【札幌テレビ放送株式会社】

○ 「共同利用型モデル」の目的は、送信ネットワーク維持の費用を出来るだけ圧縮することです。ハード会社の設立はその一例と捉え、地域ごとに存在する共同保守体制等の事情も踏まえて、また、構成員から示されたハード会社の持続と実現可能性に対する懸念も十分考慮する必要があります。

「共同利用」は、一つの選択肢であっても何ら強制や義務化されるものではなく、民放各社の経営判断に基づくものであり、結論ありきの方策とならないように要望します。

【西日本放送株式会社】

○ 「共同利用型モデル」の目的は送信ネットワーク維持のためのコストを出来る限り圧縮する事で、「ハード会社」の設立はそのための一つの例示と捉えており

ます。また構成員から示された「事業者として持続可能性が重要であり実現可能な枠組みにすべき」という懸念も大変重く受け止めております。

地域ごと個別の事情があり、想定されるコスト感もまちまちであることから、結論ありきで議論が進むのは望ましくないと考えます。「共同利用」は一つの選択肢であって何ら強制や義務化されるものではなく個社の経営判断に基づくものとなることを要望します。

【株式会社静岡第一テレビ】

- 地上テレビジョン放送の送信設備とマスター設備について「共同利用型モデル」が検討されていますが、現在各民放事業者は共同建設を含め相当の努力でもって放送ネットワーク設備費用の圧縮に取り組んでいます。ハード会社に集約すれば単純に合理化が進むものではなく、ハード会社の持続可能性と実現可能性には懸念があります。結論ありきではなく地域毎に異なる事情を含めて丁寧に議論を進めるべきと考えます。

また「共同利用型モデル」はあくまでも一つの選択肢であり、何ら強制や義務化されるものではなく、民放各社の経営判断に委ねられるよう、結論ありきの方策とならないことを要望します。

【北日本放送株式会社】

- 地デジ放送ネットワークを構成する送信設備は地域毎に事情が異なるため、「共同利用型モデル」の制度整備は全国一律でなく地域毎に、またあくまで経営の選択肢のひとつに留め義務として強制されることがないように強く要望します。
例えば近畿エリアの場合、大規模～小規模中継局については在阪の民放事業者等が出資する日本エレクトロニクスシステムズ株式会社が保守・運用を担っています。既に所有以外は共同利用型モデルに近い形で運営され一定の経済合理性を確保しており、そこからの変更即座に優位性を見出すことは難しいと考えます。

【株式会社毎日放送】

- 「共同利用型モデル」の目的は、送信ネットワーク維持のためのコストをできる限り圧縮することであり、ハード会社の設立はそのための一つの例示と捉えている。既存の共同保守体制など、地域ごとの事情も踏まえて検討する必要がある。

る。

メリットもある反面、収益性等の課題も指摘されており、放送事業者の経営判断の選択肢の一つに成り得るものの、強制や義務化されることがないように要望する。

【株式会社鹿児島讀賣テレビ】

- 「共同利用型モデル」の目的は、送信ネットワーク維持のためのコストをできる限り圧縮することであり、ハード会社の設立はそのための一つの例示と捉えており、既存の共同保守体制など地域ごとの事情も踏まえて検討する必要があると考えます。さらに、この共同利用についても結論ありきの強制的な話ではなく、あくまで経営の選択肢の一つという位置づけのものであるべきで、NHKおよび民放事業者等の中で協議は進めていくべきではありますが、その実施については民放各社の経営判断に委ねるものとなるよう要望します。

【株式会社テレビ岩手】

- 『「共同利用型モデル」が具体的な選択肢となるよう、総務省も適切に関与しつつ、NHK及び民間放送事業者をはじめとした関係者間で具体的な検討・協議を進めていくべきである。』との提言は適切ですが、選択肢のひとつという位置付けであり、強制や義務化されるものではなく、各社の経営判断に委ねられるものとなるよう要望します。

また、検討時期については、近年の納期遅れを踏まえ更新の1年半から2年前には発注が必要となっている状況を考慮し、進めて頂くよう要望します。

【株式会社福岡放送】

- 「共同利用型モデル」が具体的な選択肢となるよう、総務省も適切に関与しつつ「NHK及び民間放送事業者をはじめとした関係者間で具体的な検討・協議を進めていくべきである」との提言は適切であり、賛成します。

当社エリアでは全ての中継局について既にNHKと民間放送事業者で共同建設しており、維持管理についてもNHKと一部の民放が同じ業者に委託契約しています。ハード会社の設立も一つの例示として挙げられていますが、「共同利用型モデル」の目的は送信ネットワーク維持のためのコストをできるだけ圧縮することであり、既存の共同保守体制など地域ごとの事情も踏まえて検討する必要があると考

えます。

【株式会社テレビ信州】

- 「共同利用型モデル」の検討については、経済合理性・持続可能性がある前提として、異論はありません。

ハード会社設立はあくまでも経営選択肢の1つになりうるというものであり、ハード会社設立ありきではなく、地域ごとの諸事情を踏まえて今後も慎重に検討することを要望します。

また、ハード会社への参加については個社の経営判断によるものと考えます。既存の共同体保守体制など地域ごとの事情も踏まえての検討が必要であり、検討会で構成員から示されたハード会社の持続可能性と実現可能性に関する懸念も、当社として大変重く受け止めています。

「『共同利用型モデル』が具体的な選択肢となるよう、総務省も適切に関与しつつ、NHK及び民間放送事業者をはじめとした関係者間で具体的な検討・協議を進めていくべきである。」との提言は適切であり、賛同します。

【朝日放送テレビ株式会社】

- 「共同利用型モデル」の目的は、送信ネットワーク維持のためのコスト、特に小規模局以下のコストを出来る限り圧縮することである。ハード会社の設立はそのための一つの例示と捉えており、既存の共同保守体制など地域ごとの事情も踏まえて検討する必要がある。構成員から示されたハード会社の持続可能性と実現可能性に関する懸念も大変重く受け止めており、結論ありきではなく引き続き丁寧な議論を要望する。

「『共同利用型モデル』が具体的な選択肢となるよう、総務省も適切に関与しつつ、NHK及び民間放送事業者をはじめとした関係者間で具体的な検討・協議を進めていくべきである」との提言は適切であり、賛成する。

ただし、「共同利用」自体もあくまで一つの選択肢という位置付けのものであり、何ら強制や義務化されるものではなく、民放各社の経営判断に委ねられるよう結論ありきの方策とならないことを重ねて要望する。

【日本海テレビジョン放送株式会社】

- 「共同利用型モデル」の目的は、現在個々に所有している設備を安定的に維持

運用していくためのコストをできる限り圧縮することにあります。ハード会社の設立の案はそのための一つの方策と考えることには異論はありません。しかしこれは、放送事業者が、確実にコスト削減ができ、かつ継続できると判断できたとき、はじめて具体的に踏み出せるものです。一方で、中継局の設置状況や経緯は、これまでの年月の経過の中で極めて複雑化しており、地域によって、あるいは同地域の放送局によっても異なる部分が多くあります。

これを進めていくためには地域ごとに複雑な対応の必要性が想定され、途上においての個々の事業者の、人的、金銭的な負担増も危惧します。

結果ありきで進むのではなく、関係者での十分慎重な検討協議が必要と考えます。その意味において「『共同利用型モデル』が具体的な選択肢となるよう、総務省も適切に関与しつつ、NHK及び民間放送事業者をはじめとした関係者間で具体的な検討・協議を進めていくべきである」との提言は適切であり賛同します。

【株式会社テレビ愛媛】

- 「共同利用型モデル」の目的は、送信ネットワーク維持のためのコストをできる限り圧縮することであり、ハード会社の設立はそのための一つの例示と捉えており、既存の共同保守体制など地域ごとの事情も踏まえて検討する必要がある。構成員から示されたハード会社の持続可能性と実現可能性に関する懸念も、大変重く受け止めており、結論ありきではなく引き続き丁寧な議論を要望する。

「『共同利用型モデル』が具体的な選択肢となるよう、総務省も適切に関与しつつ、NHK及び民間放送事業者をはじめとした関係者間で具体的な検討・協議を進めていくべきである」との提言は適切であり、賛成する。ただし、「共同利用」自体もあくまで一つの選択肢という位置付けのものであり、何ら強制や義務化されるものではなく、民放各社の経営判断に委ねられるよう、結論ありきの方策とならないことを重ねて要望する。

【株式会社長崎国際テレビ】

- 本検討会において、「放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減し、コンテンツ制作に注力できる環境を整備していく」という方向性を示したことは適切なこととしてとらえております。その中で「共同利用型モデル」が経営の選択肢となり得るといふ提言があり、ハード会社設立の提示がありました。ハード

会社設立については「共同利用型モデル」のあくまで一つの例示としてとらえており、構成員からハード会社に対する懸念が出されたように、この提示を前提に結論ありきの議論とならないよう要望します。あわせて、例えば、事例として挙げられた共同委託契約による維持管理についても今一度検討を深掘りし、効率化の可能性を探るなど引き続き丁寧な議論をするよう要望します。

今後の議論において、「総務省も適切に関与しつつ、NHK及び民間放送事業者をはじめとした関係者間で具体的な検討・協議を進めていくべきである」としたことは適切であり賛成いたします。

【株式会社福島中央テレビ】

- 「共同利用型モデル」の目的は、送信ネットワーク維持のためのコストをできる限り圧縮することであり、ハード会社の設立はそのための一つの例示と捉えており、既存の共同保守体制など地域ごとの事情も踏まえて検討する必要がある。構成員から示されたハード会社の持続可能性と実現可能性に関する懸念も大変重く受け止めており、結論ありきではなく引き続き丁寧な議論を要望する。

「『共同利用型モデル』が具体的な選択肢となるよう、総務省も適切に関与しつつ、NHK及び民間放送事業者をはじめとした関係者間で具体的な検討・協議を進めていくべきである」との提言は適切であり、賛成する。

ただし、「共同利用」自体もあくまで一つの選択肢という位置付けのものであり、何ら強制や義務化されるものではなく、民放各社の経営判断に委ねられるよう、結論ありきの方策とならないことを重ねて要望する。

【日本テレビ放送網株式会社】

- 「共同利用型モデル」は、それぞれの地域の状況次第で課題があるのが現状です。一つの選択肢であっても何ら強制や義務化されるものではなく、民放各社の経営判断に委ねられるよう要望します。

【讀賣テレビ放送株式会社】

- 「共同利用型モデル」の検討は、送信ネットワーク維持のためのコストをできる限り圧縮することであり、ハード会社の設立やIPマスターの集約など例示と捉えており、既存の共同設備や共同保守体制などの地域ごとの事情も踏まえて検討する必要がある。構成員から示されたハード会社の持続可能性と実現可能性に関

する懸念も重要な課題として認識しており、引き続き丁寧な議論を要望する。

「共同利用モデル」が具体的な選択肢になるよう、総務省も適切に関与しつつ、NHK及び民間放送事業者をはじめとした関係者間で具体的な検討・協議を進めていくべきである」との提言は当社の認識と一致し、関係者間の連携により具体的な施策への進展を望む。

【株式会社山梨放送】

- 「『共同利用型モデル』が具体的な選択肢となるよう、総務省も適切に関与しつつ、NHK及び民間放送事業者をはじめとした関係者間で具体的な検討・協議を進めていくべきである」との提言は適切である。具体的な検討・協議に際しては、地域ごとの事情も踏まえて検討する必要がある、ハード会社の設立はあくまで一つの例示と捉えつつ、送信ネットワーク維持のためのコストをできる限り圧縮することを前提に、引き続き丁寧な議論を要望する。

【株式会社テレビ金沢】

- 「共同利用型モデル」の目的は、放送ネットワークインフラ維持のための負担軽減です。ハード事業者設立ありきでなく、共同利用方法、対象設備、対象エリア、大規模災害対応等、多角的観点から地域事情も考慮し、あらゆる選択肢の検討が必要と考えます。

日本デジタル放送システムズ（J-DS）のヒアリングに於いて「保守業務の受託業者においては、関東および関西の広域圏以外では収益の確保は難しいと思われる。」との指摘がありました。ハード事業者の収益性・事業性は重要な課題です。慎重な議論を求めます。

民放事業者の送信設備の年間維持費は、①ミニサテでNHKの6割程度、②小規模中継局でNHKの4分の3程度と推定されることが、検討会資料（第8回参考資料3）に記載されています。今後、NHK・民放事業者間で設備負担軽減に向けた連携を進めるためには、設備仕様・更新スパン等の精査が必須と考えます。

【中部日本放送株式会社】

【株式会社CBCテレビ】

- 設備コストについて、費用対効果を強く意識する民放と経過年数と計画性に重

きを置くNHKでは、方針が一致しないことが多々あります。よって、ハード会社設立は、NHKにとって有益でも、民放にとって有益でない場合も十分あり得ると考えています。

ミニサテライト局の更新については、難視聴解消に係るNHKの民間放送事業者への協力努力義務が盛り込まれた法改正も考慮し、ミニサテライト局に係る共通的なコストについては、過去の経緯も踏まえ、NHKが受信料収入によって負担するスキームを早急に検討すべきと考えます。

次期更新は、十分なコストコントロールを行って頂いたうえで、あくまでNHKが主体となり、民放側が協力することを明確にして進めることを希望します。

北海道では、広大なエリアをカバーすべく、アナログ放送時代に自治体から置局陳情を受けて建設した中継局が多数あります。その結果、自治体が相当数の小規模中継局、およびミニサテライト局全ての所有者となっており、維持費は自治体が負担しているという特殊事情があります。仮にハード事業者が設立された場合、設備の所有者はハード事業者に変更されると思います。北海道の各種課題に鑑みて、整合性が保たれる極めて慎重な議論が必要と考えます。

【北海道放送株式会社】

○ 中継局といったハードの共同利用については、エリアごとの事情の違いを考慮する必要を感じます。

例えば、NHK、民放各社が個別に中継局を所有・運用していて、個別に保守会社と保守契約を結んでいるような状況であれば「ハード会社」設立（完全委託型、保守運用委託型のいずれについても）により、放送局側にメリットがあると思われます。

一方、当地区の場合、全ての中継局は民放全社共建となっていて、中にはNHKとも共建となっている局所もあります。

「ハード会社設立」によるメリット・デメリットを設備投資や運用費用といったコスト面と人員面で考えた場合、設備投資は民放各局等分負担とすでに行っているのでNHKが加わることで若干の負担減が期待できます。

ハード事業者の対象設備の範囲としては、ミニサテから親局（STL）を含む全ての中継局としなければ送信担当者の減員という費用減効果が得られないと考えます。

尚、ラテ兼営局の場合、このハード会社の設立がラジオに関わる費用、人員の

	<p>削減につながるかが課題です。</p> <p style="text-align: right;">【北陸放送株式会社】</p> <p>○ 熊本の民放は中継局については親局も含めて全て共建。NHKともミニサテは全て共建、小中規模局もほぼ半数は局舎や鉄塔を共建しているため、ハード会社設立によつての、民放の設備におけるコストメリットは出にくいと考える。ただし、将来的には外部の事業者が放送ネットワークインフラの維持管理や更新を一元的に担うことで、維持管理や更新の効率化は期待できる。また画一的かつ均一的な維持管理の実施により、障害時は早期復旧につながるなど、放送の信頼性の向上も期待できる。</p> <p>「共同利用型モデル」が選択肢となるには、</p> <p>○ NHK及び民放において現状の15年間合計の送信設備投資額、保守費用、免許に関わる費用、人件費の合計額より業務委託費用が低廉であること</p> <p>○ 現在の可用性の水準が維持されること</p> <p>○ 技術的な安全性・信頼性の確保を前提としたうえで、保守や障害時の復旧作業の優先順位は民放・NHKの公平性が担保されることが条件となることから、各局の事情に応じて選択できる制度が望ましいと考える。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社熊本放送】</p>		
42	<p>○ 「共同利用型モデル」が経営の選択肢となるよう具体的な検討・協議を進めていくことは適切であり賛成します。</p> <p>ただしハード会社設立を含めて、あくまでも一つの選択肢であり強制されるものではなくエリア毎の事情、民放各社の経営判断に則した対応を選択できる方策となることを要望します。</p> <p>ハード会社の設立に関して、中継局はエリア単位、マスターは系列単位でそれぞれ別のハード会社を持つとなると、コンテンツが放送されるまでに複数の事業者を経由することになります。コスト削減の観点だけでなく運用上の効率性、障害発生時の対応遅れや補償責任分界点なども併せて多角的に検討する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【中京テレビ株式会社】</p>	<p>関係者間での具体的な検討・協議を進めるに当たっては、運用上の効率性や補償保証責任分界点などについても検討されるべきものと考えます。</p>	無
43	<p>○ 総論として賛成です。放送事業者がコンテンツ制作にいっそう注力するため、</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無

	<p>経済合理性と持続可能性を担保した上で、より効率的にあまねく放送を届ける環境が維持できるのであれば、共同利用型モデルの導入についても選択肢になり得ると考えられるのではないのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p> <p>○ ハード事業者の設立は経営の選択肢になり得ることは否定しないが、コスト削減が図られることが前提であることは重要と考える。また、留意点として挙げている「放送設備の安全・信頼性の引き続きの確保、放送ネットワークインフラの保有・運用・維持管理を行う事業者の収益性の確保等が考えられ、・・・」の見解は妥当である。放送継続の観点から、安定的なインフラの提供が重要な要素だと考える。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社熊本県民テレビ】</p> <p>○ このため、地上テレビジョン放送の小規模中継局やマスター設備（番組送出設備）等の放送ネットワークインフラについて、安全・信頼性を確保することを前提に、経済合理性の視点も勘案し、デジタル技術の導入等による効率化を図るべきと考え、「共同利用型モデル」及び小規模中継局等のブロードバンド等による代替を提言されておりますが、現在よりもコスト削減を図ることができ、経済合理性が見込めるのであれば、民放事業者とNHKのとの間で、「共同利用型モデル」を検討することは有意義であり、前向きに受け止めたいと考えております。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社秋田放送】</p>		
44	<p>○ 放送を取り巻く環境変化等に対応していくため、放送設備（中継局、マスター設備等）の共用化によるコスト削減について検討することに賛同します。本案では、「『共同利用型モデル』が具体的な選択肢となるよう、総務省も適切に関与しつつ、NHK及び民間放送事業者をはじめとした関係者間で具体的な検討・協議を進めていくべきである」としました。ただし、「共同利用型モデル」はそのための具体的方策の1つにすぎず、共同利用型モデルの導入自体が目的ではありません。総務省においては、放送事業者の社会的役割と経済合理性の両面を多角的に検討したうえで、共同利用型モデルの可能性を判断することを要望します。</p> <p>「共同利用型モデル」として、放送衛星システム（B-SAT）を例示しています。一昨年の「衛星放送の未来像に関するワーキンググループ」において、B-SATの衛星利用料等が諸外国やスカパーJSATと比べて高水準であると指摘され、業務の効</p>	<p>関係者間での具体的な検討・協議を進めるに当たっては、放送事業者の社会的役割と経済合理性についても考慮されるべきであり、また、放送ネットワークインフラの保守・運用・維持管理の実態把握も進められるべきものと考えます。</p>	無

	<p>率化やコスト削減が求められているところです。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p> <p>○ 本案で、中継局の保有・運用・維持管理を担うハード事業者の設立は「NHK及び民間事業者ともに現在よりもコスト削減が図られることを前提とすべき」としたことに賛同します。その一方で、「民間放送事業者よりもNHKの中継局が高コストであるとの調査結果も出ている」とも指摘しています。ハード事業者の設立について検討を進める前に、NHK及び民間事業者の放送ネットワークインフラの保守・運用・維持管理の実態を把握すべきと考えます。対象とする中継局の規模や対象エリア、時期などの諸条件からシミュレーションを行い、更なる業務の効率化やコスト削減が見込めるかどうか十分な検証が必要です。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p> <p>○ 「共同利用型モデル」が具体的な選択肢となるためには民放事業者とNHKとの協議が必要と考えます。地デジ送信の年間維持費について、民放事業者よりもNHKの中継局が高コストであるとの調査結果を踏まえて、今後、両者が協力・連携関係を深めるためには、現在の仕様の相違やその要因に関する分析が欠かせないと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社秋田放送】</p>		
45	<p>○ 地上基幹放送局について、「NHK及び民間放送事業者ともに現在よりもコスト削減が図られることを前提とすべき」としてありますが、NHK及び民間放送事業者に「放送局を所有する地方公共団体」も加えることが必要と考えます。</p> <p>マスター設備の集約化・IP化・クラウド化については、系列局の動きに合わせ、今後検討を進めていきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【北海道文化放送株式会社】</p>	<p>取りまとめ26ページにおいて、地域によっては地方公共団体が保有する中継局が存在し、これらについては共同利用化に当たって地方公共団体との調整が必要である旨記載されています。この調整によって、地方公共団体についてもコスト削減が図られるものと考えます。</p>	無
46	<p>○ 「共同利用型モデル」は、現在よりもコスト削減を図ることができ、経済合理性が見込めるのであれば有意義であり賛同します。ハード会社設立についてはあくまで一つの選択肢であり、既存の共同所有・保守体制など地域ごとの事情も踏まえて様々な観点からの検討をお願いします。</p> <p>あまねく放送する義務を負うNHKと、努力義務の民放とでは、運用、維持管理、更新に対する考え方に違いがあるため、設備の仕様や更新時期の同一化などNHKが民放に合わせる必要があると考えます。特に、NHK共聴、ミニサテお</p>	<p>「共同利用型モデル」を進めるに当たっては、設備の仕様や更新時期について、設備の安定的な運用が担保されると判断される範囲なるべく経済合理性の高いものとするのが適当と考えます。</p> <p>なお、受信料収入の活用については、本案においても「透明性を確保するとともに、受信料を負担している視聴者に対する説明責任が果たされるべき」としておりま</p>	無

	<p>よび小規模局においては慎重な検討・精査が必要です。</p> <p>NHKの受信料を利用することで、何らかの制約、強制力などが生じないか懸念すると同時に、NHK受信契約者が疑念をもたないように納得のいく説明を行うことが必要です。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社中国放送】</p>	す。	
47	<p>○ 「共同利用型モデル」としての「ハード事業者」の設立は、ハード・ソフト分離が前提（制度的強制）のスキームなのか、それとも現行通り、ハード・ソフト一致のままハード部門である放送インフラの更新・維持管理等々を外部の業者に委託するだけなのか、前提条件が明示されていないと考えます。</p> <p>ハード事業者設立には、経済的合理性を見出せることが必要不可欠ですが、地域によっては、すでに他社と共同で外部業者に保守業務を委託している社もありますので、ハード会社設立の必要性については、エリアごとに濃淡があって一律に決められないのではないかと考えます。</p> <p>小規模中継局などの共建局では、中継装置が同一メーカー製で揃っている場合もあり、特定の事業者が一括して設備の維持・管理を担うことには、一定の合理性はあるといえるかも知れません。</p> <p>しかしながら、地震や台風等々の災害時に委託を受けた外部の事業者が十分な機能を果たせるのかどうか、懸念が払拭し切れません。我々、特定地上基幹放送事業者は、災害放送についての放送法108条の規定に加え、「災害放送は地域住民の生命と財産を守るため、何より地域放送局の重要な社会的使命・責務」と認識しています。災害で放送設備が被害を受けた場合、速やかに現場に向かい設備修理や点検を行い、昼夜を問わず放送を続けてきました。はたして、ハード事業者が災害時の対応も含め、業務遂行を安定的かつ継続的に実施できるノウハウや体制維持・管理（ガバナンス）が可能なのかどうか、国民生活に大きな影響を与えるだけに、懸念を抱きます。</p> <p style="text-align: right;">【北海道放送株式会社】</p>	<p>「共同利用型モデル」については、制度的に強制されるものではなく、あくまで、放送事業者における経営の選択肢を示すことを目的としたものです。また、ハード会社（基幹放送局提供事業者）とは、放送インフラの更新・維持管理等を外部に委託するだけでなく、ミニサテライト局等を念頭においた中継局の保有・運用・維持管理を担い、その保有等する中継局の無線局免許を有することを想定しています。</p>	無
48	<p>○ NHKと民放でインフラ新会社を設立して送信設備を共用化することは、経済合理性、利用可能性ともに優位性があるのであれば検討に値すると考えます。</p> <p>但しその場合も、放送を行うこと全体に対する責任という観点から放送免許は放送事業者が保持し続けるべきと考えます。そのためには、ハードとしての送信設備の安全・信頼性の担保とその責任について、設備を保有・運用・維持管理するインフラ新会社と免許人である放送事業者の関係を整理して、放送が安定</p>	<p>ミニサテライト局等を念頭においた中継局の保有・運用・維持管理を担うハード会社（基幹放送局提供事業者）は、その保有等する中継局の無線局免許を有することを想定しています。御意見も踏まえ、現在のハード・ソフト一致の特定地上基幹放送事業者が既存の放送免許のままハード会社の利用が可能となり、全体として放送が安</p>	無

	<p>して継続できる規律を確保することが必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社毎日放送】</p> <p>○ 本件については、ハードとソフトを分離し主にハード部分の共用を意図しているのとらえていますが、まず、ソフトとハードが完全に分離されれば、放送局の無線局の免許がどうなるのか懸念しております。免許事業ではなくなる可能性について、大きな不安を現時点では感じています。</p> <p style="text-align: right;">【北陸放送株式会社】</p>	<p>定して継続できる仕組みとなるよう、総務省において制度的な検討を進めていくことが適当と考えます。</p>	
49	<p>○ 検討会で(株)日本デジタル放送システムズの事例紹介はありましたが、同様に長崎では、民放各社が共同出資して会社を設立、保守業務などを委託しています。多くの地方局はこのような規模の方が参考になると思われるので、ヒアリングを実施して頂きたい。また「共同利用型モデル」のメリットだけが記載されていますが、放送局に送信に関するスキルを持った人材の維持が困難になるというデメリットもあると考えられます。「…維持管理を行う事業者の収益性の確保等」と同様に、これらのデメリットに関してもヒアリングを実施し、記載して頂きたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【鹿児島テレビ放送株式会社】</p>	<p>長崎の事例については今後の検討において大変参考になるものと考えます。早々にヒアリングをさせていただき、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
50	<p>○ コスト削減を目的として共同利用型モデルの検討を進めることに賛同します。ハード会社を設立して、既設設備を移管（譲渡）する場合は、償却方法が異なる社の間でも公平性が保たれるよう考慮願います。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社アイビーシー岩手放送】</p>	<p>関係者間での具体的な検討・協議を進めるに当たっては、ハード会社の設立における既設設備の取扱いについても検討されるべきものと考えます。</p>	無
51	<p>○ 今後放送事業の売上減少が見込まれる中で、放送ネットワークの維持・運用に関わるコスト削減は大きな課題です。コスト削減のためにこれまでも放送事業者は、各地域で送信所、中継局等の設備の共用化や共同的な運用に取り組んできました。</p> <p>取りまとめ(案)において提案されているハード事業者の設立は一つの考え方として理解しますが、実際にはまだそういう会社は存在しておらず、設立にあたって事業主体がどうなるのか、事業継続の見通しが立つのかについてはまだ明確ではないと思われます。また、既存の設備を新しいハード事業者にどのように移管させていくのかという道筋も明確となっております。新たにハード事業者が設立され、稼働できるまでには相当な時間がかかる事が予測されます。</p> <p>中継局の仕様はNHKと民放、キー局と地方局、中継局の規模などにより様々で</p>	<p>「ハード事業者の実現可能性、また経済的な合理性については具体的、かつ慎重な検討が必要」との御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p> <p>共同化・共有化の取組に対する制度的・財政的な支援に関する御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無

	<p>す。また設置された時期も異なり、老朽化による更新の時期に関する考え方も各社で異なります。既設の中継局ごとの仕様や更新時期の違いにそれぞれ対応していく事は、新しく設立されるハード事業者にとって大きな負担となり、その採算を圧迫することになると思われます。逆にハード事業者の事業を継続させるために現在よりも高いコストを放送事業者が負担することにつながれば本末転倒となります。ハード事業者の実現可能性、また経済的な合理性については具体的、かつ慎重な検討が必要だと思えます。</p> <p>ハード事業者の設立とは別に、地域の実情に合わせて現在放送事業者が取り組んでいる共同化、共有化の取り組みを制度的、財政的に支援する仕組みを作っていくの方が現実的かつ効果的だと思えます。具体的には放送事業者が行う業務の共通化、設備の共有化を促進するために各種の申請や届出の簡略化を行う事や委託事業者や代理人による申請、届出を可能にするなどの制度的な見直しや財政的な支援として送信鉄塔、局舎、電源設備などについて新たに共同で建設する場合や、既に共同で建設した設備の更新や保守について税制上の優遇措置や補助制度をとるなどの施策をご検討いただきたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">【テレビせとうち株式会社】</p>		
52	<p>○ 中継局の設置、維持管理には多額の経費がかかることから、将来的には共同利用することのメリットが出てくる可能性はあると考える。一方、これまでの設備投資減価償却時期、現状の沖縄地区運用（民放単独、民放共同<2局or3局>、民放×NHK、自治体共同運用など）で既に共同利用型を複数方式で運用している。</p> <p>「今後の方向性」で示されているハード事業者の設立については、あくまでも選択肢の一つである。その判断にはロードマップを含めた中継局ごとの個別計画を作成し慎重に検討することが必要で、停波による放送不体裁時の放送局とハード会社の責任の所在についても十分な議論が不可欠である。</p> <p>また、送信所（中継局）はテレビだけでなくラジオも共有されている設備も多く、中継局の維持管理はラジオとテレビ一体の考え方を持っていることから、合わせてラジオ中継局の個別検証も必要と考える。さらに、有人離島を多く抱える沖縄では難視聴解消事業として県、市町村と中継局の設置、運営維持に取り組んできた経緯があり、隣接県がなく広大な海域に島が点在する環境の為、その特性を考え採算性も考慮しながら沖縄エリアでの共同利用型を検討すべきと考える。</p> <p>コスト面ではNHKと民放で維持管理やバックアップの体制の考え方について十分な議論が行われ合意に至ることが重要である。</p>	<p>沖縄エリアでの共同利用型の在り方、また、放送局とハード会社の責任に関する御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無

		【琉球放送株式会社】	
53	<p>○ 中継局の保守は自社にて行い、コスト軽減に努めています。外部に発注することによるコストアップの懸念も考えられます。</p> <p>また、設立が地域ごととなった場合は、2局地区では、メリットが他地域よりも小さくなるのが考えられます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社宮崎放送】</p> <p>○ 共同利用型モデルについては、設備のみだけではなく、監視業務や速報業務を含む運用や維持管理業務を共同利用として外部に出さなければ、人的なメリットが出にくいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社宮崎放送】</p>	<p>共同利用型モデルにおける地域の事情に関する御意見について、本案は放送事業者における経営の選択肢を示すことを目的としており、ハード事業者の設立については、地域の実情や経済合理性を踏まえて検討されるべきものと考えます。</p>	無
54	<p>○ 小規模局以下の中継局において、ハード会社はその任を負うことは、経済合理性や様々な課題はあるものの、検討に値することと考えます。</p> <p>一方で、親局、大規模局、中規模局は、地上放送事業者にとっては重要局でもあり、ソフト・ハードの分離につながる議論は慎重に行うべきだと考えます。</p> <p>小規模局以下の中継局を保有・運用する、ハード会社が設立された場合、その設備の保守に関して、地域に根差した保守会社が存在する場合は積極的に活用しコストダウンを図るべきだと考えます。</p> <p>また、その地域の保守会社の民業圧迫にならないように考慮すべきだと考えます。</p> <p>【長崎放送株式会社】</p>	<p>ハード会社の設立に関する地域に根差した保守会社の活用については、関係者間での具体的な検討・協議を進めるに当たって具体的に検討されるべきものと考えますが、一般論としては地域に根差した保守会社の積極的な活用が期待されるものと考えます。</p>	無
55	<p>○ 検討会資料9-2でも述べましたように、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NHK・民放の「あまねく義務」の程度が異なるため、どのような範囲・区分にするのか、事前の検討が必須ではないか。 ・小規模局、ミニサテ局以下に限定する場合、不採算エリアの切り出しとなり、経済合理性の確保が難しくなるのではないか。 ・辺地共聴（NHK共聴・自主共聴）について、区分しつつ協力できる枠組みが必要なのではないか。 <p>といった点について留意しつつ、引き続き検討を進める必要があるのではないかと考えます。</p> <p>中継局などの無線設備を保有するハード事業者を設置する場合、対象となる設備やエリア・業務の範囲は様々な選択肢があるため、ハード事業者の経営の選択</p>	<p>共同利用型モデルにおける今後の検討事項に関する御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p> <p>本案は放送事業者における経営の選択肢を示すことを目的としており、ハード事業者の在り方についても、総務省としてハード事業者の経営の選択肢を狭めることは想定しておりません。</p>	無

	<p>肢を狭めないことが重要です。例えば海外では、放送ネットワーク全体を保有する事例や、放送以外の事業領域を持つ事例があることにもご留意いただきたいと思います。</p> <p>(25ページの最後の一文)「米国や仏国では、～中略～第三者がハードを保有・運用する形態も見られる。」とありますが、例えば検討会資料8-6 5ページ 仏国TDFの例では人口カバー率95%のネットワークとなっているなど、求められる品質が異なる点にもご留意いただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>		
56	<p>○ 多角的な事業を展開できるキー局に対して、ローカル局はあくまでも地上波による収益が柱であり、設備投資の比重は重い。更に、ローカル局は過疎高齢化が進む地域や離島を数多く抱えており、そうした地域に対する電波による放送の重要性はより高い状態が続くと推測されます。</p> <p>「共同利用型モデル」による調達コストの低減に期待すると同時に、社会インフラの一部となっている中継網の建設・維持にあたっては、NHKの協力と公的補助のスキームを求めたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社南日本放送】</p>	<p>本案においても、ミニサテライト局に係る共通的なコストについては、NHKが受信料収入によって負担するスキームを検討すべきであると提言したところです。</p>	無
57	<p>○ 「設立形態としては、NHK及び民間放送事業者による共同出資等が考えられる。」</p> <p>共同出資会社の会社形態は、株式会社ではなくLLPとし、財産の分配規制、損益を出資者の決算に反映する形態とすべき。職務執行者の選出についても、人数制限を実施する。共同利用会社が実現の際には、新規参入のハードルを促し、魅力的でマスメディアとして放送の価値を向上させる企業へ免許を交付すべき。</p> <p style="text-align: right;">【個人17】</p>	<p>「共同利用型モデル」におけるハード事業者の会社形態に関する御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
マスター設備の集約化・IP化・クラウド化について			
58	<p>○ マスター設備の集約化を図る場合、当該事業者間で共通仕様を定める必要があります。設備の具体的な要求条件は、各事業者の編成方針・営業方針にもとづき決定されるべきであり、災害発生時に各地域の放送事業者が、確実に情報発信できることも重要です。業務フローが類似している民間放送事業者間での検討、調整が必要と考えます。</p> <p>マスター設備の将来像検討に当たっては、安全・信頼性確保とコスト負担軽減の両方の視点が重要です。クラウド化ありきでなく、技術動向、要求条件、効率化等を総合的に検討すべきと考えます。</p>	<p>御意見については、今後、総務省において、マスター設備の集約化・IP化・クラウド化に関する要求条件の整理・検討を進めていく上での参考とすることが適当と考えます。</p>	無

【中部日本放送株式会社】

【株式会社CBCテレビ】

- 放送を取り巻く環境が急速に変化する中で、民放送事業者の放送ネットワークインフラに係るコスト負担の削減が必須です。

マスター設備の集約化・IP化・クラウド化について、経営の選択肢として検討し実現していくことは、最新技術を的確に採用し、コスト削減を図る観点から中長期的には妥当な提言と受け止めておりますが、クラウド化については、遅延への対応やこれまで以上のセキュリティ対策、可用性の担保、他システムとの接続など、残された技術課題も着実に解決していく必要があります、総務省に置かれましても検討・整理を要望します。

【株式会社秋田放送】

- 地上テレビジョン放送のマスター設備の集約化について、系列局単位での集約化を図る考え方は現実的で妥当であると考えます。集約化の対象エリアや仕様などについては、系列ごとの議論を進めるべきであると考えます。

マスター設備の集約化・IP化・クラウド化の要求条件について総務省において検討・整理すべきとしているが、その際には、現在の民放のビジネスモデルやメディア価値が毀損されることのないように留意すべきである。

【株式会社テレビユー山形】

- マスター設備のIP化については今後の大きな流れであり、当社でもその方向で取り組んでいます。しかし、IPによる放送設備はこれまでのSDIマスターに比べると遅延や可用性などの技術的な課題もあります。今後積極的にIPによる放送を進めていくためにはこうしたIP化による技術的な課題に対して既存の技術基準とは違う新しいIP放送に合わせた基準を設定する必要があると考えます。既存の技術基準をそのままあてはめた場合には、それに対応するためのコスト増によりマスターのIP化の経済的メリットが大きく減少する可能性があると考えます。

またマスターのクラウド化や集約化についても、現行の制度は各放送事業者が自社でマスター設備を設置することを前提としております。クラウド化、集約化に合わせた技術基準を設けないと実際にこうしたクラウド化、集約化を行う場合に様々な課題が発生すると思われます。その点についても十分な見直しが行われ

ることを期待します。

【テレビせとうち株式会社】

- マスター設備の集約化、IP化、クラウド化、系列を超えた統一仕様の導入等の検討は、経営の選択肢となり得る事から、ローカル局も2030年以降の次回更新を見据え、早めに検討を開始し、どの程度コストが削減できるのかを細かく精査していく事が必要であると考えております。

【株式会社新潟放送】

- マスター設備については系列毎の共用によりコスト削減や運用改善メリットも期待できますが、IP化やクラウド化には障害対策・セキュリティ対策などの安全・信頼性の確保に懸念があります。基幹放送として求められる機能や可用性レベルの見極めについて慎重な検討が必要と考えます。

【信越放送株式会社】

- マスター設備の集約化・IP化・クラウド化に関しては、経営の選択肢になり得ることは否定しない。また、「サイバーセキュリティ対策等、安全・信頼性をどのように確保可能かについて検討すべきである」という見解は妥当である。加えて、大規模災害時や有事の際に集約マスターが置かれる放送局が甚大な被害を受けた場合のリスク対策の有無も重要な経営の判断材料になると考える。

【株式会社熊本県民テレビ】

- 集約化、IP化、クラウド化についてサイバーセキュリティ対策など安全信頼性確保の検証が十分にされることを望みます。

集約化により監視体制やインシデント対応のレベルが個社単位である程度下がることが想定されますが現行放送で行われている高精度制御や放送品質維持のあり方についての検討も必要になるかと思います。

集約化、IP化、クラウド化によりネットワークが複雑化することで通信障害のリスクが高まることも考慮し冗長性確保の検証も慎重に行うべきと考えます。

【中京テレビ株式会社】

- マスター設備の集約化・IP化・クラウド化の判断については、通信やソフトウ

	<p>エアの信頼性に負うところが大きく、災害発生時に通信障害が起きると、生命・安全に関わる情報を伝達できなくなる恐れがあります。信頼性、コスト、運用負荷等の観点でメリットが見いだせるかどうかの詳細な検討が必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【北海道テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 「他方、集約化・IP化・クラウド化に当たっては、サイバーセキュリティ対策等、安全・信頼性をどのように確保可能かについて検討すべきである。</p> <p>（中略）</p> <p>マスター設備の集約化・IP化・クラウド化は、放送事業者の経営の選択肢であることに留意しつつ、その要求条件を総務省において検討・整理すべきである。その際、放送に求められる可用性を確保するためには、不測の事態における対処をクラウド側に委ねるのではなく、マスター設備の利用者である放送事業者自らがリスクをグリップ（把握）し、コントロール（制御）できることが重要であることにも留意すべきである。」</p> <p>安全・信頼性の確保について検討することに賛成する。</p> <p>安全・信頼性の確保については、結果的に放送が安定継続できていればよく、その実現方法はクラウドサービスによりさまざまな考え方が存在すると考えられる。</p> <p>一律に規定することにより、システムが複雑化したり、サービスの選択肢が減ったりすることがないように検討が進むことを希望する。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ西日本】</p> <p>○ 2030年前後に更新が想定される放送局のマスター設備については、集約化・IP化・クラウド化による業務の効率化やコスト抑制が早期に実現できるように制度面の整備を急ぐ必要がある。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社日本経済新聞社】</p>		
59	<p>○ 「マスター設備の集約化・IP化・クラウド化」の要求条件を検討するにあたっては、放送事業者など関係者の意見を十分に聴取し、経済合理性や運用効率性に配慮しながら丁寧な検討を行うよう要望します。</p> <p>集約化について、「設備仕様がある程度共通化されている系列局の単位で集約化を図ることが現実的である」との指摘は妥当です。</p> <p>「マスター設備の利用者である放送事業者自らがリスクをグリップ（把握）</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、御意見については、今後、総務省において、マスター設備の集約化・IP化・クラウド化に関する要求条件の整理・検討を進めていく上での参考とすることが適当と考えます。</p> <p>また、本案の内容を、一律の義務として放送事業者に</p>	無

し、コントロール（制御）できることが重要」との認識については、自主自律の観点から賛同します。

【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】

【株式会社フジテレビジョン】

- 将来におけるマスター設備の集約化・IP化・クラウド化については、中長期的な観点、ならびに経済合理性がある前提で検討を行うことについて異論はありません。

クラウドマスターへの移行を検討する際、可用性の検証や高い精度で行ってきた広告運用技術が移行可能かなど様々な課題があり、関係者を交えた検討が必要であると考えます。

また、不測の事態への対処を放送事業者自らでコントロールできることが可用性の確保において重要であると考えます。

総務省においてはマスター設備における要求条件を開かれた議論をもって検討することを要望します。また、クラウドにおける技術も日々進化しており、要求条件を基にした民間放送事業者による要件定義も重要と考えています。この要件定義においては、在京局だけでなく、在阪・在名局、ならびにローカル局の意見が十分な形で反映されるべきです。

【朝日放送テレビ株式会社】

- 検討会において「ハード部分」について柔軟な考えが示されたことは評価できます。実際にどのような方法で実施するかは、個社の経営判断が尊重されるよう求めます。

また、技術的には解決すべき点も多く、丁寧な議論が求められます。

【讀賣テレビ放送株式会社】

- 取りまとめ（案）で示されている将来のマスター設備は、現状の放送サービスを念頭に、その将来像としてソフトウェア化、クラウド化を示唆しているものと理解します。一方、NHKの第一期社会実証の結果にもお示ししたとおり、将来、放送サービスのみならず、通信経由でもライブ／オンデマンドに関わらず様々な手段でコンテンツがユーザーに届けられることが期待されます。よって、取りまとめ（案）にも記載の通り、放送事業者の経営の選択肢であることに留意し、将来

対して強制することは想定しておりません。

	<p>の放送事業者のサービス展開を縛るものにならないように引き続き慎重な検討が必要ではないでしょうか。</p> <p>民放系列ごと、あるいは民放とNHKとではマスター設備に求められる要件や仕様が異なるため、系列単位での集約・IP化・クラウド化を進めることが合理的であると考えます。一方で、系列を維持しつつ、系列間でも仕様を共通化できるところは共通化し、それでもなお経済合理性が成り立つのであればマスターのクラウド化、共同利用型の意義はあると考えられるのではないのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p> <p>○ 「マスター設備の集約化・IP化・クラウド化は、放送事業者の経営の選択肢」と示されたことに賛同します。また不測の事態への対処を放送事業者自らがコントロールできることが、放送に求められる可用性を確保するために大変重要と考えます。</p> <p>「マスター設備の運用形態や要求条件について、総務省で検討・整理すべき」との方向性が示されていますが、民間放送事業者とNHKの事業構造が大きく異なる点に留意して、民間放送事業者、NHKをはじめとした関係者も交え、慎重かつ丁寧に進めることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ朝日ホールディングス】</p>		
60	<p>○ 「集約化に当たっては、放送番組のやり取りが行われており、設備仕様がある程度共通化されている系列局の単位で集約化を図ることが現実的である。」</p> <p>集約化に当たって理想的な形態は、現状各局で異なる仕様を標準化する事であり、将来像を考えるとという本来の主旨を鑑みると、放送局における協調領域と競争領域を明確化することが肝要と考える。その議論を踏まえた将来像を定義した上で、現実的な方針を示すべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社Jストリーム】</p> <p>○ 「集約化に当たっては、放送番組のやり取りが行われており、設備仕様がある程度共通化されている系列局の単位で集約化を図ることが現実的である。」</p> <p>集約化に当たって理想的な形態は、現状各局で異なる仕様を標準化する事であり、将来像を考えるとという本来の主旨を鑑みると、放送局における協調領域と競争領域を明確化することが肝要と考える。その議論を踏まえた将来像を定義した上で、現実的な方針を示すべきと考える。</p>	<p>御意見については、今後、総務省において、マスター設備の集約化・IP化・クラウド化に関する要求条件の整理・検討を進めていく上での参考とすることが適当と考えます。</p>	無

	【個人18】		
61	<p>○ 「マスター設備の集約化・IP化・クラウド化は、放送事業者の経営の選択肢であることに留意しつつ、その要求条件を総務省において整理・検討すべきである。」については、「放送事業者」に、FMラジオ放送事業者も含まれることを明記いただくよう求めます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エフエム大阪】</p> <p>○ 「マスター設備の集約化・IP化・クラウド化は、放送事業者の経営の選択肢であることに留意しつつ、その要求条件を総務省において整理・検討すべきである。」については、「放送事業者」に、FMラジオ放送事業者も含まれることをお示し頂くよう求めます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エフエム東京】</p>	<p>ラジオ放送と地上テレビジョン放送ではマスター設備の構成が異なっており、将来像として必ずしも同じ内容になるとは限らないものと考えますが、御意見については、今後、総務省における検討の参考とすることが適当と考えます。</p>	無
62	<p>○ 地震や台風、水害など自然災害が多いわが国において、甚大災害の発生時に放送に託される役割は大きく責任は重いものがあります。マスター設備は放送の中核であり、災害発生時に同時に被害を受ける可能性が高い近接するエリア、同じ系列内の放送事業者のマスター設備を集約することは、耐災害性の観点において技術的な裏付けだけでなく運用面も含めて慎重に検討する必要があると考えます。</p> <p>またマスター設備を現在のようにオンプレミスで各々所有するのか、共同利用型モデルで集約化するのは事業者の経営判断に委ねられるべきであり、制度整備はあくまで経営の選択肢を広げるためという観点に留め、義務として強制されることがないように強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社毎日放送】</p>	<p>本案は放送事業者における経営の選択肢を示すことを目的としており、本案の内容を、地域事情や経営判断に関わらず一律の義務として放送事業者に対して強制することは想定しておりません。</p>	無
63	<p>○ 本案では、次期マスター設備の更新期を見据えて「効率化を図る観点から、マスター設備の集約化・IP化・クラウド化は経営の選択肢となり得る」との提言がありました。マスター設備の在り方は、当該放送事業者がネットワーク戦略も含めて経営判断すべきことと考えます。</p> <p>本案ではさらに、マスター設備の集約化について「系列単位での集約化を前提に、地域ブロックに加え、全国単位も視野に入る」との考えが示されました。テレビ東京ネットワーク（TXN）は系列6局で構成され、対象エリアが他系列とは大きく異なります。系列を超えた放送事業者による地域ブロックや全国単位での集</p>	<p>本案は放送事業者における経営の選択肢を示すことを目的としており、マスター設備の在り方についても、地域の実情や経済合理性を踏まえて検討されるべきものと考えます。なお、本案の内容を、一律の義務として放送事業者に対して強制することは想定しておりません。</p>	無

	<p>約化の検討が一方的に進むことがないよう要望します。</p> <p>マスター設備のクラウド化については、クラウド側でマスター設備のすべての機能が完結するシステムが構築できなければオンプレ設備が必要となり、放送事業者の設備負担がむしろ増えることに留意すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p> <p>○ マスター設備の集約化・IP化・クラウド化は経営の選択肢となり得るとの提言がありましたが、集約化についてTXN系列の選択肢は少なく、地域ブロック制などの議論が一方的に進まないよう要望します。またクラウド化については遅延問題や運用方法など、課題が多数あることに留意すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【テレビ愛知株式会社】</p> <p>○ 当社の属するテレビ東京ネットワーク（TXN）は、系列6局で構成され、対象エリアが他系列とは大きく異なります。地域ブロックや全国単位での集約化の検討が一方的に進むことがないように要望します。</p> <p>マスター設備のクラウド化は、将来必要な技術的要件を満たした場合には、効率化を図る観点から有用な選択肢の一つであると当社も考えます。この場合、オンプレ設備の設置も必須となると、経済合理性が得られない可能性があるため、十分な信頼性を確保した上で、設備をクラウドのみで完結させられる環境整備を希望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ北海道】</p> <p>○ 「集約化に当たっては、放送番組のやり取りが行われており、設備仕様がある程度共通化されている系列局の単位で集約化を図ることが現実的である。</p> <p>集約化の対象エリアは、系列局単位での集約化を前提に、地域ブロックに加え、全国単位も視野に入ると考えられる。」</p> <p>集約化の対象エリアについては、現在想定する現実的な解が、将来に亘ってどの事業者にとっても正解であるとは限らないので、系列局単位での集約化の前提という部分も含めて、各放送事業者の主体的な経営判断を妨げない制度設計とすべき。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ西日本】</p>		
64	○ 「現状でも一部系列内において統一仕様を導入している事例があるが、費用対	本案にも記載のとおり、あくまで経営の選択肢として	無

	<p>効果や収益性を高める観点から、場合によっては系列を超えて統一仕様を導入する事も経営の選択肢として検討が必要と考えられる」という指摘に賛同します。設備仕様がある程度共通化されている「系列局単位での集約化」について、弊社の様に複数の系列に属するクロスネット局や系列に属さない独立局も存在するため、系列ありきでの議論は将来的に一部の局の経済合理性を大きく損なう恐れがあります。民放局全体の経営の選択肢を増やす意味においても、特定の系列に縛られず、全ての民放局で導入が可能な「共通仕様モデル」についての検討を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ宮崎】</p>	<p>ではありますが、系列を超えた統一仕様についても検討に値すべきものと考えます。</p>	
65	<p>○ マスター設備の集約化については、系列局によるクラウド化が現実的と考えます。ただし、緊急時等に備え一部マスター設備は残すことになると現状想定しています。</p> <p>クラウド化により、CM・番組バンクシステムなどは各社単独で設備する必要がなくなるため、ある程度の設備的コストメリットは想定されます。</p> <p>ですがクラウド化した場合でも、衛星放送事業者と異なり地上波放送事業者の場合、ローカルスーパー、ローカル特番対応を考慮すると、そのためのマスター設備の一部は放送局側に設置することとなり、人的対応も24時間365日体制は崩せないと思われま。</p> <p>上記想定からマスター設備の集約化については、効率化の観点において更に検討が必要だと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【北陸放送株式会社】</p>	<p>御意見については、今後、総務省において、マスター設備の集約化・IP化・クラウド化に関する要求条件の整理・検討を進めていく上での参考とすることが適当と考えます。</p>	無
66	<p>○ 「例えば、株式会社北國銀行は日本マイクロソフト株式会社のパブリッククラウドのMicrosoft Azure上で勘定系システム「BankVision」を2021年（令和3年）5月3日に稼働開始している（株式会社北國銀行、日本ユニシス株式会社及び日本マイクロソフト株式会社の共同ニュースリリース（2021年5月6日））。また、2021年（令和3年）5月に事業を開始した株式会社みんなの銀行は、勘定系システムにパブリッククラウドのGoogle Cloudを採用している（Google Cloud Japan Team 掲載記事（2021年9月10日））。」</p> <p>代表的なクラウドに関する事例をそれぞれ記載することにより、クラウド利用についての全体的な状況が示されるようにするため、以下の記述を追加願いたい。</p> <p>株式会社福島銀行はSBIホールディングス株式会社とフューチャーアーキテクト</p>	<p>御意見を踏まえて、修正させていただきます。</p>	有

	<p>株式会社が共同で開発を進めているアマゾンウェブサービス（AWS）のパブリッククラウド上の「地域金融機関向けのクラウドベースの勘定系システム」の採用を決定している（SBI地方創生サービスズ株式会社のニュースリリース（2022年1月20日））</p> <p style="text-align: center;">【アマゾンウェブサービスジャパン合同会社】</p>		
67	<p>○ 「地上テレビジョン放送のマスター設備について、2028年～2030年頃（令和10年～令和12年頃）に想定される在京キー局での設備更新を見据え、効率化を図る観点から、マスター設備の集約化・IP化・クラウド化は経営の選択肢となり得る」</p> <p>「こうした問題認識の下、コスト負担を軽減するための具体的な経営の選択肢として、地上テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の中継局やマスター設備の「共同利用型モデル」及び小規模中継局等のブロードバンド等による代替について提言した。今後、この将来像の実現に向け、総務省も適切に関与しつつ、NHK及び民間放送事業者をはじめとした関係者間で具体的な検討・協議を進めていくべきである。」</p> <p>最新のデジタル技術の動向、海外の状況を踏まえ、マスター設備のクラウド化が経営の選択肢となり得ると明言された、検討会のご決断に強く敬意を表します。</p> <p>AWSは、放送の公共性・社会的役割を強く認識しており、国内外における様々なメディア向けのサービスを含むこれまでの経験を最大限生かし、総務省、放送事業者を始めとする関係者の方々と力をあわせて、日本の公共的なメディアの継続的な発展に向け、今後の検討にも積極的に参加させていただきたいと考えております。</p> <p style="text-align: center;">【アマゾンウェブサービスジャパン合同会社】</p> <p>○ とりまとめ案の第3章放送ネットワークインフラの将来像、1. 「共同利用型モデル」の検討に関する提言について賛同いたします。</p> <p>特に、マスター設備の共用化に関する技術動向について、弊社としても検討会で報告させて頂きましたが、引き続き設備の集約化、IP化、クラウド化の実現に向けて取り組んで参ります。</p> <p>技術的要素であるマスター設備の可用性の向上、クラウド化することによるセキュリティの確保、システム伝送遅延の管理等は、今後、解決すべき課題である</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

	<p>と認識しつつ、放送CEPTOR(情報通信)として参加しているサイバーセキュリティ重要インフラ14分野とも連携し、更に、諸外国の状況も考慮しながら、汎用システムとしての開発を継続したいと考えております。</p> <p style="text-align: right;">【日本電気株式会社】</p> <p>○ 広告収入が減少する中、マスター更新の投資は各局にとって大きな負担となっている。効率化を図る観点から、マスター設備の集約化・IP化・クラウド化を経営の選択肢として検討することが必要だと考える。</p> <p>取りまとめ案にあるように、集約化に当たっては、放送番組のやり取りが行われており、設備仕様がある程度共通化されている系列局の単位で集約化を図ることが適当であり、場合によっては系列を超えて統一仕様を導入することも、費用対効果を高める観点からは検討の余地があると考えます。</p> <p>IP化・クラウド化に当たって、サイバーセキュリティ対策等、安全・信頼性の検討が必要であるとする点や、またクラウド化の実現に向けてどの程度の可用性を確保すべきかといった議論が必要であるとする点も、取りまとめ案に賛同するところである。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社熊本放送】</p>		
68	<p>○ 当社は、衛星放送のプラットフォーム事業者として、共同利用型のマスター設備を、CS、BS基幹放送事業者に提供しており、長期にわたり安定した運用実績を有しています。衛星放送における実績が、地上放送の検討にも活用されメディア横断での設備集約、共同利用が可能になれば、放送メディア全体の効率化につながると考えます。</p> <p>マスター設備の集約化・IP化・クラウド化の要求条件を総務省において検討・整理するためには、一定の技術検証が必要と考えられます。効率的な技術検証をおこなうためには、衛星基幹放送において共同利用型のマスター設備が既に実現されている実績を活用し、地上放送への適用性を検討する方法があると考えられます。</p> <p style="text-align: right;">【スカパーJSAT株式会社】</p>	<p>御意見については、今後、総務省において、マスター設備の集約化・IP化・クラウド化に関する要求条件の整理・検討を進めていく上での参考とすることが適当と考えます。</p>	無
69	<p>○ マスター設備の集約化については、どの部分を共有するかによって異なってくるが、懸念されるのはセキュリティー面と運用面である。</p> <p style="text-align: right;">【琉球放送株式会社】</p>	<p>マスター設備の集約化におけるセキュリティー面と運用面に関する御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
70	<p>○ 「また、米国では既にクラウド化は実用化(略)リスクをグリップ(把握)</p>	<p>放送法では、放送事業者に対して基幹放送設備の技術</p>	無

	<p>し、コントロール（制御）できることが重要であることにも留意すべきである。」</p> <p>マスター設備の技術形態は、民放の経営判断である。「その要求条件を総務省において検討・整理すべきである。」とあるが、総務省が関与することは、行政指導とも捉えられる。民間企業としての自己責任が曖昧になるため、反対である。クラウド事業者の国籍も、経済合理性とリスク最小化等の比較の中で放送事業者が判断すべき。</p> <p style="text-align: right;">【個人17】</p>	<p>基準への適合維持義務を課しており、マスター設備のクラウド化等に関する要求条件を総務省が整理・検討することは、基幹放送の品質を確保し、放送設備の安全・信頼性を確保する観点からも必要と考えます。</p>	
--	--	--	--

小規模中継局等のブロードバンド等による代替について

71	<p>○ 今般のIPユニキャスト方式によるBB代替の検討結果は、放送アプリケーション等の費用を捨象するなど民放が重視している経済合理性の検討が十分とはいえません。制度面や運用面のさまざまな課題も積み残されたままです。将来的な期待はあるとしても、2026年頃からのミニサテ更新への適用可能性については引き続き、検討・精査が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> <p>○ 本案では、「IPユニキャスト方式について、比較的受信世帯数の少ない小規模中継局等の代替としての経済合理性が期待でき、代替手段としての利用可能性がある」と結論付けました。しかし、試算には放送アプリケーション費用や通信費の一部は含まれていません。権利処理費用も考慮されていません。それゆえ、現段階でIPユニキャスト方式の経済合理性を立証するのは不可能と考えます。</p> <p>作業チーム主査の伊東座長代理が6月24日の検討会において「ブロードバンド（BB）代替に関しては、通信による放送の代替である以上、その適用範囲は自ずと限定的にならざるを得ない」と総括したことは重く受け止める必要があります。</p> <p>BB等による代替の実現には、対象エリアにおいて放送と同等の受信環境を整え、住民の理解や合意形成を得ることが不可欠です。また、代替に伴う初期投資や運用費の負担の在り方等、多くの課題があります。小規模中継局等の更新期は26年度以降に順次迎えますが、総務省においては結論を急ぐのではなく、関係省庁、放送事業者、通信事業者等と連携して、その代替手段及びその可能性について丁寧に検討することを要望します。</p>	<p>IPユニキャスト方式によるBB代替の経済合理性に関する検討結果については、一定の仮定や推計をもとに算出したものです。これにより一定の経済合理性が期待できるものと考えますが、今後、制度面・運用面の課題等について引き続き検討を行い、真に「選択肢」となるのか精査していくべきものです。</p> <p>具体的には、著作権等の権利処理、住民理解・受信者対策、ユーザーアクセシビリティの確保などの検討課題について、総務省で行う実証実験の内容なども踏まえながら更なる検討を進めてまいります。</p> <p>また、BB代替の対象とする範囲や代替先といった具体的な適用については地域の実情や経済合理性などを踏まえて検討・判断されるべきものであり、本案の内容を一律の義務として放送事業者に対して強制することは想定しておりません。</p>	無
----	---	---	---

【株式会社テレビ東京ホールディングス】

- 「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」における検討の結果、「FTTHを用いたIPユニキャスト方式について、比較的受信世帯数の少ない小規模中継局等の代替としての経済合理性が期待でき、代替手段としての利用可能性がある」との報告が示されましたが、コスト分析に放送アプリケーションの費用やブロードバンド網の整備に関する設計費用等が含まれていないことなど、真に経済合理性を判断するには不十分な面があります。そのため2026年以降に想定されるミニサテライト局更新への適用可能性については、引き続き経済合理性の検証・精査が不可欠と考えます。

【株式会社テレビ朝日ホールディングス】

- IPユニキャスト方式によるブロードバンド代替の検討結果については、放送アプリケーション等の費用や、光回線が完備されていないエリアのブロードバンド網整備費用が試算の上で反映されていないことなど、民放が重視している経済合理性の検討が十分とは言えない。地域制御や権利処理の問題、さらには「ベストエフォートである」ことの住民理解など、制度面や運用面のさまざまな課題も積み残されたままとなっており、将来的な実現性はあるとしても、2026年頃からのミニサテ更新に際してのブロードバンド代替の適用の可能性については引き続き、丁寧な検討・精査が必要と考える。

【日本テレビ放送網株式会社】

- IPユニキャスト方式によるBB代替の検討結果は、民放が重視している経済合理性の検討が十分とは言えず、地域制御などの技術的問題や権利処理の問題、住民理解など制度面や運用面の様々な課題も積み残されている。また、地域特性も考慮した検討が必要であり、民放各社が経済合理性に基づいた経営判断が可能となることが大前提である。「BB代替」は将来的な期待はあるものとしても、2026年頃からのミニサテ更新への適用の可能性については引き続き、検討・精査が必要と考える。

【株式会社宮城テレビ放送】

- IPユニキャスト方式によるBB代替の検討結果は、放送アプリケーション等

の費用や未整備光エリアのブロードバンド網整備費用を試算に含まないなど民放が重視している経済合理性の検討が十分とは言えません。地域制御や権利処理の問題、さらに「ベストエフォートである」ことへの住民理解等、制度面や運用面でもさまざまな課題も積み残された状態で、将来的な期待はあるものの、2026年頃からのミニサテ更新への適用は引き続き十分な検討・精査が必要です。

【西日本放送株式会社】

- IPユニキャスト方式によるブロードバンド代替の検討結果については、光回線が完備されていることが前提とされていたり、放送アプリケーション等の費用等が試算の上で反映されていないなど、民放が重視している経済合理性の検討が十分とは言えません。

また権利処理問題やネット送信が「ベストエフォート」であることの住民理解や将来的な課題もまだまだ解決されていません。今後の有力な方法ではあるものの、2026年からという設定にとらわれず、丁寧な検討や精査が必要と考えます。

【株式会社テレビ岩手】

- ブロードバンド代替ではIPユニキャスト方式の検討を行われましたが、試算上反映されていない費用もあり、結果については経済的合理性を十分に示すものに至っていないと考えます。さらに、このIPユニキャスト方式は「ベストエフォート」である方式で、放送の補完的位置づけならよろしいが、放送の代替に成りうるかが大きな課題と考えます。よって今後の議論において、2026年頃からのミニサテ更新に間に合わせるとして拙速にならず、丁寧な検討・精査を行うよう要望します。

【株式会社福島中央テレビ】

- 本検討会のもとの「作業チーム」の取りまとめによると、一定の前提を置いたうえで、ブロードバンド代替の可能性を提言しているが、これは、あくまでも送信側のコストを検討したものと考える。そのうえ、放送アプリケーション等の費用をカウントしていない点など、経済合理性の検討が十分とは言えない。さらに、ブロードバンド代替を行うにあたっては、送信側だけでなく、代替によって視聴者が享受可能な放送サービスの質や必要な受信設備の機能など受信側の状況や費用などについて、より詳細な検討が必要であると考えます。そのために実験を

行うことは妥当であるが、代替に関しては、視聴者の納得が必要である。2026年ころからのミニサテ更新への適用可能性については、引き続き、精査・検討が必要で、最悪の場合、代替の対応を行ったにもかかわらず、電波によるサービスも維持しなければならないといったケースが起こりうることの無いよう、幅広い関係者による精査・検討を行うべきである。

【株式会社テレビユー山形】

- ミニサテ局等のブロードバンド代替については、地理的条件などエリア毎に大きく状況が異なることが推測されることから、今後実施予定のIPユニキャスト方式の実証実験においては、モデル地区選定やその内容も含めて、よりローカル局の実情に合った実験になるよう希望するとともに、経済合理性を判断する観点からも、WGの報告から更に踏み込んだより正確なコストが算出されることを期待します。

また、2026年以降にミニサテ更新が順次開始される想定ですが、実証実験はその結果の取りまとめも含めて、IPユニキャスト方式が確実に経営の選択肢の一つとなるようスピード感を持って進めて頂くよう希望します。

【株式会社福岡放送】

- 「放送事業者の放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減し、コンテンツ制作に注力できる環境を整備していく」との方針には賛同する。

小規模中継局をIPユニキャスト方式によるブロードバンドで代替するとの検討結果は、放送アプリケーションや通信の費用の一部を除いた試算に基づいており、民放が重視する経済合理性の面でコスト削減が実現するかなお不透明だ。2026年頃から想定されるミニサテライト局の更新開始を見据えた適用可能性については引き続き精査が必要である。

【株式会社日本経済新聞社】

- IPユニキャスト方式の採用については拙速な判断は避けるべきと考えます。エリアごとの検証においては放送アプリケーションやブロードバンド網整備にかかる費用を含めた経済合理性の試算をすべきです。

災害時そのエリアが被災地域となった場合でも輻輳、遅延、画質劣化などのリスクを抱えたベストエフォートのサービスでよいのか地域住民の理解も含めて検

証していくことが必要だと考えます。

【中京テレビ株式会社】

- 試算の前提条件や今後のネット環境の変化によりシミュレーション結果が大きく変動すると思われます。また民放各社はNHKに比較してより低いコストで運用しており、ブロードバンド代替が経済合理性の観点でメリットがあるのかどうか慎重に検討するべきと考えます。

【信越放送株式会社】

- 今般のIPユニキャスト方式によるBB代替の検討結果は放送アプリケーション等の費用が含まれていない事、ミニサテのあるエリアは光通信網の整備が行き届いていないことが推定されるにも関わらず、ブロードバンド網整備費用を捨象するなど経済合理性の検討が十分とは言えません。また遅延の発生などサービスの品質、機能が放送とは異なるものとなることが想定されることから、どのようなプロセスで対象地域の住民の理解を得ていくべきかについては今後も十分な検討を要望します。

【株式会社静岡第一テレビ】

- BB代替は今後の実証実験において、経済合理性だけでなく甚大災害時の可用性も含めて慎重に知見を積み上げていただきたいと考えます。

なお近畿エリアの場合、BB代替の対象になり得るミニサテ局の多くは地元住民が組織する受信組合が設備を所有していますが、それらの組合の中には高齢化やケーブルテレビの普及等で組合員が減少し、その機能を果たすことが難しくなっているものもあります。総務省はそうした事情にも十分留意し、もしも代替を進めることになった場合には、受信者の理解が得られる制度にすることはもとより、行政として関係者との合意形成にも関与していただきたいと考えます。

【株式会社毎日放送】

- IPユニキャスト方式によるBB代替は、経済合理性の検討を十分行う必要があります。これまでのテレビ視聴と同様に容易に受信操作できることも重要であり、制度面や運用面を含めて引き続き現実的な検討を行い精査していく必要があると考えます。

【青森放送株式会社】

- 今回提示されたIPユニキャスト方式による代替の検討結果は、放送アプリケーション等にかかる費用が算出されていないだけでなく、地域制御や著作権処理など多くの課題が未だに検討すらされないまま残されています。放送制度検討会の構成員からも、ブロードバンド代替について「適用範囲は自ずと限定的にならざるを得ない」という慎重な意見が出ていることを、重く受け止めるべきだと考えます。ブロードバンド代替を現実的な伝送手段として想定するのであれば、通信側も含めたトータルな費用や運用面の課題についても、民放事業者が判断できる材料として精査したうえで提示していただくよう強く要望します。

【株式会社TBSテレビ】

- ブロードバンド代替については対象地域の住民に対する十分な配慮が必要であり、放送事業者と行政が一体となって取組むべき課題であると考えます。

【テレビ愛知株式会社】

- 現在の試算前提に漏れが多く問題解決されていない為、ブロードバンド代替によりコスト削減となるかの判断が出来ていない。今後の検証・検討結果に引き続き注目したい。

【株式会社熊本放送】

- IPユニキャスト方式によるブロードバンド代替の検討結果において、放送アプリケーションが満たすべき機能が明確でなく、さらに放送アプリケーション等の費用換算が行われていないことから、経済合理性の検討が不十分と考えます。経済合理性の検証・精査が引き続き必要です。

IPユニキャスト方式の実証実験を行う場合においては、地域制御や権利処理の問題、住民理解などの重要な検討項目があると考えます。

【朝日放送テレビ株式会社】

- 小規模中継局に関しても、ローカル放送局の負担増にならないことが重要です。小規模中継局をIPユニキャスト方式によるブロードバンドで代替するとの

検討結果は、放送アプリケーションや通信の費用の一部を除いた試算に基づいており、民放が重視する経済合理性の面でコスト削減が実現するかどうかはなお不透明です。また、仮にこの方式が実現し、一定のコスト削減が見込まれた場合、さらにIPユニキャスト方式が拡大していく可能性を懸念します。こうした方式を選択するかしないかは、地域や個別事業者の事情に委ね、あくまでも放送を補完する手段との位置づけを堅持できるよう、慎重な検討・精査を要望します。

【テレビ大阪株式会社】

- 今回の作業チームの取りまとめは大変参考になりました。作業チーム取りまとめにも書かれている通り、放送の代替として実現するにはさらに検証、検討が必要と考えます。小規模中継局等、今後維持が困難となるエリアでのサービスをどう継続していくかは非常に重要で、利用者が困惑することなく移行可能で、かつ、これまで同様にサービスを利用できることが望ましいと考えます。

【RKB毎日放送株式会社】

- ブロードバンド等による代替も安全・信頼性を確保した上での経済合理性が最も重要です。

試算によると弊社小規模中継局（59局）は、世帯カバー率約7%に対して年間維持費が全体の約40%近くを占め、設備の維持が困難になっているため時代に即した効率的な整備が必要です。

提言で経済合理性が期待できるとされているのはミニサテの27.8%と小規模中継局の18.6%ですが、ブロードバンド等の整備費用・放送アプリケーション費用なども勘案し、可能な限り詳細にコスト試算して、経済合理性の分岐点を正確に把握することを要望します。

課題として示されている6点（権利処理、地域制御、住民対策、ユーザーアクセシビリティ、サービス向上、放送法関連）に関わる費用や検討・実証の費用については、視聴者に理解を得られる範囲で可能な限りNHKにも負担頂き、かつ補助金等の支援も期待します。

【広島テレビ放送株式会社】

- IPユニキャスト方式によるBB代替の検討については、放送アプリケーション等の設備費用や光回線未敷設エリアへの回線整備費用等が含まれておらず、民放が重

視している経済合理性の検討が十分とは言い難いと考えます。また、ブロードバンド等による代替の導入に当たっての課題6項目についても具体的な検討は今後委ねられています。

特に、実現にあたっての大きなハードルであり丁寧な準備が必要となる「住民へ説明」や「受信者対策」についての議論も積み残された状態です。引き続き、現状や要望に沿った検討及び精査が必要であると考えます。

【株式会社テレビ宮崎】

- IPユニキャスト方式によるブロードバンド代替の検討結果については、放送アプリケーション等の費用が反映されていないなど、民放が重視している経済合理性の検討が十分とは言えません。

また地域制御や権利処理の問題などのほか、BB代替にあたり初期費用や月額利用料をどうするかなど住民への丁寧な説明が欠かせませんが、こうした制度面や運用面の様々な課題も積み残されています。引き続き丁寧な検討・精査が必要と考えます。

【株式会社テレビ信州】

- 放送を取り巻く環境が急速に変化する中、良質な放送コンテンツを引き続き全国の視聴者に届けていくためには、放送事業者における放送ネットワークインフラに係るコスト負担の軽減が図られることが必要であることから、経済合理性の面から最適な代替手段を検討することは重要であると考えます。この点、2022年2月に総務省殿より公表された「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会最終取りまとめ」にて、放送のブロードバンドによる代替に係る費用については受益者である放送事業者等によって負担されるべきという旨が示されており、放送事業者が必要となる費用を適切に負担することが、今後の放送の持続的な維持・発展のためには必要不可欠であると考えます。

また、ブロードバンド等による代替手段については、複数の方式が想定されているところ、RF方式等の既存方式に比べ、IPユニキャスト方式では、映像・音声等の品質差やデータトラフィック増による輻輳等が生じるおそれがある点に加え、著作権処理や地域制御等、様々な課題が想定されること、その対応内容によっては、新たな設備構築に伴う開発費等が必要となる可能性も想定されることから、コスト面も含め慎重に議論を進める必要があると考えます。

この点、既存方式とIPユニキャスト方式の違い等を踏まえた上で、放送事業者が地域毎の状況や特性、住民からの要望等に応じ、最適な方式を自由かつ円滑に選択できるよう、今後の制度検討等においてはご留意いただきますよう、お願いいたします。

【株式会社オプテージ】

- 「作業チーム」の検討では、ブロードバンド代替の「費用」を誰がどのように負担するかという観点からの検討が行われていません。費用負担者の問題は、利用可能性の判断に影響を与えます。制度面の課題として、費用負担スキームの検討が必須であると考えます。

ブロードバンド等による代替の導入については、作業チームが提言した課題にあるように、「著作権法上の権利処理において法改正を経てもなお解決していない問題があるかどうか」、「放送コンテンツが他の地域でも視聴できることについて、どう考えるか」などの課題に対し、慎重に検討すべきだと考えます。

「作業チーム」の試算には、放送事業者側配信費用（放送アプリケーション費用）や通信費用の一部が含まれていません。代替利用可能性の正確な検討のためには、放送アプリケーション費用を含む、網羅的な費用分析が必要と考えます。

【中部日本放送株式会社】

【株式会社CBCテレビ】

- 作業チームのとりまとめにおいて、「ミニサテ及び共聴施設や一部の小規模中継局が主に想定される」としているが、地域によっては、中規模～大規模中継局においても自治体ケーブル等の普及が進み、電波によるカバーが合理的ではない場合も有りうるので、ミニサテ、小規模中継局に限らず、BB代替の検討が進められるように著作権の問題も含めた制度面、運用面での課題の検討を進めていただきたい。

また、BB代替については、通信費用の負担の問題もある。住民の理解を得られることが最重要と認識しており、これらを含めて引き続き検討・精査を要望する。

【株式会社鹿児島讀賣テレビ】

- IPユニキャスト方式によるBB代替の検討結果は、放送アプリケーション等の費

用を試算から除くなど、民放事業者が重視する経済合理性の検討が十分ではないと考えます。地域ごとの検討結果の提示や精査も引き続き必要と考えます。

【東海テレビ放送株式会社】

- IPユニキャスト方式によるブロードバンド代替については、比較的受信世帯数の少ない小規模中継局等の代替としての経済合理性が期待でき、代替手段としての利用可能性があることが示されました。しかしその根拠については、放送アプリケーションの費用や通信費用の一部が含まれていないなど、十分に精査した結果による試算には至っていないものがあると考えます。

放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減することが本来の目的であるため、IPユニキャスト方式にこだわることなく、経済合理性を重視した実現性の高い代替手段を優先的に検討していくべきと考えます。

【関西テレビ放送株式会社】

- IPユニキャスト方式によるブロードバンド代替の検討結果について、経済合理性の観点から可能性を探る検討が十分とは言えないが、実現性に向けた検討の手順を明確に提示されたことは高く評価できる。

弊社では小規模中継局のブロードバンド代替案に賛同のうえでモデル地区を選び検証を進めたい。該当の地区ではケーブルテレビ加入世帯の普及率も高くケーブル事業者によるFTTH化整備がほぼ完了しており、ブロードバンド代替することで中継局および同TTL中継局の更新費用や継続的な保守費等に係るコスト負担軽減が図れると考えられるので、関係事業者と連携をとり地域事情も踏まえながら検討を進めたい。

【株式会社山梨放送】

- 光回線が完備されていないエリアのブロードバンド網整備費用が試算の上で反映されていないことなど、民放が重視している経済合理性の検討が十分と言えない。都市部と地方部の整備状況に大きな格差があることを踏まえると、過疎地域のコスト負担については行政に格段の支援を求めたい。ミニサテ更新に際してのブロードバンド代替の適用の可能性については、将来的な実現性はあるとしても、引き続き丁寧な検討・精査が必要と考える。

【株式会社テレビ金沢】

	<p>○ ブロードバンド代替については、将来的な期待はあるとしても、2026年頃からのミニサテ更新への適用可能性については引き続き、検討・精査が必要と考えます。また、地域の事情は一律ではないため、それに応じて様々な選択肢から合理的に選択できるように要望します。</p> <p>「ブロードバンド代替しない場合」でも、民間放送事業者の経済合理性が成り立つようにするべきで、NHKだけの「一方的な経済合理性」にならないように要望します。さらに、視聴者のコスト負担や利便性など、受け手の立場を十分に考慮する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【讀賣テレビ放送株式会社】</p>		
72	<p>○ 「ブロードバンド代替は経済合理性が期待できる」とのことなので、引き続き検討を進めることも重要と理解するが、民放局のコスト負担がゼロになるわけではない。受信世帯当たりの投資コストの負担が大きいミニサテ局に関しては、過去の経緯も踏まえ、あまねく普及義務のあるNHKに設備と運用管理を移管したいと考えており、NHKへの移管案についても検討してもらいたい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社熊本県民テレビ】</p>	<p>放送ネットワークインフラのコストを軽減するための具体的方法として、ブロードバンド等による代替だけではなく、共同利用型モデルについても検討を行っていくべきものと考えます。また、例えばNHK及び民間放送事業者が共同でハード事業者を設置した場合等においては、ミニサテライト局について、地上テレビジョン放送を地域に届けるための共通的なコストとしてNHKが受信料収入によって負担するスキームも検討すべきであると考えます。</p>	無
73	<p>○ テレビジョン放送のみではなく、ラジオ放送に関しても通信による代替手段についての導入を要望いたします。</p> <p>配信の方式に関し、特に災害時や通信インフラの輻輳への耐性がIPユニキャスト方式に比較して優れているUDPブロードキャストプロトコルでの放送コンテンツ配信に関する検討も要望いたします。</p> <p>また移動通信システム用の移動機については、SIM無しでの受信機能の具備を要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社J-WAVE】</p>	<p>ラジオ放送における通信による代替手段の導入に関する御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無
74	<p>○ IPユニキャスト方式によるBB代替の検討結果は、放送アプリケーション等の費用を捨象するなど民放が重視する経済合理性の検討が十分とはいえず、制度面や運用面の様々な課題も残されたままです。2026年頃からのミニサテ更新への適用可能性については引き続き、検討・精査が必要であり、地域事情やエリアの</p>	<p>ギャップフィラーへの置き換えに関する御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無

	<p>実態によっては、BB代替のみならず、放送波で視聴継続可能なギャップフィル一置換も、視聴者の利便性等を鑑みて有用な選択肢の一つになると考えます。 【札幌テレビ放送株式会社】</p> <p>○ IPユニキャスト方式によるBB代替については、将来にわたる経済合理性を前提とし、光化の整備状況や、放送アプリケーションの初期費用、運用費を加味した実態に即した検討とともに、回線の信頼性、受信品質、遅延量、利便性などを踏まえ、中継局ごとに総合的な判断が必要と考えます。 代替手段の検討にあたっては、BB代替とともに、無線共聴（ギャップフィル一）も選択肢に加え、中継局ごとに最も相応しい代替手段を選択できるよう要望します。 【北海道テレビ放送株式会社】</p> <p>○ IPユニキャスト方式によるBB代替の検討結果については、経済合理性の検討が十分といえないため、2026年頃からの代替の実現性について引き続き、検討が必要と考えます。 ミニサテについては、ブロードバンド代替のみならず、地域事情によっては経済合理性が期待できるギャップフィル一への置き換えも選択肢になると考えます。 【北海道文化放送株式会社】</p> <p>○ FTTHを用いたIPユニキャストによるBB代替については、別添の作業チームとりまとめP31にある通り、BB整備費用やアプリの費用等が積算されていないため、経済合理性についてはより詳細な検討が必要となると考えます。放送の代替手段を検討する場合は、地域の実情を考慮し、世帯数が少ない箇所に対してはIPユニキャストをはじめギャップフィル一やCATVなど選択肢を広げたうえで、各々のエリアで経済合理性が得られる手法を選ぶことが妥当と考えます。 【株式会社テレビ北海道】</p>		
75	<p>○ ミニサテライト局については、ブロードバンド代替のみならず、地域事情を十分加味し、ギャップフィル一への置き換えも選択肢となるような幅広い検討を望みます。 また、ラジオのマーケットは小さくなる一方で毎年収支が厳しく、広大なエリアをカバーするための多くの送信所に対する設備維持は、我々ローカル局にとっ</p>	<p>ギャップフィル一への置き換え及びラジオ放送における通信による代替手段の導入に関する御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無

	<p>て、大きな負担になっています。テレビのブロードバンド等の代替手段を検討するのであれば、ラジオについても同様にブロードバンド等の代替手段についての検討が進められることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【北海道放送株式会社】</p>		
76	<p>○ 「IPユニキャスト方式のほか、IPユニキャスト方式以外の代替手段も含め、最適な代替手段について引き続き検討を進めていくべきである」との方針に賛同いたします。</p> <p>今後の検討にあたっては、それぞれの小規模中継局等の立地状況、該当エリアでのブロードバンドやケーブルネットワークの敷設状況やサービス提供状況を考慮することが必要であり、ケーブルテレビも含めた関係者が参画する形で検討を進めることが適当と考えます。なお、この取り組みを進める中で、新たに各種インフラの整備や運用を行う必要がある場合、支援の在り方についても検討が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>ケーブルテレビは、放送法上の「放送」と位置づけられ、これによる地上テレビジョン放送の再放送の品質・機能は強制規格等によって基幹放送局から送信される場合のものと同等であることが担保されていることから、ブロードバンド等代替の選択肢の一つとされているところ、総務省で行う実証実験において、IPユニキャスト方式との比較を行うなどしながら、検討を進めてまいります。</p> <p>また、新たにインフラの整備や運用を行う場合の支援に関する御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無
77	<p>○ 本章では、おもにインターネット回線でのIP伝送による代替について言及されていますが、作業チームのとりまとめを見てもまだ不確定な部分が多く、今後のさらなる検討を待つ必要があると感じます。</p> <p>ケーブルテレビ網の再送信による放送はすでに確立されており、そのエリアも地域によっては拡大しています。中継局によってはエリア内の多くの世帯がすでにケーブルテレビに加入しており、放送波を受信している世帯は少数といった地区もあります。こういった地区ではケーブルテレビでの代替の方が選択肢として現実的であると考えられ、こちらへの総務省の支援施策も具体的に検討いただきたいところです。</p> <p>中継局の維持運用はローカル放送事業者にとっては、経営的に大きな負担になってきております。ローカル放送事業者としては、経済性が確保されるならば、BB代替に対し期待を寄せているところです。</p> <p>しかし、一方で危惧するのは、屋外での移動受信ができなくなるという点です。自動車などでの受信が当該エリアできなくなることは、対象エリアが増えるほど、災害時の情報伝達手段における課題とならないか、情報発信メディアとしてこの点が気がかりであります。</p>	<p>ケーブルテレビは、放送法上の「放送」と位置づけられ、これによる地上テレビジョン放送の再放送の品質・機能は強制規格等によって基幹放送局から送信される場合のものと同等であることが担保されていることから、ブロードバンド等代替の選択肢の一つとされているところ、総務省で行う実証実験において、IPユニキャスト方式との比較を行うなど、検討を進めてまいります。</p> <p>また、ブロードバンド等代替による災害情報の提供に関する御意見についても、「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム 取りまとめ」においても、「対象となる地域における災害時の情報入手に支障が生じないようにするためには、どのような課題が考えられ、どのような対策が講じられるべきかについても検討しておく必要がある。」とまとめられており、総務省で行う実証実験の内容なども踏まえながら更なる検討を進めてまいります。</p>	無

今回の案文の中では、この点についてほとんど触れられていませんが、現時点での総務省の考え方をうかがいたいところです。

【株式会社テレビ愛媛】

- IPユニキャスト方式によるブロードバンド代替の検討結果については、放送アプリケーション等の費用や、光回線が完備されていないエリアのブロードバンド網整備費用が試算の上で反映されていないことなど、民放が重視している経済合理性の検討が十分とはいえない。地域制御や権利処理の問題、さらには「ベストエフォートである」ことの住民理解など、制度面や運用面のさまざまな課題も積み残されたままとなっており、将来的な実現性はあるとしても、2026年からのミニサテ更新に際してのブロードバンド代替適用の可能性については引き続き、丁寧な検討・精査が必要と考える。

当社ではブロードバンド代替選択肢の一つとして、既存の自治体ケーブルテレビ巻き取りによる小規模中継局の廃局を研究しており、実現可能性の検討を望みたい。

【日本海テレビジョン放送株式会社】

- IPユニキャスト方式によるブロードバンド代替の検討結果については、放送アプリケーション等の費用や光回線が完備されていないエリアのブロードバンド網整備費用が試算の上で反映されていないことなど、民放が重視している経済合理性の検討が十分とはいえない。地域制御や権利処理の問題、さらには「ベストエフォートである」ことの住民理解など、制度面や運用面のさまざまな課題も積み残されたままとなっており、将来的な実現性はあるとしても、IPユニキャスト方式によるブロードバンド代替の適用の可能性については引き続き、丁寧な検討・精査が必要と考える。

一方、IPユニキャスト以外のCATV等の方式は技術的に確立済みで、長年サービスされていることもあり、地域の選択肢として既存のCATV等の代替を想定する場合は、2026年を待たず早期実施できるよう制度面、運用面等整備の検討を要望する。

また、本検討会のブロードバンド代替の検討では小規模局、ミニサテを中心に議論されているが、地域によっては、むしろ大規模局、重要局の送信維持費の負担が非常に大きい。既存のブロードバンドの普及率が高い等の地域事情次第で

	<p>は、大規模局、重要局もブロードバンド代替の選択肢となりえるよう強く要望する。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社長崎国際テレビ】</p> <p>○ 今回の検討は、小規模局等の代替措置としてBB代替の可能性を検討したものと理解いたします。地域によっては自治体が設置したCATVによるBB網が構築されていることもあり、地域・自治体等の意見を聞きながらベストの選択をすべきと考えます。またその際には、ローカル放送の意義が十分勘案されることを望みます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社アイビーシー岩手放送】</p> <p>○ 放送ネットワークインフラの将来像の検討の中で、中継局の設備維持・コスト負担の観点から小規模局やミニサテを中心にブロードバンド代替等議論がなされているが、エリア（島など）内ケーブルテレビ網が完備されている地域（対馬など）で既存のケーブルテレビによる代替が有効な場合、大規模中継局（プラン局）も対象とすることを要望する。</p> <p>また、難視聴解消等に係るNHKの民間放送事業者への協力努力義務規定が盛り込まれた電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号）が成立したことを受け、今後のミニサテ局に関しては従来のアナログ放送時代のミニサテ局のようにNHKが共用設備に係る費用の負担を求めたい。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ長崎】</p>		
78	<p>○ 複数の伝送手段を挙げて最適な代替手段を検討しようとしている姿勢は評価しますが、IPユニキャスト方式が特別に扱われている点に違和感を感じます。またその費用試算に放送アプリケーション等の費用や光回線が完備されていないエリアのブロードバンド網整備費用が反映されていないことなど、検討が十分とはいえ、さらに現行方式以外のIPマルチキャスト方式や5Gによる伝送なども検討項目に含めるべきではないでしょうか。</p> <p>小規模中継局等のブロードバンド等による代替手段を検討する際には、今後広く行われる可能性の高い放送同時配信等の伝送手段との関係についても慎重に検討する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【北日本放送株式会社】</p>	<p>「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム 取りまとめ」に記載のとおり、ケーブルテレビネットワーク並びにブロードバンドネットワークのRF方式及びIPマルチキャスト方式については放送として既に広く提供されていること、品質・機能が強制規格等によって基幹放送局から送信される場合のものと同様であることが担保されていることから、これを採用した場合の条件は比較的容易に検討・判断できるものと考えられる一方で、IPユニキャスト方式は、地上テレビジョン放送のテレビ番組を常時同時配信する形態で提供されていないこと、放送ではなく通信であって品質・機能に</p>	無

		<p>ついて特段のルールが存在しないことから、導入し、維持していくコストや品質・機能が明らかでなく、地上テレビジョン放送事業者にとって代替手段としての検討・判断材料が乏しい状況であるため、その利用可能性について検討を行うこととしたものです。</p>	
79	<p>○ 放送事業者があまねく受信義務・努力義務をこれまでと同様の手段によって達成することが困難になりつつある中、将来に亘って良質な放送コンテンツを全国の視聴者に届けるために、放送事業者が、ネットワークインフラに係るコストを軽減する方策として、小規模中継局等のブロードバンド等による代替を検討される場合には、当社も積極的に検討・協議に関わっていく考えです。</p> <p>本検討会では、IP再放送の手段として既に広く用いられている、FTTHを用いたIPマルチキャスト方式（優先制御）に加え、IPユニキャスト方式（ベストエフォート）の利用可能性について検討が進められてきたところですが、今回、同方式について、比較的受信世帯数の少ない小規模中継局等の代替手段として利用可能性があることが示されたところです。</p> <p>今後の検討においては、IPユニキャスト方式（ベストエフォート）の下で放送ネットワークインフラに求められる安全・信頼性や、優良な視聴体験の確保のために必要となる品質・機能の実現可能性、優先制御の必要性等について、今後の実証実験結果も踏まえて慎重に見極めていく必要があると考えます。</p> <p>また、多くの視聴者がブロードバンドによる代替手段を用いて放送を視聴することとなった際には、通信ネットワークへの負荷が増大することは避けられないことから、IPユニキャスト方式と比較してより効率的な通信ネットワークの利用が可能なIPマルチキャスト方式の活用も検討していく必要があると考えます。</p> <p>いずれにしても、今後、各放送事業者が具体的な代替手段を検討していく際には、様々な手段の中から、安全・信頼性や、優良な視聴体験の確保を図りつつ、これらを最も効率的に実現できる方策を検討していくことが重要であり、また、その際、代替手段を提供する事業者においては、提供に向けたインセンティブが損なわれることにならないよう、留意する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【西日本電信電話株式会社】</p> <p>○ 放送事業者があまねく受信義務・努力義務をこれまでと同様の手段によって達</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>今後の検討における、放送ネットワークインフラに求められる安全・信頼性、品質・機能の実現可能性、優先制御の必要性といった検討課題についての御意見に関しては、総務省で行う実証実験の内容なども踏まえながら更なる検討を進めてまいります。</p> <p>なお、IPマルチキャスト方式もBB代替の選択肢の1つとされています。</p>	無

	<p>成することが困難になりつつある中、将来に亘って良質な放送コンテンツを全国の視聴者に届けるために、放送事業者が、ネットワークインフラに係るコストを軽減する方策として、小規模中継局等のブロードバンド等による代替を検討される場合には、当社も積極的に検討・協議に関わっていく考えです。</p> <p>本検討会では、IP再放送の手段として既に広く用いられている、FTTHを用いたIPマルチキャスト方式（優先制御）に加え、IPユニキャスト方式（ベストエフォート）の利用可能性について検討が進められてきたところですが、今回、同方式について、比較的受信世帯数の少ない小規模中継局等の代替手段として利用可能性があることが示されたところです。</p> <p>今後の検討においては、IPユニキャスト方式（ベストエフォート）の下で放送ネットワークインフラに求められる安全・信頼性や、優良な視聴体験の確保のために必要となる品質・機能の実現可能性、優先制御の必要性等について、今後の実証実験結果も踏まえて慎重に見極めていく必要があると考えます。</p> <p>また、多くの視聴者がブロードバンドによる代替手段を用いて放送を視聴することとなった際には、通信ネットワークへの負荷が増大することは避けられないことから、IPユニキャスト方式と比較してより効率的な通信ネットワークの利用が可能なIPマルチキャスト方式の活用も検討していく必要があると考えます。</p> <p>いずれにしても、今後、各放送事業者が具体的な代替手段を検討していく際には、様々な手段の中から、安全・信頼性や優良な視聴体験の確保を図りつつ、最も効率的に実現できる方策を検討していくことが重要です。また、その際、代替手段を提供する事業者に対しても、効率的な事業運営を阻害するものとならないよう留意する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>		
80	<p>○ IPユニキャスト方式以外の代替手段の可能性について引き続き検討をすすめていくことについて賛成いたします</p> <p style="text-align: right;">【スカパーJSAT株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
81	<p>○ デジタル技術の導入等によって放送ネットワークインフラに係るコスト負担をいかに軽減し、コンテンツ制作に注力できる環境を作っていくかという観点から、コスト負担軽減のための具体的な方策の一つとして、小規模中継局等のブロードバンド等による代替についても検討が行われました。</p> <p>検討の結果、FTTHを用いたIPユニキャスト方式について、比較的受信世</p>	<p>IPユニキャスト方式によるBB代替におけるコスト負担についての御意見に関しては、総務省で行う実証実験の内容なども踏まえながら更なる検討を進めてまいります。</p> <p>BB代替の検討にあたっては、電気通信市場の公正競争</p>	<p>無</p>

帯数の少ない小規模中継局等の代替としての経済合理性が期待でき、代替手段としての利用可能性があることが示されたことに賛同いたします。

なお、放送ネットワークインフラをブロードバンドで代替するという目的に鑑みれば、当該代替費用については、受益者である放送事業者が負担するものと理解しております。

【KDDI株式会社】

- 今般の取りまとめ（案）において、小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する議論は、今後実証実験を実施しながら、導入にあたって考えられる課題や制度面、運用面の検討を行うとされています。

その中では、IPユニキャストが方式の案として記載されておりますが、IPユニキャストは現在の著作権法上、通信として扱われているため、放送と同様の運用は困難と認識しております。

今後、IPユニキャスト方式で課題とされている著作権法上の扱いに関して検討が深められることは、放送コンテンツをより効率的に送るための手段の拡大に繋がると考えます。今後の検討においては、様々な事業者の意見を汲み取り、オープンな場で著作権法上の扱い等を含め、幅広く議論いただくことを要望いたします。

本検討会の議論と並行して開催された総務省の「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」においては、「放送のブロードバンドによる代替を実現するために追加的なコストが発生したとしても、当該コストを有線ブロードバンドサービスに関する新たな交付金制度によって支援することは制度上困難であり、当該コストは、少なくとも第一義的には、放送のブロードバンドによる代替の直接の受益者である放送事業者によって負担されるべきものと考えられる。」と、最終とりまとめに記載されました。

今回、本検討会の下に作業チームが設置され、小規模中継局等のブロードバンド等による代替について検討がなされ、ブロードバンド等による代替後に発生する費用の構造やコストの定量分析などが検討され、「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」の最終取りまとめにも記載された放送事業者のコスト負担の在り方に関しては、今後議論されるものと考えます。

例えば、IPユニキャストでは放送アプリケーション費用として新規にENC（リアルタイムエンコーダ）、ENC-オリジンサーバ間接続回線、番組表管理サーバ、オ

に対する配慮が必要であることは言うまでもありません。

リジンサーバ、CDN等の初期費用、またそれに関する運用などの費用がかかるほか、通信に関する費用として、光化未整備地域の新規でファイバを整備する費用、光化整備地域でもお客様へ提供するための開通工事費、ブロードバンド接続サービス提供のための費用及びトラヒックの増大に対応するための費用など様々な費用が示されています。

IPユニキャスト以外の代替方法においても、ケーブルテレビネットワークで代替する場合、引込線工事などの他、幹線・引込線間の線路の敷設や分岐装置等の増強、ヘッドエンド内の伝送装置の増強等が必要となるほか、サービスエリア外であれば、幹線の延伸等の追加投資も必要となります。

いずれの代替方式にせよ、これらはブロードバンド代替等の受益者である放送事業者によって負担されるべきであり、今後適切な費用負担に関する議論がされることを要望いたします。

【JCOM株式会社】

- 小規模中継局等をブロードバンド等によって代替（以下、「BB代替」という。）する場合、制度設計次第で通信ネットワークなど電気通信サービスへの影響も考えられることから、今後の具体的な検討においてこの点ご配慮いただきたいと考えます。

例えばIPユニキャスト方式によりインターネット経由で配信する場合は、コンテンツの通信品質はベストエフォートとなり品質を保証することができないといった制約もありますが、BB代替の検討にあたっては、このような既存の通信サービスの品質・機能要件等の制約を前提にすることが必要と考えます。

BB代替において新たに必要となるコスト（例えば、放送トラフィック増への対応としての通信サービス設備増強費用、ブロードバンド未利用ユーザの通信サービス利用費用等）が発生する場合、これらはコスト削減効果の受益者たる放送事業者が負担すべきであり、BB代替の検討にあたってはこれら増分コストも含めた上で放送事業者のコストが削減されているか否かという観点が必要と考えます。

BB代替時、要件によってはブロードバンド回線等の提供が特定の電気通信事業者に限定されることが考えられますが、このような制約により、BB代替の提供エリアにおける電気通信市場の公正競争に影響を与えること（例えば、ブロードバンドのユニバーサルサービス化等との関連で適格電気通信事業者となる可能性の高い電気通信事業者（東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿

	<p>等)と、当該グループ会社が回線サービスやISPサービス等の各種領域におけるサービス提供において有利となるようなこと等)のないよう、BB代替に関する制度設計には十分な配慮が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
82	<p>○ エリア内の人口減が顕著で厳しい経営状況が続いています。コスト負担軽減の可能性を含む選択肢が増えることには賛同します。</p> <p>しかしながら、ブロードバンド等による代替を検討する地域は、情報基盤の整備状況も恵まれない場合が多くみられます。高知県の場合、「第1章 図表1-1 光ファイバーの整備状況」の資料によると整備率は97.5%です。ブロードバンド等による代替を具体的に検討するためには、通信インフラの基盤整備が必須となります。前提となる情報基盤の早期整備を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社高知放送】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、通信インフラの基盤整備への要望について、本案5ページに記載のとおり「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」に基づき、総務省においてインフラ整備を進めていくこととされています。</p>	無
83	<p>○ ブロードバンド代替のコスト面にアプリケーション費用などが入っていないのでコスト面で見合うのか不透明であると考えます。様々なコストが考えられると思いますが、現在想定されるアプリに関するコストの最大値と最小値と平均値を出して頂き、それらの数値を考慮した場合、コスト面で見合うのかを試算し、情報開示して頂きたいと思います。</p> <p>ブロードバンド代替を行う場合の放送局側の設備負担や回線費の負担がどの程度を想定しているのか試算し、情報開示して頂きたいと思います。</p> <p>作業チーム資料の課題にあるように様々な課題がありますが、とりわけ(3)住民理解・受信対策は最も重要だと思えます。特にミニサテなどのエリアは高齢者の方が多く、過疎地域であることは容易に想像できます。その方々に負担をお願いするのはかなり困難な事だと思われませんが、ブロードバンド代替を選んだ場合、このあたりの交渉も含めて各放送局負担となれば、かなりの労力になると考えます。そうならないように国として国民にしっかりと説明し、納得して頂けるような施策をお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【鹿児島テレビ放送株式会社】</p>	<p>BB代替の経済合理性に関する検討結果については、一定の仮定や推計をもとに算出したものであり、その結果を踏まえて、本案では放送事業者における経営の選択肢の一つとしてBB代替を示しております。</p> <p>BB代替の対象とする範囲や代替先といった具体的な適用については地域の実情や経済合理性を踏まえて検討・判断されるべきものと考えます。</p> <p>また、住民理解・受信者対策などの検討課題については、総務省で行う実証実験の内容なども踏まえながら更なる検討を進めてまいります。</p>	無
84	<p>○ 「ブロードバンド等による代替」について小規模中継局等の前提を外し、「ブロードバンドによる拡幅」と言い換えるべきだと思います。</p> <p>経済合理性を前提とした代替可能性だけを探るのではなく、都市部等大規模中継局による送信が可能な地域においてもIPユニキャスト方式による伝送を併せて</p>	<p>ブロードバンド等代替については、放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減し、コンテンツ制作に注力できる環境を整備するために検討したものであり、インフラにかかるコストが大きい比較的信受世帯数の少ない小規模中継局等について検討を行ったものです。</p>	無

	<p>可能にすることで、テレビを持たない世帯や個人にも放送コンテンツを届けることが可能となります。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ワイズ・メディア】</p>	<p>ブロードバンド等代替の拡幅に関する御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	
85	<p>○ IPユニキャスト方式による放送の代替については、代替されるエリアでの光ファイバ等のブロードバンドが整備されている事が必須条件であり、長崎県において光ファイバ整備率は全国平均に比べ低く、特に離島等の条件不利地域では整備が遅れている。このような地域に関しては自治体主導等でブロードバンドネットワークの整備を求めたい。また、過疎化も進む中でローカル放送事業者があまねく受信努力義務をこれまでと同様の手段によって達成することは困難になりつつある。エリア内全地上波放送事業者が開局していない中継局についてはエリア内の情報格差是正の観点から積極的にブロードバンド代替へ移行して頂きたい。また、ブロードバンド代替への移行には当該エリア内自治体の協力が不可欠であるため、自治体の積極的な協力を求めたい。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ長崎】</p>	<p>ブロードバンド等代替の前提となるブロードバンドネットワーク整備への要望については、今後の放送・通信行政に対する御意見として承ります。</p> <p>また、エリア内において、地上波放送事業者が全て開局しているわけではない中継局をブロードバンド等で代替することは、御意見のとおり、情報格差是正の観点から有効な選択肢になり得ると考えます。</p>	無
86	<p>○ ブロードバンドネットワーク（IPユニキャスト）について、小規模中継局等のカバーエリアにおける代替手段としての利用可能性について検討を実施した事について、将来の放送事業者の選択肢を増やす意味で有意義なことだと考えます。</p> <p>第12回検討会で伊東構成員よりご指摘もあったように、ブロードバンド代替を適用する地域においては、従来の放送ネットワークにアクセスすることができなくなることにご留意いただきたいと思えます。そのため、著作権等の権利処理、地域制限の有無、住民理解・受信者対策、ユーザーアクセシビリティの確保、関係者間のコスト負担の課題などの解決が不可欠であり、関係者が協力しながら検証や検討を進める必要があると考えます。</p> <p>IPユニキャスト方式によるブロードバンド代替の実施にあたっては、あくまで“放送の代替”であるため、いわゆる「フタかぶせ」が一切なく、放送と同様の映像・音声を送られることを前提とすべきである点にご留意いただきたいと思えます。</p> <p>IPユニキャストで代替する方法について、今回の検討結果を踏まえつつ、地域の実情や代替する設備の状況に応じて、IPユニキャストおよびそれ以外の代替手段も含めて、持続可能性・経済合理性を念頭に置いた検討を進めていくことが大切ではないかと考えます。</p> <p>別添の資料におけるブロードバンド等による代替に伴うコスト比較において、</p>	<p>ブロードバンド等代替における住民理解・受信者対策などの検討課題については、総務省で行う実証実験の内容なども踏まえながら更なる検討を進めてまいります。</p> <p>放送アプリケーションの経費についての記載に関する御意見については、御意見を踏まえて、次のとおり修文させていただきます。</p> <p>本案29ページ「FTTHを用いたIPユニキャスト方式について、比較的受信世帯数の少ない小規模中継局等の代替としての経済合理性が期待でき²³、代替手段としての利用可能性があることが示された。</p> <p>脚注23 本取りまとめにおいては、放送アプリケーションに係る経費を除外するなど、一定の条件・推計のもとに経済合理性を算定した。」</p>	有

	<p>ブロードバンド等による代替費用に放送アプリケーション分を含まない検討となっており、今後、放送事業者が自主的に判断を行っていく上では、放送アプリケーションを含んだ形のコスト比較の実施が望まれます。放送アプリケーションについては対象世帯数によらずコストが発生する要素が含まれると考えられ、放送アプリケーションを考慮したコスト比較においては、むしろ対象世帯数が少ない程、経済合理性が少なくなる要素が加わると予想されます。なお、放送アプリケーションは、今後の具体検討が進む中でコスト試算も可能になると思われ、この結果により、ブロードバンド等による代替の利用可能性がより明確になると考えられます。とりまとめ案本文において、今回の検討において放送アプリケーションに係る経費が考慮されていない旨、注釈を追記したほうがより適切ではないでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>		
87	<p>○ 放送ネットワークの一部をブロードバンドで代替するのなら、視聴者のブロードバンド契約コストは放送受信料で負担すべき。これこそ「あまねく」を実現することになる。(現行でも放送受信料はNHKを受信できない環境(イラネッチケーの固定設置)でも負担しなければならない。) 加えてブロードバンドで代替した場合に遅延が発生するようなら、(NHKのみならず)放送を受信する価値は大きく低下する。即ち、緊急地震速報や時報が用を為さなくなる。負担すべき放送受信料も相当に低額であるべき。</p> <p style="text-align: right;">【個人12】</p>	ブロードバンド等代替における費用負担の在り方に関する御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。	無
88	<p>○ ミニサテ、小規模局は、重要な社会インフラでありブロードバンドで代替することには反対である。遅延や輻輳が発生する中央集中制御型の通信インフラに依存することは、災害情報の提供手段として不適合。また、受信世帯の少ない地域ほどインフラは脆弱で障害回復に時間を要することから代替すべきでない。</p> <p style="text-align: right;">【個人17】</p>	ブロードバンド等代替による災害情報の提供に関する御意見については、「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム 取りまとめ」においても、「対象となる地域における災害時の情報入手に支障が生じないようにするためには、どのような課題が考えられ、どのような対策が講じられるべきかについても検討しておく必要がある。」とまとめられており、総務省で行う実証実験の内容なども踏まえながら更なる検討を進めてまいります。	無
第4章 放送コンテンツのインターネット配信の在り方			
総論			
89	○ インターネット上の情報空間で、フェイクニュースの拡散やフィルターバブル	多様な言論空間の維持・発展のため、これまで放送の	無

などの問題が顕在化している。健全な民主主義社会には事実に基づく情報は欠かせず、正確で信頼できる情報の価値はより重要になっている。こうした課題に対応するため、放送コンテンツへの期待が増しているとの問題意識は共有する。

他方、取りまとめ案の「インターネットを含めて情報空間が放送以外にも広がる中においても、この二元体制を情報空間全体で維持していくこと」との記述は疑問がある。当委員会は、今後も多様な言論を通じた民主主義の維持・発展が実現されるため、放送制度がNHKと民放の二元体制の下で維持・発展されることは望ましいと考えている。しかし、インターネット上の言論空間については、放送事業者だけでなく、新聞・通信社や情報の流通に携わるプラットフォーム事業者を含め多様な主体によって構成されている。こうした特性を持つインターネット空間に対して放送制度の原則である二元体制を持ち出すことは妥当ではない。

さらに、こうした考え方にに基づき、NHKのインターネット業務が際限なく拡大されることを強く危惧する。取りまとめ案はデジタル時代に放送がインターネット上で果たす役割について言及している。しかし、他の報道機関と異なり、受信料に支えられる特殊法人のNHKがその役割をどの程度果たすべきかについては十分な議論がなされないまま、検証途上のNHKのネット業務に関する社会実証の結果に一定の評価を与えている。

取りまとめ案はNHKのインターネット配信の在り方について、今後の検討課題と位置付けており、検討会には放送政策の観点にとどまらず、表現・言論の自由や他の事業者との競争の公正性といった視点も含めた精緻な議論を求めたい。そのことが、放送の二元体制の原則や、放送法が求める多元性・多様性・地域性の確保にもつながる。当委員会だけでなく、政府・国会も繰り返し指摘してきたNHKの業務・受信料・ガバナンスの「三位一体改革」の本旨もその点にある。

【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】

○ 放送コンテンツのインターネット配信の在り方

フェイクニュースやエコーチェンバーといったネット上の言論空間の課題に対応するため、「放送コンテンツの価値をインターネット空間にも浸透させていくことがこれまで以上に重要」との問題意識は共有する。一方、取りまとめ案は放送に関して「受信料収入を経営の基盤とするNHKと、広告収入又は有料放送による料金収入を経営の基盤とする民間放送事業者の二元体制の下、視聴者への適切な情報発信が確保されている」と指摘。そのうえで「インターネットを含めて情報

二元体制が果たしてきた役割は大きく、インターネット空間においても、放送事業者にこれまでと同様の役割を期待することは自然であると考えますが、これにより新聞・通信社やプラットフォームの役割が否定されたり、多様な主体によって構成されているインターネット上の言論空間の特性が損なわれることに繋がるものではないと考えます。

なお、NHKのインターネット業務の在り方については、本取りまとめ以降、本検討会において具体的かつ包括的に検討を進めていく予定です。

	<p>空間が放送以外にも広がる中においても、この二元体制を情報空間全体で維持していくことが重要となる」と結論づけている。しかし、ネット上の言論空間への適切な情報発信は放送に限った課題ではない。新聞・通信社も取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報をインターネット空間に増やしていくことは重要だと認識し、報道活動に取り組んでいる。放送の「二元体制」論をネット空間にも当てはめ、NHKが巨額な放送受信料を財源にネット業務をさらに拡大して取り組めば、民間事業者の公正な競争をゆがめ、言論の多様性を失わせることになりかねない。検討会は受信料制度とのバランスを踏まえた議論を深めるべきだ。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】</p>		
90	<p>○ プラットフォームと放送コンテンツの関係</p> <p>取りまとめ案の「誰もが目を通すメディア（プラットフォーム）に放送コンテンツが提供されることが重要」という点については、多面的な視点での検討が必要だ。この考え方によれば、検討会が大手プラットフォームの果たす役割を過大に評価していると受け止めざるを得ない。放送コンテンツの提供は放送事業者の主体的判断に委ねられるべきであり、大手プラットフォームの役割のみを強調する制度設計は妥当ではない。</p> <p>また、NHKがプラットフォームとの結びつきを強めることは、市場に悪影響が生じないよう慎重であるべきだ。デジタルサイネージへの記事配信では子会社を通じた業務によって価格設定などに悪影響が生じたとの指摘もあり、同様の事態が発生しかねない。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】</p>	<p>御意見の通り、放送コンテンツの提供は各社の経営判断がなされるものと考えますが、本案においては、インフォメーション・ヘルス確保の観点から、放送コンテンツを誰もが目を通すメディア（プラットフォーム）に提供することが重要であることについて記載しております。</p> <p>なお、「誰もが目を通すメディア（プラットフォーム）」について、いわゆる大手動画配信プラットフォームのみを想定しておりません。</p> <p>いずれにしましても、放送に準じた公共的な取組を行う放送同時配信等を後押しする方策を進めていくに当たっては、プラットフォーム間の競争環境に不当な影響を与えることがないように留意しつつ検討を進めてまいります。</p>	無
91	<p>○ 「放送の価値を放送同時配信等によりインターネット空間にいかに浸透させることができるかが重要となる」とのまとめに賛同します。</p> <p>そして放送事業者のインターネット配信については今後具体的に検討していくべきであるとしており、またNHKのインターネット配信については二元体制を情報空間全体で維持していくことが重要であるとの認識の下で、その在り方について引き続き検討していくべきとしています。</p> <p>放送同時配信等の具体的な形については、放送事業者の経営判断や、NHKの業務の在り方、そして二元体制の維持など様々な要素を合わせて今後検討が本格化すると認識していますが、その中に民放ローカル局の果たす役割も含めて検討</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、放送に準じた公共的な取組は、あくまで経営の選択肢の一つであり、地域や事業者の事情に関わらず一律の義務として強制することは想定しておりません。本取組については、その在り方も含め、関係者の意見も踏まえながら、今後更なる検討を進めてまいります。</p>	無

	<p>されるよう望みます。</p> <p>また放送に準じた公共的な取り組みを進めるにあたり、さまざまな事業展開や将来的な可能性を念頭に置く必要があり、過度な規制や義務とならないよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【北日本放送株式会社】</p>		
92	<p>○ 良質で信頼性の高い放送コンテンツの価値を、インターネット空間に浸透させていくことの重要性を指摘していることは大いに賛同する。しかし、ローカル局にとっては著作権や経費の面などでハードルが高く、行政による環境整備や支援策を期待する。検討にはローカル局の意見も聴取し、反映して欲しい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社鹿児島讀賣テレビ】</p>	<p>放送同時配信等の取組に当たっての環境整備や支援についての御意見に関しては、今後の放送行政に対する御意見として承ります。また、ローカル局の意見の聴取については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
93	<p>○ P32およびP33（図表4-2）記載の当社の配信サービス名称は、正しくは、「Hod」→「hod」となります。</p> <p style="text-align: right;">【北海道テレビ放送株式会社】</p>	<p>御意見を踏まえて本文と図表の記載を修正いたします。</p>	有
94	<p>○ 信頼性の高い情報発信等、放送コンテンツの価値をインターネット空間に浸透させていくことは非常に重要だと考えますが、それは全国的に興味・関心が高いコンテンツに限らず、地域ユーザーの生活に密着したローカル情報についても同様と考えます。全国的に知名度のあるプラットフォームが数ある中で、信頼度の高いローカル情報をいかに埋もれさせず伝えられるようにしていくかにも、課題があると考えます。</p> <p>インターネット空間の中であらゆる事業者による配信コンテンツが存在し、配信サービスも多様化していく中で、二元体制をインターネット空間においても維持していくことは困難だと考えられるため、具体的な技術設計・制度設計を求めます。</p> <p style="text-align: right;">【中部日本放送株式会社】 【株式会社CBCテレビ】</p>	<p>御指摘のとおり、インターネット空間において、信頼度の高いローカル情報をいかに埋もれさせず伝えられるようにしていくかは大きな課題であると認識しています。</p>	無
95	<p>○ 具体的には今後の検討を注視していく考えですが、「インターネット配信が各放送事業者の経営判断によるものであることに留意して検討していくべき」という点は重要であり、賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ朝日ホールディングス】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
96	<p>○ 経営判断によって地方局が放送コンテンツのインターネット配信を行う際に、特に「誰もが目にするメディア」（プラットフォーム）においては、プラットフォーム事業者から地位の濫用を受けることがないよう、また事業化に向けても議</p>	<p>地方局の放送コンテンツのインターネット配信に当たって、放送事業者とプラットフォームとの関係についての御意見に関しては、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無

論が必要と考えます。

【青森放送株式会社】

- 「当該プラットフォーム（誰もが目を通すメディア）において平時から必要な情報が必要なときに得られることや、地域性を考慮した地域情報等が提供されることが重要」との指摘についてローカル局として賛同します。

そしてネット空間でも放送局からの地域情報の提供が重要である、と同時に視聴者側の立場として、誰もが目を通すメディアの中で各地域の視聴者がローカル情報を容易にアクセスできる（見やすく）することが重要だと考えます。そこで「後押しする方策」の検討においては、同時配信に限らずローカル局のコンテンツが視聴者に伝わりやすくするための議論や有効な方策が見いだされることを要望します。

【株式会社福島中央テレビ】

- 「地域性を考慮した地域情報等が提供されることが重要」について具体策の検討を求めます。「誰もが目を通すメディア」においては、規模が大きいメディアほど、全国的に注目を引く話題が集中し、地域性を考慮した地域情報が埋もれてしまう可能性があると考えられるためです。ローカル局の放送コンテンツも、公共性、地域性、信頼性が担保された、価値のあるものです。そのため、価値のある情報を埋もれさせないための努力義務の設置や、プラットフォームとローカル局の連携強化が重要だと考えます。例えば、39ページにおいて、下記のように「放送事業者との連携による、地域性を考慮した地域情報等を含む放送コンテンツの充実・強化、」と下線部を加筆することを提案します。またこのほかにも、ローカルに特化したプラットフォームの開設と運営を推進していくための施策、誰もが目を通す全国的なメディアとローカルに特化したプラットフォームとの連携を促すための施策が必要と考えます。例えば、アクセシビリティ向上の観点から、全国的なメディアからローカルの防災情報等の重要な地域情報にアクセスしやすくする取組みも必要と考えます。

【中部日本放送株式会社】

- 「特に、『誰もが目を通すメディア』（プラットフォーム）に公共的な役割を担う放送コンテンツがより視聴されるための取組について、インターネット配信

また、地方局の放送コンテンツのインターネット配信に当たっての、ローカル情報へのアクセス性の向上についての御意見に関しては、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。

	<p>が各放送事業者の経営判断によるものであることに留意しつつ、今後具体的に検討していくべきである。」との指摘について、災害時などにおける地域情報への接触の重要性に鑑みれば、地域放送メディアが提供する情報に普段から素早く触れることができるように設計すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東海テレビ放送株式会社】</p>		
97	<p>○ 情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルス（情報的健康）の確保の点で、放送の価値をインターネット空間にいかに関与させるかが重要、という観点には賛同します。</p> <p>ただし、放送の価値として掲げられている「信頼性の高い情報」や「知る自由」、「社会の基本情報の共有」や「多様な価値観に対する相互理解の促進」を実現するには、ローカル局の独立性が担保され、取材・編集・報道の自由が確保されていることが前提であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社南日本放送】</p>	<p>（ローカル局に限らず）放送事業者において、取材・編集・報道の自由が確保されていることや番組制作等の点における独立性が担保されていることは必要と考えます。</p>	無
98	<p>○ 今後、放送同時配信等による放送コンテンツのインターネット配信の必要性・重要性が高まっていくと予想される一方で、民間放送事業者としては従来の放送事業を毀損しない上でのインターネット配信サービスの維持・向上のためのビジネスモデルの構築が不可欠であり、プラットフォームの整備や権利処理の更なる簡便化、法制度の整備などの方策についての丁寧な議論を期待します。さらにローカル局としては、キー局の番組を放送している時間の同時配信のあり方、地域制御等の諸問題について多方面からの議論が行われることを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【広島テレビ放送株式会社】</p>	<p>ローカル局によるインターネット配信を行うに当たっての著作権や地域制御等の課題についての御意見に関しては、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無
99	<p>○ インターネット等の伝送手段により、良質な放送および放送由来コンテンツの流通が促進されることの意義を認めます。一方、それらにどう取り組んでいくかは、あくまで各社の経営判断に基づく、自由な事業活動を前提とすべきだと考えます。</p> <p>また、放送コンテンツをインターネット空間に浸透させていくには、同時配信に限らず、視聴者のニーズや利便性を考慮した様々な展開も必要と考えます。ローカル局がインターネット配信に取り組むにあたっては、権利処理等の業務に係るマンパワーやコストの負担も大きく、P39で示された同時配信を後押しする方策の他にも、さらなる権利処理の円滑化に繋がる施策の導入等、多角的な視点からの検討が進むよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【北海道テレビ放送株式会社】</p>	<p>放送事業者におけるインターネット配信については、経営の選択肢として示すものであり、一律の義務として強制することは想定しておりません。</p> <p>ローカル局によるインターネット配信を行うに当たっての著作権の取扱いについての御意見に関しては、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無

100	<p>○ 地方局（キー局、準キー局以外）の放送番組のインターネット配信サービスが一元化されていないため、目当ての番組を探すのが大変である。</p> <p>地域ごとに若干ニーズが違ったりするので、完全な一本化は困難であるにしても、TVerからリンクやリダイレクトができるようになってほしいと思う。</p> <p style="text-align: right;">【個人14】</p>	<p>放送番組のインターネット配信サービスにおける、操作性の向上に関する御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無
101	<p>○ 「放送コンテンツのインターネット配信の在り方」について「同時配信」は「同時再送信」と言い換えるべきです。</p> <p>奥律哉構成員による「何も足さない。何も引かない」という例えの通り、放送と同一地域における同一内容の“配信”は放送法上も著作権上も“放送”と定義し、IPマルチキャスト放送における同時再送信と同様の規律と権利処理により運営されるべきだと思います。</p> <p>また飯塚構成員の報告には、欧州において放送と同一のコンテンツ規律であればRFであれIPユニキャストであれ同じ扱いとされるとあり、日本でもVODとは別扱いとした上で、制度設計すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ワイズ・メディア】</p>	<p>放送の同時配信における放送法、著作権法上の取扱いについての御意見に関しては、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無
102	<p>○ ユーザーアクセシビリティに関しては、「作業チーム 取りまとめ」に一部言及がある程度に留まっています。今後の制度や規格を含む放送の在り方の検討においては、アクセシビリティを確保していく観点から、障害者団体を代表する者を検討に参加させ、意見を聞くべきと考えますので、そのような観点を記載いただくようお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【障害者放送協議会】</p>	<p>本案については、放送事業者における放送ネットワークインフラのコスト負担軽減の在り方や、放送コンテンツをインターネット空間に浸透させるための在り方、放送の持続的な維持・発展を可能とするような放送制度の在り方などを中心に検討したものであり、ユーザーとの接点となる部分についての検討は行っておりません。</p> <p>今後、総務省において、ユーザーアクセシビリティの確保に関する検討を行うに当たっては、いただいた御意見を踏まえて対応を進めていくことが適当と考えます。</p>	無
103	<p>○ 地上放送やBS放送はNHKおよび有料放送を除き無料で視聴できます。</p> <p>インターネットを介した視聴では光回線の場合で月々6千円程度、携帯(4G/5G)回線の場合で1GBあたり200円程度を回線費用として視聴者が負担しています。</p> <p>通信料を払わないと視聴できない・情報を得られない、通信料の多少によって情報の質（画質や遅延）が異なるということのないよう、格差を生まないような施策が必要ではないでしょうか。</p> <p>例えば広告を見たら通信料がかからないなどの方法が考えられます。</p> <p style="text-align: right;">【個人23】</p>	<p>インターネット動画視聴における情報の質の在り方、費用の負担に関する御意見については、今後の放送・通信行政に対する御意見として承ります。</p>	無

	<p>○ 放送コンテンツをインターネット経由で視聴すると通信事業者が通信料によって利益を得ます。</p> <p>通信への移行を進めることは伝送路に関わる費用負担を視聴者に転嫁し、さらに通信事業者が潤うという側面を持っています。</p> <p>コンテンツ視聴によって視聴者から通信事業者が利益をかすめ取るのではなく、配信者が通信料を負担する、コンテンツ価格に通信料が含まれる（有料コンテンツの場合）、公共サービス並みの低廉な（利益の乗らない）通信料とする、といった通信料の負担が視聴者に偏らないような抜本的なモデル構築を進めていただけますよう期待します。</p> <p style="text-align: right;">【個人23】</p>		
放送に準じた公共的な取組を行う放送同時配信を後押しする方策について			
104	<p>○ ▽自らの意思により、放送に準じた公共的な取組を行う放送同時配信等について、その取組を後押しする方向で検討、▽「誰もが目を通すメディア」（プラットフォーム）において公共的役割を担う放送コンテンツが、より視聴されるための取組を具体的に検討——との提言につきましては、今後の検討において内容が具体化された段階で、あらためて意見を述べることとします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>放送に準じた公共的な取組を行う放送同時配信等については、放送事業者において個社の判断のもと行ってきたインターネット配信について、災害時、見逃し時、チューナーレステレビ利用時等における従来の放送の「補完」として、可能な範囲で有効に活用するものですが、その具体的な内容については、関係者の意見も踏まえながら、今後更なる検討を進めてまいります。</p>	無
105	<p>○ 「その際、当該配信サービスは放送の保管であることに留意し…」の文言について「その際、当該配信サービスは放送と同等であることに留意し…」とすべきだと考えます。</p> <p>趣旨に異存はありませんが、そもそもハード・ソフト一致の提供を前提としているように読み取れます。ハード・ソフト分離の運用も念頭においた当該取りまとめ（案）においては、ソフト免許はコンテンツ規律を前提としたものにならざるを得ず、放送であろうと配信であろうと同等の内容を求めるべきです。その上でインターネットの特性を考慮した許容はあって然るべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ワイズ・メディア】</p>	<p>放送に準じた公共的な取組を行う放送同時配信等については、放送事業者において個社の判断のもと行ってきたインターネット配信について、災害時、見逃し時、チューナーレステレビ利用時等における従来の放送の「補完」として、可能な範囲で有効に活用するものであります。</p> <p>本取組における検討はコンテンツ規律を行うものではなく、配信における一定の品質や機能についての検討を行うものです。本案においては、検討に当たって、コストや普及の実現性等を考慮し、公共性を求め過ぎることにより、サービスの普及自体に支障が生じないことに留意する必要があるという趣旨で、放送の「補完」であることに留意する必要がある旨を記載したものです。</p>	無
106	<p>○ 放送事業者による放送コンテンツのインターネット配信は、各放送事業者の経</p>	<p>放送に準じた公共的な取組を行う放送同時配信等につ</p>	無

営判断によって既に行われており、必要があれば、同時配信や放送コンテンツ以外のライブ配信も行っている。今回の取りまとめでは、「放送同時配信等」との表現を用い、その後押しの具体化の検討を求めており、「放送同時配信」に重点が置かれすぎている印象が否めない。

「放送同時配信」も含め、放送コンテンツのインターネット配信はあくまでも、各放送事業者の経営判断に基づいて行われるものであり、制度による義務付けが行われることがないよう要望する。

また、プラットフォームへの放送コンテンツの提供についても、放送事業者の経営判断に基づいて行われるものであるが、情報空間でのインフォメーション・ヘルス確保に役立つ方策については、検討を進めて行くことは妥当である。

【株式会社テレビユー山形】

- 民放のインターネット配信の取り組みは、民放事業者がそれぞれの経営判断により行うものであるため、様々な事業展開や将来的な可能性を念頭に置く必要があり、制度上の位置付けや行政による後押しの方策については、民放各社の考え方なども踏まえて、関係当事者による丁寧な議論をお願いする。

【株式会社宮城テレビ放送】

- 民放事業者によるインターネット配信の取組はそれぞれの経営判断に基づき自主的に行うものであり、「放送に準じた公共的な取組を行う放送同時配信等を後押しする方策」を検討するにあたっては、民放各社の考え方などを踏まえ、「放送に準じた公共的な取組」の定義づけなどについても丁寧に議論いただくことを要望します。

【株式会社静岡第一テレビ】

- 放送コンテンツの価値をインターネット空間にも浸透させていくべき、という考え方には賛同します。但し民放事業者のインターネット配信はあくまでも民間企業が提供するビジネスであり自由な事業活動が担保されることが重要です。

「放送に準じた公共的な取組を行う放送同時配信等」の定義については今後の検討課題と認識していますが、放送事業者が提供するコンテンツについて一方的な上乘せ規律が適用されることがないよう留意していただきたいと思います。

【株式会社毎日放送】

いては、放送事業者において個社の判断のもと行ってきたインターネット配信について、災害時、見逃し時、チューナーレステレビ利用時等における従来の放送の「補完」として、可能な範囲で有効に活用するものであります。

本取組も、あくまで経営の選択肢の一つであり、地域や事業者の事情に関わらず一律の義務として強制することは想定しておりません。本取組については、その在り方も含め、関係者の意見も踏まえながら、今後更なる検討を進めてまいります。

- 民間放送事業者における配信業務は各社の経営判断で行っているものであり、事業規模の設定や参入・撤退の判断においても、民間放送事業者個社の意志を尊重すべきと考えます。

この放送同時配信等を後押しする方策を推進する場合において、現時点では体制・プラットフォーム・スキームなどは具体的に触れていません。今後、検討を進めるにあたり、NHK・在京局だけでなく、在阪・在名局、ならびにローカル局の意見も十分に汲み取るよう要望します。

【朝日放送テレビ株式会社】

- 本案では、放送に準じた公共的な取組を行う放送同時配信等について「当該配信サービスは放送の補完であることに留意し（中略）輻輳や遅延等の発生による品質の低下等がある程度許容すべき」としています。しかし、受信料財源によるNHKとは違い、民間放送事業者のインターネット配信（電気通信）は、放送の補完業務ではありません。今後検討が進むBBによる放送の代替とも別物です。「輻輳や遅延等による品質低下」について放送と電気通信を比較するのは意味がないと考えます。

本案の「放送の価値を放送同時配信等によりインターネット空間にいか浸透させることができるかが重要」との考えには賛同しますが、インターネット空間は放送とは異なるメディアです。総務省においては、市場競争の公平性の観点から、放送事業者のインターネット配信に対してのみ、放送に準じた上乘せ規制が適応されないよう要望します。

今後の具体的な検討として「普段からテレビで放送コンテンツのインターネット配信を簡便に視聴できるようにすること」が例示されました。しかし、放送対象地域との整合性、放送の視聴率や広告主への影響、IPユニキャスト方式による権利処理等の多くの課題があります。検討に当たっては、放送事業者やテレビメーカー等の関係者の意見を十分聞き取るよう望みます。

【株式会社テレビ東京ホールディングス】

- 「準じた」の意味合いがまだ分かりませんが、いずれにせよ民間放送事業者がネット空間で公益性の高い同時配信を行うには、法制度上の位置づけや後押しの方策について、民主主義と地域社会の維持のための情報提供を使命としている民

間放送事業者の将来を見据えて丁寧に議論を行うことを要望します。

【四国放送株式会社】

- 民放事業者のインターネット配信の取り組みは、放送法で業務が規定されるNHKとは異なり、民放事業者がそれぞれの経営判断により行うものであるため、さまざまな事業展開や将来的な可能性を念頭に置く必要があり、制度上の位置付けや行政による後押しの方策については、民放各社の考え方や戦略なども踏まえて、関係当事者による丁寧な議論を要望する。

【日本テレビ放送網株式会社】

- 民放事業者のインターネット配信の取り組みは、それぞれの社の経営判断により行うものであるため、さまざまな事業展開や将来的な可能性を念頭に置く必要があります。制度上の位置付けや行政による後押しの方策については、民放各社の考え方や戦略なども踏まえて、関係当事者による丁寧な議論を要望します

【読賣テレビ放送株式会社】

- 放送コンテンツの価値をインターネット空間にも浸透させていくことがこれまで以上に重要になってくるという現状認識は当社も一致している。その上で、取りまとめ案では、今後本格化していく放送に準じた公共的な取組を行う放送同時配信等の取組がキーとなるという提起をされたが、広告収入または有料放送による料金収入を経営基盤とする民放各社はさまざまな事業展開や将来的な可能性の中で経営判断をするため、制度上の位置づけや行政による後押しの方策等については、民放各社の考え方、戦略等を踏まえて関係当事者による丁寧な議論が進むことを要望する

【株式会社山梨放送】

- 民放事業者のインターネット配信の取り組みは、それぞれの経営判断により行うものであり、民放各社の考え方や戦略なども踏まえ、関係当事者による丁寧な議論を要望します。

【札幌テレビ放送株式会社】

- 民放事業者のインターネット配信の取り組みは、放送法で業務が規定されるN

HKとは異なり、民放事業者個々の経営判断により行うもので、色々な事業展開や将来的な可能性を念頭に置く必要があります。制度上の位置付けや行政による後押しの方策については、民放各社の考え方や戦略なども踏まえて、関係者間による丁寧な議論を要望します。

【西日本放送株式会社】

- NHKと民放事業者においては、放送法の「あまねく受信の義務」および「努力義務」に対して取組方の違いがあり、ネットワークおよび設備に関する経済合理性に課題があると考えます。

このように、民放事業者のインターネット配信の取組は、放送法で業務が規定されるNHKとは異なり、民放事業者がそれぞれの経営判断により行うものであるため、さまざまな事業展開や将来的な可能性を念頭に置く必要があると考えます。

【株式会社秋田放送】

- 民放事業者によるインターネット配信の取り組みは、放送法で業務が規定されるNHKとは異なり、民放事業者がそれぞれの経営判断により行うものであるため、さまざまな事業展開や将来的な可能性を念頭に置く必要があり、制度上の位置付けや行政による後押しの方策については、民放各社の考え方や戦略なども踏まえて、関係当事者による丁寧な議論を要望する。

【日本海テレビジョン放送株式会社】

- 民放事業者のインターネット配信の取り組みは、放送法で業務が規定されるNHKとは異なり、民放事業者がそれぞれの経営判断により行うものであるため、さまざまな事業展開や将来的な可能性を念頭に置く必要があり、制度上の位置付けや行政による後押しの方策については、民放各社の考え方や戦略なども踏まえて、関係当事者による丁寧な議論を要望する。

【株式会社長崎国際テレビ】

- 「基幹放送に準じた公共的な取組み」といった定義づけそのものの検討もまだこれから本格化する段階と認識しており、行政による後押しの具体策によって民放事業者にとっての過度な規制や義務とならないよう要望をした上で、今後の議論を注視したい。

【日本テレビ放送網株式会社】

- 放送コンテンツのインターネット配信やプラットフォームの活用については、各民間放送事業者の経営判断によるものであり、その取組について規律等を設けることは、インターネット空間における自由な活動の妨げにもなりかねません。放送に準じた公共的な取組を行う放送同時配信等について、今後の取組を後押しする方策の検討に際し、関係者の意見を十分に聞き取り、進めて頂くことを希望します。

【関西テレビ放送株式会社】

- 「基幹放送に準じた公共的な取組」といった定義づけそのものの検討はこれから本格化する段階と認識しており、行政の後押しの具体策によって民放事業者にとっての過度な規制や義務とならないよう要望した上で、今後の議論を注視していきたい。

【株式会社山梨放送】

- 放送を取り巻く環境が大きく変化している現状において「取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、『知る自由』の保障、『社会の基本情報』の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった放送コンテンツの価値を放送同時配信等によりインターネット空間にも浸透させていくべきである」との提言は理解できる。ただし、放送同時配信は、民放事業者がさまざまな事業展開や将来的な可能性を念頭に置きつつ、それぞれの経営判断により行うものであり、過度な規制や義務とならないよう留意を求める。

【株式会社テレビ金沢】

- 放送コンテンツのインターネット配信について「各放送事業者の経営判断によって行われるもの」ということは、重要です。「誰もが安心して視聴できるという信頼を寄せることができる放送に準じた公共的な取組を行う放送同時配信等について・・取組を後押し」という提言は、「取りまとめ(案)」では具体的なことが示されていないため、今後の検討を通じて明らかにしていただいた段階で意見を述べたいと考えます。

【株式会社TBSテレビ】

	<p>○ 放送事業者における放送コンテンツのインターネット配信については、各放送事業者の経営判断によって行われるものであることに留意し、取組を後押しする具体策については、放送事業者にとって過度な規制や義務となる事が無いよう丁寧な議論を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社福岡放送】</p> <p>○ 「基幹放送に準じた公共的な取り組み」といった定義づけそのものの検討もまだこれから本格化する段階と認識しており、行政による後押しの具体策によって民放事業者にとっての過度な規制や義務とならないよう要望をした上で、今後の議論を注視したい。</p> <p style="text-align: right;">【日本海テレビジョン放送株式会社】</p> <p>○ 「放送に準じた公共的な取り組みを行う放送同時配信等を後押しする方策」を打ち出して頂けるのは賛成です。ただ、インターネット空間は放送とは異なるため、放送に準じた法的な規制を行わないことを望みます。</p> <p style="text-align: right;">【鹿児島テレビ放送株式会社】</p>		
107	<p>○ 「情報空間全体でのインフォメーション・ヘルス確保の観点から放送の価値をインターネット空間にいかにより浸透させることができるかが重要」については、地方におきましても以下の2点が重要と考え、意見を述べさせていただきます。</p> <p>①ここでいう「インフォメーション・ヘルス確保の観点」とは、健全な情報空間を支えてきたソーシャルキャピタル（社会資本）としての放送が、情報空間の健全性を損なう側面があるインターネットのソーシャルコスト（社会的費用）の一部を負担するものと理解しております。</p> <p>②ローカル民放は放送の多様性の確保に努めてきましたが、いま経営基盤の強化が喫緊の課題であり、引き続きその社会的役割を持続的に維持・発展させるための議論・方策にも多様性があると心得ます。このため今後、放送同時配信を後押しするはずの施策が、地方によってはその経営基盤を弱体化させはしないかと危惧します。</p> <p>弊社もここ数年、複数の配信PF（プラットフォーム）を通じて放送コンテンツ等のネット配信を始めました。全国から桁違いの規模の反響があったり、地元の教育現場で新たな地域教材としての推奨の声を頂いたりと手ごたえを感じた一</p>	<p>放送同時配信等の取組や行政による後押しを今後進めるに当たって、ローカル局の実情に配慮した段階的で実証的な歩みとなるよう期待するとの意見に関しては、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>方で、費用対効果や本来の放送そのものへの影響の有無・強弱といった点等の分析にはまだまだ判断材料に乏しく、個別のPFごとに向き合い方を模索している段階です。</p> <p>このため、放送同時配信の制度上の位置づけや行政による後押しの方策の議論については、①社会資本である放送がインターネットの社会的費用の一部を負担するとの認識のもとで、②多様なローカル民放の実情に配慮を頂いたうえで、引き続き段階的で実証的な歩みとなるよう期待します。</p> <p style="text-align: right;">【福井放送株式会社】</p>		
108	<p>○ ローカル局が独自に取材し発信するネットでのニュース配信はフェイクニュース対策及び、地方の情報の多様性の維持の面からも重要性は大きいと考えます。そうした認識を共有していただき、推進のための助成等を検討していただきたいと考えます。また、デジタル時代においては、放送とネットを組み合わせることで、国内だけでなく海外への情報発信が常時展開可能となります。これは地域の良質なコンテンツを他エリアや海外へ発信する事にもつながり、より地域の活性化にもつながるものと考えます。こうした意味でもローカル局の配信業務にはより前向きな後押しをお願いしたいと考えます。</p> <p>放送に準じた公共的な取組みである放送同時配信等について、今後の取組を後押しする施策を検討する際は、関係者の意見を十分に聞いた上で進めて頂くことを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【北海道文化放送株式会社】</p>	<p>ローカル局によるネットでのニュース配信やコンテンツの海外への展開に対する助成・後押しについての御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p> <p>放送に準じた公共的な取組みである放送同時配信等の検討における関係者の意見聴取についての御意見に関しては、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
109	<p>○ 「災害時に『誰もが目を通すメディア』としてあり続けるためにも、・・・地域性を考慮した地域情報等が提供されることが重要」との指摘に賛同いたします。前述の通り、地域情報提供を行うためのプラットフォーム「Locipo」を通じて地域の情報に接触する機会が損なわれることのないよう取り組んでおり、様々な面でその後押しを期待いたします。</p> <p style="text-align: right;">【東海テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 放送に準じた公共的な取組を行う放送同時配信等を後押しする方策を検討するにあたり、「当該配信サービスは放送の補完であることに留意し、コストや普及の実現性等を考慮し、公共性を求め過ぎることにより、サービス普及自体に支障が生じないように、輻輳や遅延等の発生による品質の低下等がある程度許容すべきである」という意見に賛同します。</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無

	<p style="text-align: center;">【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 【株式会社フジテレビジョン】</p> <p>○ 放送事業者における放送コンテンツのインターネット配信については、各放送事業者の経営判断によって行われるものであると述べられており、賛同します。 放送に準じた公共的な取組を行う放送同時配信等について、また公共的役割を担う放送コンテンツがより視聴されるための取組につきましては、今後の検討において内容が具体化された段階で、あらためて意見を述べることにします。 【株式会社秋田放送】</p> <p>○ 「当該配信サービスは放送の補完であることに留意し、コストや普及の実現性等を考慮し、公共性を求め過ぎることにより、サービス普及自体に支障が生じないよう、輻輳や遅延等の発生による品質の低下等がある程度許容すべきである。」 賛同します。 固定電話が携帯電話に発展し、電話が繋がらないという状況が容認され、更にスマホに発展したことでOS等のトラブルで電話サービスそのものが使えない状況も容認されてきた様に、新しい技術によって現行サービスが発展する際にユーザはその利便性を享受することで、ある程度のサービス低下は容認可能と考える。 【個人18】</p>		
110	<p>○ 「当該配信サービスは放送の補完であることに留意し、コストや普及の実現性等を考慮し、公共性を求め過ぎることにより、サービス普及自体に支障が生じないよう、輻輳や遅延等の発生による品質の低下等がある程度許容すべきである。」 新しい技術によって現行サービスが発展する際にユーザはその利便性を享受することで、ある程度のサービス低下は容認可能と考えるが、放送の配信サービス代替を実現するに当たっては、各局個別の要求に対応するのではなく、通信の特性を踏まえたガイドラインを策定し標準化を図る事が重要であると考えます。このガイドライン策定については、総務省主導による関係事業者を含めた検討会等の実施を期待します。 【株式会社Jストリーム】</p>	<p>ブロードバンド等代替施策とは異なり、放送に準じた公共的な取組を行う放送同時配信等については、放送事業者において個社の判断のもと行ってきたインターネット配信について、災害時、見逃し時、チューナーレステレビ利用時等における従来の放送の「補完」として、可能な範囲で有効に活用するものであります。 本取組も、あくまで経営の選択肢の一つであり、地域や事業者の事情に関わらず一律の義務として強制することは想定しておりません。本取組については、その在り方も含め、関係者の意見も踏まえながら、今後更なる検討を進めてまいります。</p>	無
111	○ 「こうした問題意識の下、放送事業者のインターネット配信については、各放	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無

	<p>送事業者の経営判断により行われるものであるが、自らの意思により、放送に準じた公共的な取組を行う放送同時配信等について、その取組を後押しする方向で、視聴者利便の観点や法的観点も含め、今後具体的に検討していくべきである。特に、「誰もが目を通すメディア」（プラットフォーム）において公共的役割を担う放送コンテンツがより視聴されるための取組について、インターネット配信が各放送事業者の経営判断によるものであることに留意しつつ、今後具体的に検討していくべきである。」</p> <p>賛同します</p> <p>NHK、民放各社の運用が開始される中、公共的な取組を行う放送同時配信等を後押しするためにも、運用面から生じた課題を吸い上げて、法的観点も含めたさらに積極的な支援をお願いしたい</p> <p style="text-align: right;">【株式会社Jストリーム】</p>		
112	<p>○ 「自らの意思により、放送に準じた公共的な取組を行う放送同時配信等を後押しする方策について今後具体的に検討すべき」は妥当。現時点で最大の課題は同時配信の収益化にあると考えている中、収益化の裏付けがない現状での放送同時配信の拡大は、財務基盤が脆弱なローカル局の体力を消耗することに繋がる。</p> <p>また、「誰もが目を通すメディア（プラットフォーム）において公共的役割を担う放送コンテンツがより視聴されるための取組」を進めることの意義に関して異存はないが、他方、取組を進めれば進めるほど地上波テレビの視聴者離れが加速し、CM出稿の減少につながる可能性があることにも注視すべきで、ローカル局の経営基盤の弱体化が進むのではないかと懸念している。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社熊本県民テレビ】</p> <p>○ 放送を取り巻く環境変化を考えると、災害情報や地域情報をインターネット配信など多様な伝送手段で視聴者に届ける必要性については賛同します。一方で、放送同時配信を含むインターネット配信は、民間放送事業者の収入の源泉であるテレビ視聴率にも影響します。キー局に比べ、ローカル放送局の自社制作比率は低く、ネット動画での収益はまだ伸びていません。そうしたなか、急激に放送同時配信など完全なネット利用に舵をきることは、ローカル局の経営悪化につながりかねません。ローカル局にとって、今後も地域に根ざした報道や番組を放送し続けるためにはビジネスモデルを改革する時間が必要です。よって、性急なネット配信への傾斜については慎重な議論が必要と考えます。これまで地域の情報発</p>	<p>放送に準じた公共的な取組を行う放送同時配信等について、その具体的な内容については、関係者の意見も踏まえながら、今後更なる検討を進めてまいります。</p>	無

	<p>信を担ってきたローカル局の重要性をいま一度再認識のうえ、本件の検討にあたっては、ローカル放送局の意見にも傾聴することを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【テレビ大阪株式会社】</p>		
113	<p>○ 地域性を考慮した地域情報の提供は非常に重要だと考えます。普段から目を通すメディアとして地域のローカル局が放送の同時配信をできるようにするためには、令和3年の著作権法の一部改正に留まらず、同時配信による視聴が進んでいるイギリスのように、同時配信及び一定期間の見逃し配信は放送と同等とみなすような法整備が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【RKB毎日放送株式会社】</p>	<p>放送に準じた公共的な取組を行う放送同時配信等における、著作権の取扱いについての御意見に関しては、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無
114	<p>○ 災害情報や地域情報を的確に住民に届けることは重要であり、従来の放送のみならず、通信による同時（異時）配信を用いることは有用と考えます。</p> <p>このため、放送の同時配信等を後押しする方策を検討することについては、賛同いたします。</p> <p>一方で、今回の検討においては、現在NHK及び民間放送事業者の取組だけが対象として検討されていると受け止めています。</p> <p>ケーブルテレビ事業者は、日頃より地域に根差した情報提供を行っております。特に、災害時等には、地域住民の方々にとって必要不可欠な自治体からの情報や地域の情報を、放送のみならず、自社アプリ等でも配信しています。</p> <p>従って、今後の検討にあたっては、NHK及び民間放送事業者のみならず、ケーブルテレビ事業者の取組についても対象とすることをお願いいたします。</p> <p>なお、支援対象は、災害情報や地域情報といった内容に対して行われるものであり、様々な事業者が競合しつつ提供するドラマ、バラエティ、映画等のコンテンツを支援するものではないと考えております。</p> <p style="text-align: right;">【JCOM株式会社】</p>	<p>放送に準じた公共的な取組を行う放送同時配信等における、ケーブルテレビ事業者の取組については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
115	<p>○ 「公共的役割を担う放送コンテンツがより視聴されるための取組についても今後具体的に検討していくべきである。」</p> <p>放送は、ネット空間とは違った世界で得られた信頼感に裏付けされたものである。そのため放送波による伝送路は維持し、あまねく受信義務及び同努力義務に依ってこそだと考える。放送波ネットワークを堅持した上で、放送コンテンツの配信を実施すべきである。放送局がネット配信を実施しようにも自社で著作権を所有するコンテンツしか配信できない。配信インフラの整備も高コストである。放送と同一のサイマル配信が可能になるよう法改正を要望する。また、地方局の</p>	<p>放送と同一のサイマル配信が可能になるような法改正や、地方局のネット配信の共通プラットフォームへの助成についての御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無

	<p>ネット配信の共通プラットフォームへ助成することで、放送同様の規律を持った配信の枠組みを確立できる。</p> <p style="text-align: right;">【個人17】</p>	
--	---	--

NHKのインターネット配信の在り方について

116	<p>○ 取りまとめ案はネット空間でのNHKの役割や意義に言及しているが、ネット業務と受信料制度との関係や、市場や民間事業者への影響には触れていない。フェイクニュースやエコーチェンバーなどネット上の言論空間の課題に対応するため、放送分野におけるNHKと民放による「二元体制」をネット空間でも維持するよう求めている。しかし、ネット空間は放送メディアだけでなく様々な事業者が参加している。NHKが放送の「補完業務」であるネット事業を放送番組の「理解の増進に資する情報」を名目に、巨額の受信料を財源にし崩し的に拡大していけば、不断の経営努力を積み重ねながら質の高い報道とサービスを提供している民間メディアや事業者の公正競争がゆがめられ、多様な言論を通じた民主主義の維持、発展にも影響を及ぼしかねない。NHKのネット業務拡大につながる議論には、民間事業者との公正な競争の視点が必要だ。NHKにはまず業務・受信料・ガバナンスの「三位一体改革」の推進と、その結果に対する国民・視聴者の理解を求める必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社日本経済新聞社】</p> <p>○ 取りまとめ案は情報空間でのインフォメーション・ヘルスの確保の重要性を指摘したうえで「インターネットを含めて情報空間が放送以外にも広がる中においても、NHKと民間放送事業者の二元体制を情報空間全体で維持していくことが重要だ」と指摘している。さらにNHKのインターネット配信について「二元体制を情報空間全体で維持していくことが重要であるとの認識の下、その在り方について引き続き検討していくべきだ」と提言している。</p> <p>しかし、ネット空間ではこれまでも新聞社をはじめとする多様な民間メディアなどが信頼性の高い情報を広告収入や課金型モデルなどによって収支を勘案しながら提供している。NHKが巨額な受信料を財源に無料のコンテンツ配信を拡大していけば、こうしたネット市場の公正競争に影響を及ぼし、「二元体制」だけでなく言論の多様性も失わせ、民主主義の根幹を揺るがす懸念がある。NHKのネット業務拡大につながるような議論では、受信料制度の枠内ではなく民間事業者と公正な条件で競争する視点が欠かせない。</p>	<p>多様な言論空間の維持・発展のため、これまで放送の二元体制が果たしてきた役割は大きく、インターネット空間においても、放送事業者にこれまでと同様の役割を期待することは自然であると考えますが、これにより新聞・通信社やプラットフォームの役割が否定され、多様な主体によって構成されているインターネット上の言論空間の特性が損なわれることに繋がるものではないと考えます</p> <p>他方、御意見にあるとおり、NHKのインターネット業務拡大につながる議論を前向きに行うためには、NHKが中期経営計画において自ら約束した受信料の値下げ等の「三位一体改革」を確実に実行し、国民視聴者に説明責任を果たすことが求められます。</p> <p>また、ネット市場の公正競争への影響については、今後、NHKのインターネット業務の在り方を検討する上での重要な視点の一つであると考えます。</p> <p>なお、NHKのインターネット活用業務については、NHKが定め、総務大臣が認可する実施基準において、理解増進情報の提供に係る基本原則を定めるほか、総務省の「日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン」（令和元年9月）においても、理解増進情報については放送番組が特定される必要があること、理解増進情報の提供が法定の範囲内で実施されることを確保することに関する事項が、業務の実施方法として、適正かつ明確に定められていることが必要とするなど、その範囲については、適正性を確保しております。</p>	無
-----	--	---	---

	<p>NHKが経営計画に定める「公共メディア」の実現にインターネット事業が不可欠なのであれば、立法府、行政府を含む国民的議論を経て導き出された受信料収入に基づき業務範囲を決める「三位一体改革」の視点に立ったトータルパッケージの改革案をまずNHKが示すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社日本経済新聞社】</p> <p>○ NHKのインターネット業務に関する社会実証</p> <p>NHKが実施している社会実証についても、上記と同様のことが言える。関連して、NHKのネット業務で提供している「理解増進情報」については配信できる情報の定義を厳格に示すべきだ。NHKはインターネット活用業務実施基準で、理解増進情報を「特定の放送番組に関連付けられた補助的な情報の範囲のもの」としている。しかし、「特定の放送番組」「補助的な情報の範囲」の定義があいまいなため、これを拡大解釈し、なし崩し的に業務を展開している。実際、恒常的にオリジナルのテキストコンテンツを配信したり、プラットフォームを通じて記事を提供したりしている。NHKが配信した記事が検索サービス上で上位に表示されるなど、ウェブ上にニュースを配信する以上、本質的には民間報道機関への影響は避けられない。NHKのネット業務は「放送の補完」であり、理解増進情報の在り方について抑制する方向で見直すべきだ。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】</p> <p>○ NHK改革は、まだ道半ばではないでしょうか。</p> <p>さらにインターネット上における事業の展開について、全体像の説明などもされていません。受信料はテレビ受信機に紐づいているものです。独占的な受信料財源で運営されるNHKが、民間事業者が収支を勘案しながら競争しているインターネット分野で事業を行うことは、必然的に市場の競争を歪めるリスクをはらんでいます。NHKの「なし崩し的な」インターネット業務の拡大につながることは懸念を持たざるを得ません。</p> <p style="text-align: right;">【讀賣テレビ放送株式会社】</p>		
117	<p>○ 二元体制を情報空間全体で維持していくことが重要という考え方は、妥当である。</p> <p>ただ、自らの経営判断で自らリスクを負う形でインターネット配信を行う民間放送事業者と異なり、受信料を財源にインターネット配信を行うNHKの配信の在り</p>	<p>ネット市場の公正競争への影響については、今後、NHKのインターネット業務の在り方を検討する上での重要な視点の一つであると考えます。</p>	無

方は、現在の放送制度の下では、抑制的であるべきと考える。

【株式会社テレビユー山形】

- NHKの「インターネットでの社会実証」について、「インターネット空間におけるNHKの役割・意義についてインフォメーション・ヘルスの確保等の観点から一定の評価が確認できた」としてはいますが、独占的な受信料財源で運営されるNHKが、民間事業者が収支を勘案しながら競争しているインターネット分野で事業を行うことは必然的に市場の競争を歪めるリスクをはらんでいることを留意していただきたい。

【株式会社静岡第一テレビ】

- NHKは国民からの受信料で放送事業を運営する団体であり、大前提として民業への圧迫を起こすことがあってはなりません。放送同時配信等を公共性の高いレベルで行うということになったとしても、民間ではスポーツの生放送番組などすでに配信を行っているコンテンツがあります。これらの商業性に配慮の上、民間放送事業者の事業を圧迫することがないように強く要望します。

NHKのインターネット配信は「放送の補完」という位置づけであり、なし崩し的に業務を拡大することは正しくないと考えます。現行の受信料制度との整合性、視聴者・国民各層の理解を得ることが前提になると考え、適切な検討を要望します。

また、「NHKのインターネット配信は（中略）民間放送事業者においても、技術的知見の共有等の観点で意義あるものであるべきという視点も必要である。」との指摘に賛同します。

【朝日放送テレビ株式会社】

- NHKのインターネット活用業務は、災害などの緊急時には有効と思います。ただ、豊富なアーカイブ映像や最新のAI技術などを活用して、平時においても様々な地域情報をネット配信するようになると、これは全く新しいサービスであり、放送の補完サービスとみなすことはできません。NHKが巨額な放送受信料を財源に無料コンテンツを配信していくことは、ネット市場の公正競争に影響を及ぼす可能性が高く、信頼性の高い情報を広告収入や課金型モデルなど、収支を勘案しながら提供している民間事業者にとっては脅威となります。NHKのネッ

	<p>ト業務拡大の議論の前提として、受信料制度の枠内ではなく民間事業者と公正な条件で競争することを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【テレビ大阪株式会社】</p> <p>○ NHKインターネット配信の在り方について、独占的な受信料財源で運営されるNHKが、収支を勘案しながら民放事業者が競争しているインターネット分野で事業を行うことは、必然的に市場の競争をゆがめるリスクをはらんでいます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社福岡放送】</p> <p>○ NHKのインターネット配信については、これまで議論されてきた経緯も踏まえた上で、受信料制度との整合性を含めた制度全体像の議論や視聴者・国民の理解なしには進めることができません。事業性を考慮した民間放送事業者の取組と異なり、受信料を財源とするため、丁寧な議論を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【関西テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 現状の「NHKプラス」や社会実証に関しては、「放送の補完」としての位置づけの見直しという方向性ありきで進めるのではなく、まずは、登録者数だけでなく、平時における同時配信の利用人数、分数、時間帯などの詳細なデータ及び今後の需要に関する見込みに基づき、正しい位置づけを示し、国民の理解を得ることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【中部日本放送株式会社】 【株式会社CBCテレビ】</p>		
118	<p>○ NHKの「インターネットでの社会実証」（第一期）について、「インターネット空間におけるNHKの役割・意義についてインフォメーション・ヘルスの確保等の観点から一定の評価が確認できた」としてはいますが、独占的な受信料財源で運営されるNHKが、民間事業者が収支を勘案しながら競争しているインターネット分野で事業を行うことは、必然的に市場の競争を歪めるリスクをはらんでいます。</p> <p>NHKのインターネット配信は「放送の補完」として実施されています。その在り方について、「本取りまとめ以降、具体的かつ包括的に検討を進めた上で、制度的措置についても併せて検討していくべきである」と提言していますが、仮に「放送の補完」との位置付けの見直しを含めて検討するのであれば、テレビ受</p>	<p>NHKのインターネット活用業務の在り方について今後検討する場合には、御意見のとおり、現行の受信料制度についても併せて議論することが必要になると考えます。</p>	無

	<p>信機に紐づいて契約義務を定めている現行の受信料制度との関係を整理し、視聴者・国民各層の十分な理解を得ることが欠かせません。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> <p>○ NHKのインターネット配信の在り方については、独占的な受信料財源で運営されていることから、民間の市場競争に影響を及ぼすリスク、産業振興とのバランスについて勘案しつつ、検討されることが適切と考えます。</p> <p>NHKのインターネット活用業務の位置付けの見直しについては、「受信料の体系・水準等の全体像について国民・視聴者から理解されているか」、「ニーズ、負担に真に見合っているか」という観点で、議論されることが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ朝日ホールディングス】</p>		
119	<p>○ NHKの実施した第一期社会実証において、ネット空間においてもNHKの役割・意義についてインフォメーション・ヘルス確保等の観点から一定の評価をいただいたものと認識しています。</p> <p>NHKがこれまで放送の世界で民放とともに担ってきた役割を踏まえ、ネット空間においても二元体制の下、引き続き積極的に公共的な役割を果たしていく考えです。</p> <p style="text-align: center;">【日本放送協会】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
120	<p>○ 本案は「NHKのインターネット配信は、（中略）民間放送事業者にとっても、技術的知見の共有等の観点で意義あるものであるべきという視点も必要」と指摘しました。NHKは総務省からの要請により、インターネット配信の意義や視聴者ニーズを検証するため、テレビを持たない者等を対象に社会実証（第一期）を行いました。情報の開示は対象者へのアンケート結果にとどまっています。総務省においてはNHKに対して、第二期以降の社会実証の結果として、実証で得られた技術面・費用面等からの知見についても全面的に開示するよう促すことを期待します。</p> <p>前田NHK会長は6月2日の会見で、社会実証の結果を受けて「これまで以上にインターネットを通じて役割を果たしていくことが必要」との考えを表明しました。今回の社会実証では、一定数においてNHKのインターネットサービスの必然性を支持したとの報告がありましたが、他方で、NHKの受信契約数4,400万超のうち、「NHKプラス」のID登録数は約250万件にとどまっています。国民・視聴者から徴</p>	<p>NHKの実証で得られた知見の共有についての御意見に関しては、本案においても「NHKのインターネット配信は、二元体制の一翼を担う民間放送事業者にとっても、技術的知見の共有等の観点で意義あるものであるべきという視点も必要」と記載しております。NHKにおいては、本案も踏まえ、これまで以上に知見の共有に積極的に取り組むべきと考えます。</p> <p>NHKのインターネット配信の在り方についての御意見については、関係者の意見を踏まえながら、今後検討を進めてまいります。</p>	無

	<p>収した受信料財源を使ってインターネット活用業務を拡大するならば、その必然性を国民・視聴者に説明し、理解を得なければなりません。</p> <p>インターネット空間では民放事業者のほか、新聞・通信社、プラットフォーマーなど多様な民間事業者がビジネスを展開しています。NHKのインターネット配信の在り方については民間の市場競争への影響も十分考慮する必要があります。民放事業者をはじめとする利害関係者の意見を幅広く聞き取り、時間をかけた丁寧な議論を求めます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>		
121	<p>○ 貴検討会では今回のNHKのネット配信に関する「第一期社会実証」について、意見交換の中で多くの構成員から非常に高い評価がされたと認識しております。しかしながら私どもはその内容について表面的なメニュー程度しか知らされておらず、この高評価を前提にして今後のNHKのネット配信の在り方が検討されることは貴委員会の掲げる民間放送事業者との「二元体制」の維持にとっても非常に気がかりなところです。</p> <p style="text-align: right;">【四国放送株式会社】</p>	<p>NHKによる第一期社会実証の内容や結果については、第10回検討会資料として、総務省ホームページにもアップロードしているほか、NHKもホームページ (https://www.nhk.or.jp/net-info/data/document/social_proof/social_proof_1st_results.pdf) で公表しておりますので、こちらをご覧ください。</p>	無
122	<p>○ 3. 今後の方向性</p> <p>(2) NHKのインターネット配信の在り方</p> <p>NHKがインターネット放送を行う場合は、インターネットに接続しているだけで視聴料を徴収することが絶対にならないようにすべき。</p> <p style="text-align: right;">【個人8】</p>	<p>NHKのインターネット配信における対価についての御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
123	<p>○ 第4章 放送コンテンツのインターネット配信の在り方</p> <p>1. 現状</p> <p>(2) NHKにおける取組</p> <p>社会実証のよりもスクランブル放送への対応が国民から望まれていることであり優先度が高い。早急に対応を行い、テレビを所持しただけで視聴していなくても視聴料を請求されるという理不尽な状態を解消すべき。</p> <p style="text-align: right;">【個人8】</p> <p>○ 別添36ページにある通り、NHK受信料の扱いをどのように考えるかについては特に早急に結論を出して頂きたい。あえてテレビジョン受信設備を持たないことを選択している国民にまでNHK受信料の負担を強いることは、絶対に反対である。</p> <p style="text-align: right;">【個人12】</p>	<p>御意見については今後の検討の参考として承ります。</p>	無

第5章 デジタル時代における放送制度の在り方			
総論			
124	<p>○ 放送メディアの将来像を決める今回の放送制度の改革議論は、地域の住民の生活や、地域社会の在り方をも変えることにつながる重要な議論です。従って、放送をめぐる環境の変化を踏まえ、放送制度のあり方は、放送の公共的な役割の維持、発展に資することを前提として、放送事業者の経営の選択肢を確保し、放送そのものの持続可能性を追求するという趣旨と捉え、賛同します。加えて、多様性の確保、地域性の確保など、地域の実情を十分考慮に入れたうえで、規制緩和の方向で検討することが適切であると考えます。地域にとって重要な論点が地域に十分に共有されないまま、地域が置き去りにされるような議論・結論に至ることはくれぐれも避けていただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【北海道放送株式会社】</p> <p>○ 経営の選択肢を増やしていくことには賛同しますが、それに際しては系列局や地域の個別事情を尊重することが重要と考えます。経営の選択肢を増やす制度的措置についても、個別の経営判断を縛ることがないよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【テレビ大阪株式会社】</p> <p>○ マスメディア集中排除原則の見直しおよび複数の放送対象地域における放送番組の同一化について提言がされておりますが、民放事業者の経営の選択肢とし、広域化を実現する資本政策と捉えており、横並びで画一的に行われる制度でなく、あくまでも希望する民放事業者と考えております。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社秋田放送】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>本検討会では、放送の持続的な維持・発展を可能とし、放送事業者における経営の選択肢を拡大する観点から放送制度について柔軟な見直しに向けた検討を行ってきました。したがって、本案の内容を、一律の義務として放送事業者に対して強制することは想定しておりません。</p>	無
125	<p>○ 経営の選択肢を増やす観点から、提言されているマスメディア集中排除原則の見直し等に賛同します。テレビ以上に厳しさを増すラジオについてもマス排規制の制限緩和の他、ネットワークインフラの合理化も含めて検討が必要です。</p> <p style="text-align: right;">【RKB毎日放送株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
126	<p>○ デジタル時代における放送制度の在り方</p> <p>放送制度の在り方については、放送局、特に地方局を含めた民放の経営の自由度を高め、基盤強化の方向で検討するよう求めてきた。今般の取りまとめ案は、マスメディア集中排除原則の見直しや複数の放送対象地域における放送番組の同一化などを提言しているが、法改正も含めた今後の詳細な制度設計においては、</p>	<p>本案における制度的検討については放送事業者における経営の選択肢を増やすことを目的として行っております。</p> <p>御意見にあるとおり、NHKのインターネット業務拡大につながる議論を前向きに行うためには、NHKが中期経営計</p>	無

	<p>民放の経営の選択肢を増やすという観点からの検討が重要だ。</p> <p>一方、取りまとめ案はNHKのインターネット活用業務について、「制度的措置についても併せて検討していくべき」とした。これまで指摘した通り、NHKのネット業務の在り方については受信料制度との整合性や競合事業者への影響、三位一体改革の進展などを踏まえた検討が十分に行われていない。今後の検討に当たっては、当委員会がこれまでも示した懸念に応える真摯な対応を求める。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】</p>	<p>画において自ら約束した受信料の値下げ等の「三位一体改革」を確実に実行し、国民視聴者に説明責任を果たすことが求められると考えます。</p>	
127	<p>○ 全国のローカル局は、カバーするエリアの規模・人口・環境が大きく違います。また、その成り立ちや歴史、資本構成もそれぞれ異なり、抱えている事情が多様すぎて、単一的な議論は難しいと考えざるを得ません。そうした中で、他地区と北海道を比較した場合、まずそのカバー面積の広大さにおいて圧倒的な違いがあり、また人口減少等の要素を考えると、経営環境がさらに厳しさを増していくであろうという認識は、道内局において共有されているととらえております。そうした環境下において、引き続き放送波を道民に送り届けつつ健全な経営を進めていくとした時に、状況に応じた経営の選択肢を増やすという考え方には賛同いたします。</p> <p>マスメディア集中排除原則の緩和は、当然大きな選択肢の一つであり、今後の経営を考えた時に実施していただきたいものと考えます。FMHの提案はローカル局の多様性・多元性・地域性の維持発展について、系列内での実績をベースにした現実的なものととらえています。テレビ朝日HDの提案については、検討に値するものとは受け止めておりますが、地域性が担保できるものかどうか不透明であり、多様な地域の声を聞くなど、より詳細な検討を要するものと考えます。ローカル局が主体的に選べるような選択肢も、引き続き継続的に検討するようお願いしたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【北海道文化放送株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>ローカル局が主体的に選べるような選択肢も検討すべきとの御意見に関しては、今後総務省が制度的検討を進めていく上での参考とすることが適当と考えます。</p>	無
128	<p>○ ラジオ関連の記載は「4局特例の見直し」のみにとどまっています。ラジオ、特にAMラジオの将来像と制度の在り方についても、「放送ネットワークインフラに係るコスト負担軽減」と「引き続きその社会的役割を果たしていくための放送制度における必要な措置」の観点から、事業者各社の考え方や戦略なども踏まえ、検討会で議論頂くことを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【札幌テレビ放送株式会社】</p>	<p>本案については主に地上テレビジョン放送に係る課題を中心に検討しておりますが、ラジオ、特にAMラジオに係る議論の要望についての御意見に関しては、どの場において検討することが適当であるのかも含め、まずは総務省において検討すべきと考えます。</p>	無

	<p>○ 検討会第8回会合では、「放送事業者との意見交換の結果について（北海道）」が報告されました。その中に「（5）その他 ラジオのマーケットは小さくなる一方で毎年収支が厳しく、広大なエリアをカバーするための多くの送信所に対する設備維持の大きな負担がある。テレビのブロードバンド代替が許容されるのであれば、ラジオの通信伝送手段である r a d i o もラジオネットワーク構成の一翼を担うものになり得るのではないか」との意見が記載されていますが、取りまとめ（案）でのラジオ関連の記載は「現行のラジオ4局特例の見直し」のみにとどまっています。</p> <p>ラジオ、特にAMラジオの将来像と制度の在り方についても、「AMラジオ事業者の放送ネットワークインフラに係るコスト負担軽減」と「AMラジオが引き続きその社会的役割を果たしていくための放送制度における必要な措置」の観点から、事業者各社の考え方や戦略なども踏まえ、今後、検討会で議論頂くことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社STVラジオ】</p> <p>○ 「イ 地上基幹放送の異なる放送対象地域（認定放送持株会社制度によらない場合）に係る規制の特例の創設</p> <p>ラジオ放送については、これまでの運用状況及び事業者ニーズを踏まえ、現行のラジオ4局特例を見直し、異なる放送対象地域について兼営・支配を可能とする数の制限を緩和することが適当である。」</p> <p>「既存民放ラジオ事業者の経営環境」が益々その厳しさを増していることから、本案において「ラジオ4局特例の緩和」の方針が示されたことに賛同いたします。</p> <p>一方、当社はマスメディア集中排除原則の規制に関し、「ラジオ事業に限定した規制の撤廃を含む大幅緩和が必要」との立場をとってきました。従いまして、今回の「異なる放送対象地域」に留まらず、今後、重複する地域においても、同特例の更なる緩和を期待いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ニッポン放送】</p>		
マスメディア集中排除原則の見直しについて			
129	<p>○ 民放各社の要望等を踏まえ、経営の選択肢を増やす方向で制度整備を行うことに賛成します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

○ マスメディア集中排除原則について、「政策目的と政策手段の関係が必ずしも適合的とは言えなくなっている部分があると考えられる。経営の選択肢を狭め、かえって多元性等を損なうことにもなり兼ねないといった部分や、マスメディア集中排除原則の政策手段が、放送番組の多様性・地域性の確保に必ずしもつながっていない部分もあると考えられる」との認識のもと、弊社の要望通り、認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の地域制限について、「地域制限を維持する必要性は認められない」として、撤廃を提言したことは極めて妥当です。

【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】

【株式会社フジテレビジョン】

○ デジタル化が急速に進展する中においても、放送は信頼性の高い情報を提供し、国民・視聴者の「知る権利」に応える重要な社会インフラです。放送事業者が引き続き社会的役割を果たしていくため、経営の安定・自由度を向上させる観点から既存の制度を柔軟に見直すことに賛成します。

本案では、放送事業者の要望を踏まえて、「経営難が顕在化した場合に迅速な対応が可能となるよう、先行して経営の選択肢を増やしておくこと」を検討したことは評価します。引き続き、放送施策の見直しに当たっては、放送事業者の意見を十分参考にしながら検討・議論を進め、速やかに措置していただくよう期待します。

【株式会社テレビ東京ホールディングス】

○ マスメディア集中排除原則の見直しや複数の放送対象地域における放送番組の同一化等に必要な制度整備は、経営の選択肢を広げる観点で非常に重要であり、賛同します。

【株式会社テレビ朝日ホールディングス】

○ 希望する放送事業者を対象として経営の選択肢を拡大するという観点で、制度の見直しを検討すべきと考えます。

【株式会社TBSテレビ】

○ 経営の選択肢を増やす方向で制度整備をおこなっていただくことに賛成です。

【テレビ愛知株式会社】

- 民放系列局を中心とした枠組みにおいて、集中排除原則を見直すことは現実的にローカル局の経営の安定性を高めるという意味において賛同します。

【株式会社テレビ愛媛】

- 民放各社にとって経営の選択肢が増えるという観点から、規制を緩和する制度整備を行うことに賛同します。

【朝日放送テレビ株式会社】

- 経営の選択肢を増やし、法整備を進めていく方針に賛同いたします。

【株式会社テレビ北海道】

- 民放各社の要望を踏まえ、経営の選択肢を増やす方向で制度整備を行う事には賛同します。

【株式会社静岡第一テレビ】

- 民放各社の要望を踏まえ、経営の選択肢を増やす規制緩和の方向で制度整備を行うことに賛同する。

【株式会社山梨放送】

- 民放各社の要望等を踏まえ、経営の選択肢を増やすという観点から制度整備を行うことに賛同します。

【株式会社福岡放送】

- 地域情報の流通を担うローカル局の経営環境は今後いっそう厳しさを増すことが予想されることから、民放各社の要望等を踏まえた制度の見直しによって経営の選択肢が広がることは望ましいと考え、提言に賛成します。

【北海道テレビ放送株式会社】

- 民放各社の要望を踏まえ、経営の選択肢を増やす規制緩和の方向で制度整備を行うことに賛同します。

	<p style="text-align: center;">【株式会社テレビ信州】</p> <p>○ 民放各社からの要望などをふまえ、経営の選択肢を増やす方向で制度整備を行うことに賛成します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社中国放送】</p> <p>○ 民放の経営の選択肢を増やす観点からマスメディア集中排除原則の見直しを図ることには、適切だと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【日本放送協会】</p>		
130	<p>○ p47「ラジオ放送については、これまでの運用状況及び事業者ニーズを踏まえ、現行のラジオ4局特例を見直し、異なる放送対象地域について兼営・支配を可能とする数の制限を緩和することが適当である。」について、以下のとおり意見を提出します。</p> <p>本検討会第9回会合の株式会社エフエム東京に対するヒアリングにおいて弊社から要望したニーズを踏まえ、制限を緩和することが適当との結論を頂いたことに感謝します。早期の関係省令改正と施行をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ジャパンエフエムネットワーク】</p> <p>○ ラジオ放送については、これまでの運用状況及び事業者ニーズを踏まえ、現行のラジオ4局特例を見直し、異なる放送対象地域について兼営・支配を可能とする数の制限を緩和することが適当である。</p> <p>については、弊社の関連会社である株式会社ジャパンエフエムネットワークが要望したニーズを踏まえ、制限を緩和することが適当との結論を頂いたことに感謝します。早期の関係省令改正と施行をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社エフエム東京】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
131	<p>○ 経営の選択肢を増やす方向で、認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の制限の撤廃や兼営・支配の特例の設置についての議論が起きることは理解できます。しかし、各ローカル放送局は、長年にわたって培ってきた取材や編集に裏打ちされた地域性と信頼性に基づく地域の情報インフラとしての役割を担っており、ローカル情報（県域情報）を伝える放送局の独立性は確保されるべきであると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【中部日本放送株式会社】</p>	<p>マスメディア集中排除原則が見直された場合でも、放送の多元性・多様性・地域性が重要であることに変わりなく、その点において放送局の独立性は確保されるべきと考えます。</p>	<p>無</p>

	【株式会社CBCテレビ】		
132	<p>○ 第5章について、大きく3つの観点から意見を申し上げる。</p> <p>1. マスメディア集中排除原則の見直しについて (兼営について)</p> <p>現行法の下では、テレビ放送事業者については、ラジオとの兼営が認められているところ、組み合わせは「テレビと中波（AM）」の組み合わせしか存在せず、現行の法令の下でも「テレビと超短波（FM）」の兼営は可能なはずなのに、総務省の法令運用上これが認められてこなかった。</p> <p>今後、AM民間放送のFM放送への転換が順次行われていくことを見据えると、テレビとFMの兼営も認めるべきではないか。</p> <p>さらには、既存の放送事業者同士（県域ラジオ局と県域テレビ単営局）の合併によるラテ兼営を認めることも、放送の多様性の確保と経営安定化との両立の観点から、認めるべきではないか。</p> <p>(支配について)</p> <p>支配関係の基準について、同一放送対象地域議決権10分の1ルールは、6分の1あるいは8分の1程度まで緩和しても、支配による弊害は生じないと考えているので、比率の緩和を行うべきである。</p> <p>認定放送持株会社における12都道府県ルールについては、都道府県の数の単純合計ではなく、人口を基準としたルール（例えば、傘下の会社のカバー人口の合計が、全国民の2分の1以下）に改めるのが適切であると考えます。</p> <p>(1局2波について)</p> <p>兼営と支配の両方に関することであるが、現状においてNHKは地上波テレビ放送を2波有していることから、それとの均衡を図る観点から、民放においても、1局で2波のテレビ放送を行うことを可能とすべきである。</p> <p>また、そこまでいなくても、沖縄県におけるRBC（琉球放送）とQAB（琉球朝日放送）のように、社屋や送信所の施設管理、送出マスターの共有といった「準1局2波」の形態を選択することを他地域でも容易にするような立法措置あるいは法令運用をすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人9】</p>	<p>1局2波は同一放送対象地域に係る支配基準の緩和が必要となりますが、本案において、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響を考慮し、現時点では現状維持とすべきとしたものです。</p> <p>また、社屋や送信所の施設管理、送出マスターの共有については、特段これを妨げる制度的制約はないものと考えます。</p> <p>その他の御意見に関しては、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無
133	<p>○ 「事業者から『経営の選択肢を増やす観点から、マス排や認定放送持株会社制度の特例の緩和が要望されている』」と記載されています。</p> <p>しかし、この検討会の議論の前提として示されたアンケート結果では、マス排</p>	<p>本案における制度的検討については、放送の持続的な維持・発展を可能とし、放送事業者における経営の選択肢を拡大する観点から柔軟な見直しを行うという方針の</p>	無

	<p>に関する要望があったのは18社（回答社の約16%）であり、この要望の中には「マス排の緩和には慎重な議論が必要」という意見もありました。</p> <p>更に、放送対象地域の見直しに関する要望は6社（同 約5%）しかありません。</p> <p>要望があるのは事実かもしれませんが、地上波テレビ局の9割を占めるローカル局の意見が広く反映されているとは言い難いのではないのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社南日本放送】</p>	<p>下、放送事業者から具体的な要望をいただいた場合には柔軟に検討を行ってきたところです。</p>	
134	<p>○ 地域性の問題は資本関係や市場論ではなく、地域社会のインフラとしての重要性や地域放送のあるべき姿を踏まえた上で論ずるべきと考えます。</p> <p>だからこそ、「地域制限を維持する必要性は認められない」と断定している取りまとめ案の考えには賛同できません。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社南日本放送】</p>	<p>地域性の確保は引き続き重要である一方、認定放送持株会社傘下の地域基幹放送事業者に係る地域制限については、これまでの運用状況及び事業者ニーズを踏まえれば、維持する必要性はないものと考えます。</p>	無
135	<p>○ 衛星基幹放送のトランスポンダ数の保有上限規制（0.5トランスポンダ）について、「例えば、認定放送持株会社が衛星基幹放送（BS放送）を追加的に1チャンネル保有することで一時的に上限（0.5トランスポンダ）を超える場合であっても、関係するチャンネルに高効率な圧縮方式を新たに導入して周波数を有効に利用することにより、一定期間経過後に上限内に収めることができる計画を有することが確認できれば、当該期間内においてそれを容認する特例措置をとることが適当」と例示されていますが、経営の選択肢を拡大する観点から、こうした例示以外の緩和策についても、今後も引き続き検討されるよう求めます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 【株式会社フジテレビジョン】</p>	<p>マスメディア集中排除原則の更なる緩和についての御意見に関しては、今後制度的検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
複数の放送対象地域における放送番組の同一化について			
136	<p>○ 放送対象地域の状況や各民間放送事業者の経営状況は、それぞれ異なります。「マスメディア集中排除原則」や「複数の放送対象地域における放送番組の同一化」の具体的検討においては、総務省が関係者の意見を十分に聞く事、そしてその制度が、希望する事業者にとって幅広い経営の選択肢であり、申請・運用がしやすい柔軟なものとなる事が重要です。</p> <p style="text-align: right;">【関西テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 規制緩和や制度整備を行うことによって、地方局が構築してきた地域社会との関係性の希薄化や地域発の情報量低下を招かないよう十分留意する必要があると</p>	<p>地域情報の発信を確保するための仕組みについては、あくまで複数の放送対象地域において放送番組の同一化を希望する放送事業者に対して措置すべきものと考えます。</p> <p>また、その具体的な内容に関しては、放送事業者における自主・自律、編成・編集の自由も踏まえ、総務省において今後制度的検討を進めていくものと考えます。</p>	無

考えます。

他方「地域情報の発信を確保するための仕組み」については、例えば自社制作番組比率の数値目標を設けて義務付けするようなことは、放送事業者の自主・自律、編成・編集の自由を著しく制限する懸念が強く、「幅広い関係者の意見も参考にしつつ検討していくこととする」という取りまとめ案に沿って、丁寧な議論を進めるよう要望します。

【青森放送株式会社】

- 「地域情報の発信を確保するための仕組み」については、例えば自社制作番組比率の数値指標を設けて義務付けなどは、放送事業者の自主・自律、編成・編集の自由を著しく制限する懸念が強く、「幅広い関係者の意見も参考にしつつ検討」という取りまとめ案に沿った丁寧な議論を重ねて要望します。

【札幌テレビ放送株式会社】

- 民放各社の要望等を踏まえ、経営の選択肢を増やす方向での制度整備を行うことに賛成しますが、要望する事業者以外には強制しないようにお願いします。
「地域情報の発信を確保するための仕組み」について、自社制作番組比率の数値指標などを設けて義務付けるようなことは、放送事業者の自主・自律、編成・編集の自由を著しく制限する懸念があるため、丁寧な議論を重ねて要望します。

【西日本放送株式会社】

- 民放各社からの要望を踏まえて、経営の選択肢を増やす規制緩和の方向で制度整備を行う事には賛同します。その一方で、「地域情報の発信を確保するための仕組み」について、例えば自社制作番組比率の数値目標を定めて義務付けるなどを行うようであれば、放送事業者の自主・自立や編成・編集の自由を制限することにも繋がりがねず、それこそローカル局の経営状況を圧迫したり、質の低下を招く事にもつながりがねません。とりまとめ案に沿って丁寧な論議を要望いたします。

【株式会社テレビ岩手】

- 民放各社の要望を踏まえ、経営の選択肢を増やす規制緩和の方向で制度整備を行うことに賛同する。

他方、「地域情報の発信を確保するための仕組み」については、たとえば自社制作比率の数値指標を設けて義務付けるようなことは、放送事業者の自主・自律、編成・編集の自由を著しく制限する懸念が強く、「幅広い関係者の意見も参考にしつつ検討していくこととする」という取りまとめ案に沿って丁寧な議論を重ねて要望する。

【日本海テレビジョン放送株式会社】

- 経営の選択肢を増やす規制緩和や制度変更には賛同するが、強制されることはあってはならないと考える。

言うまでもなく地域情報の確保は重要であり、ローカル局は放送番組だけでなく、イベントやSNS等、様々なソースで情報発信をし、経済活性化含めて地域貢献を行っている。自社制作番組比率など数値だけで測れるものではないことを強調しておきたい。

【株式会社鹿児島讀賣テレビ】

- 民放各社の要望を踏まえ、経営の選択肢を増やす規制緩和の方向で制度整備を行うことには弊社も賛同します。一方「地域情報の発信を確保するための仕組み」を考える中で、「自社番組制作比率」の数値目標を設定し、義務付けするようなことは、放送事業者の自主・自立・編成・編集の自由が著しく制限される懸念が強く、「幅広い関係者の意見も参考にしつつ検討していく」という案に沿って、引き続き丁寧な議論を要望します。

【株式会社高知放送】

- 民放各社の要望を踏まえ、経営の選択肢を増やす規制緩和の方向で制度整備を行うことに賛同する。

他方、「地域情報の発信を確保するための仕組み」については、たとえば自社制作番組比率の数値指標を設けて義務付けるようなことは、放送事業者の自主・自律、編成・編集の自由を著しく制限する懸念が強く、「幅広い関係者の意見も参考にしつつ検討していくこととする」という取りまとめ案に沿って、丁寧な議論を重ねて要望する。

【株式会社長崎国際テレビ】

	<p>○ 民放各社の要望を踏まえ、経営の選択肢を増やす規制緩和の方向で制度整備を行うことに賛同する。</p> <p>他方、「地域情報の発信を確保するための仕組」については、たとえば自社制作番組比率の数値指標を設けて義務付けるようなことは、放送事業者の自主・自律、編成・編集の自由を著しく制限する懸念が強く、「幅広い関係者の意見も参考にしつつ検討していくこととする」という取りまとめ案に沿って、丁寧な議論を重ねて要望する。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網株式会社】</p> <p>○ 民放各社の要望を踏まえて、経営の選択肢を増やす規制緩和の方向で制度整備を行うことに賛同する。</p> <p>「地域情報の発信を確保するための仕組」については、「定量的な評価を行うための指標の設定」、例えば「自社制作番組比率の数値指標を設けて義務付ける」などは、放送事業者の自主・自律、編成・編集の自由を著しく制限する懸念が強く、「幅広い関係者の意見も参考にしつつ検討していくこととする」という取りまとめ案に沿って、丁寧な議論を要望する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社宮城テレビ放送】</p> <p>○ 民放各社の要望等を踏まえ、経営の選択肢を増やす方向で制度整備を行うことに賛成します。</p> <p>民間放送事業者は地域の発展のために、放送以外の分野においても結びつきを深めています。この姿勢は変わることはなく、自主自律の取り組みを続けていくものです。そのような中、地域情報発信などの面で、民間放送事業者の取り組みに制約を設ける必要はなく、自主自律の取り組みに委ねられるべきです。</p> <p style="text-align: right;">【讀賣テレビ放送株式会社】</p>		
137	<p>○ 「地域情報の発信を確保するための仕組」については、例えば自社制作比率の数値目標を設けて義務付けるようなことは、放送事業者の自主・自律、編成・編集の自由を著しく制限する懸念が強く、「幅広い関係者の意見も参考にしつつ検討していくこととする」という取りまとめ案に沿って、丁寧な議論を要望します。</p> <p>またこの仕組は複数の放送対象地域における放送番組の同一化を行う放送事業者に限定されるものであると明確に規定していただきたい。</p>	<p>地域情報の発信を確保するための仕組みについては、あくまで複数の放送対象地域において放送番組の同一化を希望する放送事業者に対して措置すべきものと考えます。</p> <p>また、その具体的な内容に関しては、放送事業者における自主・自律、編成・編集の自由も踏まえ、総務省において今後制度的検討を進めていくものと考えます。</p>	無

【北日本放送株式会社】

- 地域情報の発信を確保するという点において、その情報量を可視化するために数値目標などを義務付けることがあれば、地上基幹放送事業者としての自主・自律、編成権・編集権を侵害しかねないと考えます。適切で慎重な議論を行うよう強く要望します。

【朝日放送テレビ株式会社】

- 経営の選択肢を増やす方向で、放送番組の同一化に柔軟に対応できる仕組みづくりは必要と考えます。一方で、各ローカル放送局は、長年にわたって培ってきた取材や編集に裏打ちされた地域性と信頼性に基づく地域の情報インフラとしての役割を担っており、ローカル情報（県域情報）を伝える放送局の独立性は確保されるべきであると考えます。

【中部日本放送株式会社】

【株式会社CBCテレビ】

- 地域情報の発信を確保するための仕組みを併せて措置すべきとありますが、番組編成は、放送事業者が、自主的に判断するべきものだという観点から、「仕組みとして」自社制作番組比率の数値目標を設けて義務付けるようなことには懸念があります。ローカル局は、自社ウェブサイトやアプリなどでの発信、他メディアへの配信などを活用し、地域情報を発信しています。また、イベント開催を通して、地域文化振興や地域経済に貢献するなど、ローカル局の存在意義は、自社制作番組比率だけでは測れないと考えます。「幅広い関係者の意見も参考にしつつ検討していく」と取りまとめ案にあるように今後も丁寧な議論を重ねて要望します。

【株式会社静岡第一テレビ】

- 「地域情報の発信を確保する仕組み」については、地域情報の担保という側面のみがクローズアップされ、自社制作比率の指標設定に向けた議論が先行することは好ましくないと考える。数値だけでは測れない民放各社の地域への貢献度等を考慮すべきと考える。仮に自社制作比率の数値指標を設け義務付けるようなことになれば放送事業者の自主・自律、編成・編集の自由を著しく制限する懸念が強く、「幅広い関係者の意見も参考にしつつ検討していくことにする」という取り

	<p>まとめ案に沿った丁寧な議論を重ねて要望する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社山梨放送】</p> <p>○ 規制緩和や制度改革については、民放各社の経営の選択肢を増やすことになると考え、賛同します。</p> <p>複数の放送対象地域における放送番組の同一化や地域情報の発信を確保するための仕組みについては、事業者目線だけの改革にならないよう、視聴者ニーズやスポンサーニーズなど地域ごとの実態を踏まえた検討が必要であると考えます。引き続き、幅広い関係者の意見も参考にしながら丁寧な制度設計をしていただくことを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【広島テレビ放送株式会社】</p>		
138	<p>○ 「番組制作への注力という目的の実現に向け、具体的な方法は放送事業者に委ねつつも、視聴者への説明責任が果たされるようPDCAサイクルを確保することが重要」</p> <p>複数地域の「番組の同一化」を認めるなら、地域情報番組の制作比率については、放送事業者へ委ねるのではなく、一定の比率ルールを規定して、情報格差が生じないように取り組むべき。</p> <p style="text-align: right;">【個人17】</p>	<p>地域情報の発信を確保するための仕組みの具体的な内容に関しては、放送事業者における自主・自律、編成・編集の自由も踏まえ、総務省において今後制度的検討を進めていくものと考えます。</p>	無
139	<p>○ 民放の経営の選択肢を増やす観点から同一の放送番組の放送対象となる地域について柔軟化を図ることは、適切だと考えます。</p> <p>また、複数の放送対象地域における放送番組の同一化を行う放送事業者に対して、地域情報の発信を確保するための仕組みを併せて措置することは、必要な取り組みであると考えます。</p> <p>NHKとしても、引き続き地域放送の充実に取り組んでいく所存です。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
140	<p>○ 複数の放送対象地域における放送番組の同一化が可能となる制度の創設については、経営の選択肢が増える点で評価できるが、同一化が実現した場合には、ローカルスポンサーのニーズに応えられない可能性も出てくると考えられる。その結果、収益の悪化を招き、ひいては地域情報発信の量、質ともに著しく低下する恐れがあると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社熊本県民テレビ】</p>	<p>本案における複数の放送対象地域における放送番組の同一化をはじめとする制度的検討については放送事業者における経営の選択肢を増やすことを目的として行っており、具体的な在り方や適用の要否については、地域の実情や経済合理性を踏まえて検討されるべきものと考えます。</p>	無
141	<p>○ 「放送対象地域は現行から変更せず、希望する放送事業者において、複数の放</p>	<p>放送対象地域の在り方に関する、今後の放送行政の参</p>	無

送対象地域における放送番組の同一化が可能となる制度を設けるべき」「放送の多元性・多様性・地域性に与える影響を考慮し、マスメディア集中排除原則における隣接の概念を参考に、一定の制限を設けるべき」との方向性は基本的に理解できる。ただし、一つの県等を放送対象地域とする放送局が他のエリアでも放送できるようにする制度変更については、政府が地域の歴史や経済事情などを総合的に勘案して定めた基幹放送普及計画と整合性が取れなくなる恐れがあるため、今後も認めるべきではないと考える。

【株式会社テレビ金沢】

○ 2. 複数の放送対象地域における放送番組の同一化について

報告書中「具体的には、放送対象地域自体は現行から変更せず、」とあるが、一部反対する。

放送対象地域で、民放テレビ2局以下の地域（山梨・福井・徳島・佐賀・宮崎）のうち、隣接放送地域の放送波を直接受信したり（山梨）CATVによる再送信を全県的に視聴したり（徳島・佐賀＝特例地域）することができない福井・宮崎の両県については、隣接する県と放送地域を統合するべきである。

福井・石川、鹿児島・宮崎の両県は、地域性が類似しており、放送地域の統合に特段の支障はない。

また、鹿児島・宮崎の2県は、人口合計が放送対象地域がすでに統合されている岡山・香川両県とさほど変わらないため、2県で民放5局を有しても十分運営できる地域規模であり、実現すれば統合する宮崎側（民放が2局しかなく、しかも一方の放送局がフジ・日テレ・テレ朝の3系列クロスネット局であるという事態を解消できる）にも統合される鹿児島側にもメリット（TXN＝テレビ東京系列局を持てる）がある。放送地域統合をすることにより、他の地域との情報格差が解消し、それによって地方創生・都会への人口流出防止につながるため、是非とも実行すべきである。

【個人9】

○ 放送対象地域についての意見。放送対象地域が1つの県のみまたは隣同士の2つの県を1つの地域にする“県域放送”と3つ以上の県を1つの地域にする“広域放送”のうち、2つの県を1つの地域にすることを“県域放送”ではなく“準広域放送”にするべきです。ただし、地域内でNHKは“県域”、民放は放送波によるが“準広

考として承ります。

	域”にすることを望ましいと思います。 【個人13】		
142	<p>○ 「県域を基本とする現在の放送対象地域は、必ずしも放送の地域性の確保につながらない部分がある」「現在の放送対象地域は、地域社会の実態に必ずしも合っておらず、地域情報の発信という観点から障害になっている部分もある」と記載されています。</p> <p>しかし、県域は地方自治における基礎的な単位であり、地理、経済、文化等、様々な側面において、県域は厳然たる地域性を有しています。</p> <p>取りまとめ案では「必ずしも」「部分もある」という表現を用いていますが、これは即ち「県域が地域性の確保や地域社会の実態と概ね合っている」ことの裏返しであり、現行の放送対象地域における課題とは言えないと考えます。</p> <p>また、「複数の放送対象地域における放送番組の同一化が要望されている」とありますが、この検討会の議論の前提として示されたアンケート結果では、放送対象地域の見直しに関する要望は6社（約5%）しかなく、地上波テレビ局の9割を占めるローカル局の意見が広く反映されているとは言い難いのではないのでしょうか。</p> <p>【株式会社南日本放送】</p>	<p>本案における制度的検討については、放送の持続的な維持・発展を可能とし、放送事業者における経営の選択肢を拡大する観点から柔軟な見直しを行うという方針の下、放送事業者から具体的な要望をいただいた場合には柔軟に検討を行ってきたところです。</p>	無
143	<p>○ ローカル局の経営環境を考えた時、経営の選択肢を増やすという考え方、とりわけハード面の効率化については、今後の検討結果次第ではありますが、方向性としては賛同します。</p> <p>一方で、地域性については、選挙も含め、日本の社会の様々な仕組みが都道府県単位で運営されているという事実が厳然としてあり、地域社会の健全な民主主義の発展にローカル局は重要な役割を果たしていると思います。</p> <p>更に、人口の急減・超高齢化という日本が直面している大きな課題に対して、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会をつくる、いわゆる地方創生が大きなテーマとなっています。</p> <p>ローカル局はこれまでも地域に根差した放送活動を続けてきました。個人が様々な端末を利用し、様々な情報が行き交う時代だからこそ、社会の合意形成のために報道機関としての放送事業者の役割は極めて重要であり、その中で、地域社会を軸に活動を続けているローカル局の放送活動は、地域創生の観点からもますます重要になってきます。</p> <p>ローカル局の地域性、県域免許を維持していくことは、地域社会そしてそこで</p>	<p>本案における複数の放送対象地域における放送番組の同一化をはじめとする制度的検討については放送事業者における経営の選択肢を増やすことを目的として行っており、具体的な在り方や適用の可否については、地域の実情や経済合理性を踏まえて検討されるべきものと考えます。</p>	無

	<p>暮らす人々にとって非常に重要であり、地域の情報空間におけるインフォメーション・ヘルス（情動的健康）の観点からも、県域免許は公共的価値が高いと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社南日本放送】</p>		
144	<p>○ 放送対象地域についての意見。地上波のテレビ、中波（AMラジオ）、超短波（FMラジオ）それぞれに地域分けがあって、現状では1県のみまたは2県跨ぎで1地域扱いが県域放送であり、最低3県以上の地域を広域放送となっている。僕が思うのはテレビでは系列局空白地域の解消のためには系列局の無い県に隣の県の系列局の放送を片乗り入れすること。または、広域放送の範囲を最低3県以上だったのが最低2県以上に緩和し、県域放送は1県のみとすること。中波、超短波も同様にすること。今後、多くの中波放送局が超短波に移行（親局のFM移行）することでその中でもある県では既存の中波放送のエリアが2県（親局が隣県側）で1地域で超短波放送のエリアが1県で1地域になっているがその中波放送が超短波に移行した場合、現状では既存の超短波放送局は超短波放送局になった元中波放送局に合わせるため調整するしかありません。だからテレビもラジオも2県以上の地域は広域放送扱いにしてほしいです。</p> <p style="text-align: center;">【個人13】</p>	<p>ラジオ放送における放送対象地域の在り方についての御意見に関しては、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無
145	<p>○ 放送対象地域についての意見。テレビまたは中波もしくは超短波の放送で放送対象地域が1つの県のみ“県域放送”と2つの県を跨いだ“県域放送”が存在するが2地域の放送地域はもともと地方のテレビチャンネルが2チャンネル以下だった頃にそれぞれの県だけの地域放送を相互乗り入れという形で1つの地域になってその分両県ともチャンネルが増えたことが最大のメリットである。現在も1地域の放送地域で3チャンネル以下の地域が現在でも存在し今後も1地域縛りを続けられるかが問題です。僕の提案では2県合わせても最大で6チャンネル分の放送対象地域があった方が望ましいと思います。2地域の放送対象地域のことを“準広域放送”に改める。ラジオも中波（AM）放送と超短波（FM）放送でも取り入れてほしいと考えていただきたいです。</p> <p style="text-align: center;">【個人13】</p>	<p>放送対象地域の在り方についての御意見に関しては、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無
146	<p>○ 複数の放送対象地域における放送番組の同一化もいい策だとは思いますが、都道府県間における視聴可能な民放放送局数の格差是正の観点から、さらに一歩進んで、チャンネルプラン（基幹放送用周波数使用計画）の改定による放送対象地域自体の統合及び電波相互乗り入れも実施すべきである。</p>	<p>放送対象地域の在り方や地域間の乗り入れに関する今後の放送行政の参考として承ります。</p>	無

	<p>例えば、東北6県のうち、4県は民放4局だが、青森と秋田は3局となっている。</p> <p>インターネットやSNSでは、両県の住民と思われる人たちから、欠けている系列（青森・・・フジテレビ、秋田・・・TBS）の番組を満足に視聴できないことに対する不満がしばしば見受けられる。</p> <p>そこで、公平性の観点から、両県の放送区域を統合し、いずれの県でも民放4大系列の放送を視聴することができるようにすることが必要ではないか。</p> <p>この場合において、乗り入れと同一化の両方の施策を組み合わせることにより、4大系列の放送を視聴することができるようになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料の「参考-81」頁でテレビ朝日ホールディングスが要望しているように、複数地域の放送番組を同一化し、放送マスター・制作スタジオを一元化（本件においては、ABA青森朝日放送とAAB秋田朝日放送が該当）する。 ・AKT（フジ系列）の青森乗り入れ、ATV（TBS系列）の秋田乗り入れをする。 <p>また、一例として挙げた青森と秋田以外の県の組み合わせでも、民放3局以下の地域について、なるべく4大系列の放送が視聴できるように、さまざまな工夫をするべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人14】</p>		
--	--	--	--

「共同利用型モデル」に対応した柔軟な参入制度等について

147	<p>○ ミニサテライト局について、「あまねく受信義務」を負うNHKと「あまねく受信努力義務」を負う民放では置かれている環境が異なります。現在のところ、過去の経緯からそのほとんどが民放事業者とNHKによって共同で設置、運営されていますが、本年の法改正でNHKによる民放事業者への協力努力義務規定が盛り込まれたことを踏まえれば、NHKが受信料収入によって負担するスキームを検討すべきという意見に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社毎日放送】</p> <p>○ 「ミニサテ局に係る共通的なコストについては、過去の経緯も踏まえ、NHKが受信料収入で負担するスキームも検討すべきである」ことについて賛同し、受信料収入を元にNHKが民放単独設備以外のコストを担ってきた過去の運用形態に戻ることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【札幌テレビ放送株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
-----	--	-----------------------------	----------

○ 「ミニサテライト局に係る共通的なコストについては、～NHKが受信料収入によって負担するスキームも検討すべきである。」について、NHK様も負担について前向きな回答をしていることと合わせ、賛成いたします

【株式会社アイビーシー岩手放送】

○ 『難視聴解消等に係るNHKの民間放送事業者への協力努力義務規定が盛り込まれた電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号）が成立したことを受け、ミニサテライト局に係る共通的なコストについては、過去の経緯も踏まえ、NHKが受信料収入によって負担するスキームも検討すべきである』と提言されたことに賛成です。視聴者に対する説明責任を果たしたうえで、引き続き柔軟な検討を要望します。

【株式会社福岡放送】

○ ミニサテライト局に係る共通的なコストについて、過去の経緯を踏まえ、NHKが負担するスキームを検討すべきというに提言に賛成します。

【北海道テレビ放送株式会社】

○ 「ミニサテライト局に係る共通的なコストについては、過去の経緯も踏まえ、NHKが受信料収入によって負担する」スキームについて、本来の形に戻る方向であり賛同いたします。そのうえで、3章に記されている共同利用型モデルや、BB代替・ギャップフィルアなど適切な代替手段によって、トータルの送信コストが削減されることを希望します。

【株式会社テレビ北海道】

○ ミニサテライト局に係るコストをNHK受信料収入によって負担するスキームは、透明性の確保、視聴者に対する説明責任など課題はありますが、過去の経緯も踏まえ、実現に向け積極的に検討すべきと考えております。

【株式会社新潟放送】

○ ミニサテの導入経緯をふまえ、共通的なコストについてNHK受信料によって負担するスキームには賛同します。実施にあたっては視聴者や地域からの理解を丁寧に得ることが肝要であると考えます。

	<p style="text-align: center;">【信越放送株式会社】</p> <p>○ 「ミニサテライト局に係る共通的なコストについては、過去の経緯も踏まえ、NHKが受信料収入によって負担するスキームも検討すべきである」としたことは極めて妥当です。難視聴解消のための民間放送事業者の努力義務を引き続き果たしていくためにも、放送インフラの共同利用によるNHKの協力は不可欠なものと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 【株式会社フジテレビジョン】</p> <p>○ 「ミニサテライト局に係る共通的なコストについては、過去の経緯も踏まえ、NHKが受信料収入によって負担するスキームも検討すべきである。」との一文の後に、「受信料収入を活用する場合には、透明性を確保するとともに、受信料を負担している視聴者に対する説明責任が果たされるべきである。」との視点が入っていることは適切だと考えます。</p> <p>共通的なコストを負担することにより、これまで「NHKの維持運営のための特殊な負担金」とされてきた受信料を民放が行う放送事業のために使うこととなる場合には、NHKはもとより民放各社にも視聴者への説明責任が生じることは自明のことでもあり、引き続き視聴者への丁寧な説明を意識しつつ、オープンな場での議論が継続されることを希望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【日本放送協会】</p>		
148	<p>○ 共同利用型モデルの導入においてハード・ソフト分離の制度を見直す際には、実情に合った使いやすい制度となることを期待します。また、複数の放送局で共同利用することが前提であることから、課題の丁寧な洗い出しを行い、円滑な運用ができるように十分な検討が必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【RKB毎日放送株式会社】</p>	御指摘の点については、今後総務省が制度的検討を進めていく上で留意することが適切と考えます。	無
149	<p>○ ミニサテライト局に係る共通的なコストについては、アナログ放送時代の経緯も踏まえ、NHKに大いに期待したいところです。尚、受信料を設備投資に利用した際には、受信料を支払っている視聴者に対し制度を理解していただくため用途などの説明責任が民放にも伴うと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【北陸放送株式会社】</p>	民放のあまねく努力義務のために受信料を活用した場合には、NHKだけではなく、当該民放においても受信料を負担する視聴者に対して一定の説明責任が発生するものと考えます。	無
150	<p>○ 「ミニサテライト局に係る共通的なコストについては、過去の経緯も踏まえ、</p>	「共同利用型モデル」の費用負担の在り方についての	無

	<p>NHKが受信料収入によって負担するスキームも検討すべきである。」 NHKが受信料収入によって負担するスキームについては、賛成する。 さらに、ミニサテライト局という設備規模に限らず、小規模中継局であっても、ミニサテライト局と同等の世帯数規模である場合には、同スキームの適用を検討して欲しい。 また、「共通的なコスト」に限定するのではなく、放送の普及のため、経済合理性が確認できるコストについては、一体的にNHKが整備する方がその後の運用保守含め効率的ではないか。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ西日本】</p> <p>○ 取りまとめ(案)では、難視聴解消等に関し、NHKが受信料によって負担するスキームも検討すべきとしているが、検討にあたって、受信料による負担によって、民間放送事業者が一定程度のメリットを享受することになるとしても、民間放送事業者に新たな負担や制度上の義務が生じることの無いよう希望する。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビユー山形】</p>	<p>御意見に関しては、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	
151	<p>○ 地上基幹放送事業者などが事業主体となっている、「無線システム普及支援事業費等補助金」事業を、無線設備保有・運用会社（ハード会社）や施設保有会社（タワー会社）も事業主体となれるよう検討願います。 現状、地上波におけるハード会社は存在しませんが、施設保有会社（タワー会社）は一部の地域で実在します。 テレビ放送が始まって半世紀が過ぎ、老朽化した局舎や鉄塔が存在します。同一局所で個別の送信施設が設置されている場合、積極的に共用化を促進し、施設保有会社（タワー会社）による共用施設の建て替えなどを促進していただきたいと存じます。その場合、施設保有会社（タワー会社）も補助金を活用できるような制度を考えていただきたいと思います。 このように施設保有会社による送信所の統合を進める環境を作ることで、コストの削減はもとより、放送ネットワークの基幹インフラが整備され、いずれはハード会社の検討にも繋がっていくものと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【長崎放送株式会社】</p>	<p>「無線システム普及支援事業費等補助金」事業の補助対象についての御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無
152	<p>○ 「ミニサテライト局に係る共通的なコストについては、過去の経緯も踏まえ、NHKが受信料収入によって負担するスキームも検討すべきである。受信料収入を活用する場合には、透明性を確保するとともに、受信料を負担している視聴者</p>	<p>「共同利用型モデル」における費用負担の在り方についての御意見に関しては、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>に対する説明責任が果たされるべきである。」</p> <p>地方の民放経営は、困窮しているとは思えない。NHKの受信料活用を望むなら、経営の透明性を担保すべきである。内部留保の額、役員報酬・人件費の額、経年の設備投資額、自社制作番組比率等を開示すべきである。</p> <p>また、2020年のNHK経営計画で、多くの民放局並びに民放連が述べていた「三位一体改革」要望について、受信料支援を受けることになれば、適切な二元体制は破綻する。受信料活用には反対である。国費での当該中継局整備が適当と考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人17】</p>	<p>国費での中継局整備についての御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	
小規模中継局等のブロードバンド等による代替に伴う制度的手当について			
153	<p>○ BB代替に伴う制度的手当の検討にあたっては、通信サービス側に新たな規制・制約が発生しないようご配慮いただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>BB代替に伴う制度的手当の検討にあたって、通信サービス側に新たに規制が発生することは想定していませんが、放送事業者との契約に基づく制約についてはその限りではありません。</p>	無
154	<p>○ 小規模中継局等のブロードバンド等による代替の検討にあたっては、経済合理性の観点で最重要です。</p> <p>第3章において、「引き続きブロードバンド等による代替について、2026年度以降の円滑な実現に向けて制度面・運用面の課題等の検討を行うことが適当である」としており、早期の実現も期待されていますが、本検討会の作業チームが行ったブロードバンド代替の可能性の試算によると、経済合理性が期待できると推計できる設備数が10%程度～27.8%（P30図表2-17）とあるように、現状の通信環境や技術開発状況では代替できる設備のごく一部です。今後、放送アプリケーションを含め引き続き詳細な検証・検討が必要な状況で、2040年には約半数の設備で経済合理性が期待出来るとの推計（P31図表2-18）も踏まえて、さらなる精査を加えつつ、多角的な観点から検討を行っていくべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 【株式会社フジテレビジョン】</p>	<p>ブロードバンド等代替の検討における放送アプリケーションの費用の検討についての御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
155	<p>○ 「小規模中継局等をブロードバンド等によって代替する場合、NHKのあまねく受信義務との関係で新たに通信を含める等の制度的手当が必要になる」との認識は、適切だと考えます。</p> <p>「代替手段が通信である場合には、NHKの受信契約に関する規定にこれを包含できるよう制度的手当が必要と考えられる」との認識も、適切だと考えます。</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無

	<p>これらはいずれも、デジタル時代において引き続きNHKが公共的役割を果たしていくために必要な制度的手当であり、適切な時期に適切な形で実施されることを希望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	
--	---	--

NHKにおけるインターネット活用業務の制度的位置付けについて

156	<p>○ NHKは放送法によって定められている特殊法人であり、放送の受信設備の設置に紐づく受信料収入で運営されています。つまり放送法上NHKインターネット活用業務が「放送の補完」として位置づけられていることは一定の合理性があり、もしその位置づけを見直すのであれば、まずはNHKのインターネット活用業務と現行の受信料制度との関係を整理し、国民の十分な理解を得ることから始めていただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社毎日放送】</p> <p>○ NHKのインターネット配信は「放送の補完」として実施されている以上、その見直しを行う場合には、テレビ受信機に紐づいて契約義務を定めている現行の受信料制度との関係を整理し、視聴者・国民各層の十分な理解を得ることを前提として検討となることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【青森放送株式会社】</p> <p>○ NHKの「インターネットでの社会実証」（第一期）について、「インターネット空間におけるNHKの役割・意義についてインフォメーション・ヘルスの確保等の観点から一定の評価が確認できた」としてはいますが、独占的な受信料財源で運営されるNHKが、民間事業者が収支を勘案しながら競争しているインターネット分野で事業を行うことは、必然的に市場の競争を歪めるリスクをはらんでいます。民業を圧迫することがないよう強く要望します。</p> <p>NHKのインターネット配信は「放送の補完」として実施されています。仮に「放送の補完」との位置付けの見直しを含めて検討するのであれば、テレビ受信機に紐づいて契約義務を定めている現行の受信料制度との関係を整理し、視聴者・国民各層の十分な理解を得ることが欠かせません。</p> <p style="text-align: right;">【朝日放送テレビ株式会社】</p> <p>○ NHKのインターネット配信は「放送の補完」として実施している以上、見直</p>	<p>NHKのインターネット活用業務の在り方について今後検討する場合には、御意見のとおり、現行の受信料制度についても併せて議論することが必要になると考えます。</p> <p style="text-align: right;">無</p>
-----	--	---

しを行う場合は、テレビ受信機に紐づいた契約義務を定めている現行の受信料制度との関係を整理して、視聴者の十分な理解を得て検討することを要望します。

【西日本放送株式会社】

- NHK のインターネット配信は「放送の補完」として実施されている以上、その見直しを行う場合には、テレビ受信機に紐づいて契約義務を定めている現行の受信料制度との関係を整理し、視聴者・国民各層の十分な理解を得ることを前提とした検討となることを要望します。

【株式会社テレビ岩手】

- NHKのインターネット活用業務は「放送の補完業務」として認識しています。取りまとめ案の中にNHKによるネット活用業務の制度的位置付けの見直し検討が記されていますが、制度的位置付けの見直しをするのであれば、受信料制度との関係等、十分な議論が必要であると考えます。

【広島テレビ放送株式会社】

- NHKにおけるインターネット活用業務は、現在、放送の補完サービスとして実施されているものであり、見直しを行う際は、現行受信料制度との関係を十分整理し、視聴者の理解が得られたうえで検討されることを要望します。

【株式会社福岡放送】

- NHKのインターネット配信はあくまで「放送の補完」と位置付けられています。見直しを行う場合には現行の受信料制度との関係を整理し、視聴者・国民の十分な理解を得ることが欠かせないと考えます。

【株式会社テレビ信州】

- NHKのインターネット配信は「放送の補完」として実施されている以上、その見直しを行う場合には、テレビ受信機に紐づいて契約義務を定めている現行の受信料制度との関係を整理し、視聴者・国民各層の十分な理解を得ることを前提とした検討となることを要望する。

【日本海テレビジョン放送株式会社】

○ 現状の「NHKプラス」や社会実証に関しては、「放送の補完」としての位置づけの見直しという方向性ありきで進めるのではなく、まずは、登録者数だけでなく、詳細な利用状況を示すデータや今後の需要に関する見込みに基づき、正しい位置づけを示し、現行の受信料制度との関係を整理したうえで、国民の理解を得ることが必要と考えます。

【中部日本放送株式会社】

【株式会社CBCテレビ】

○ 民間事業者が競争しているインターネットの分野で独占的な受信料財源で運営されるNHKが事業を行う事は、市場の競争を歪める懸念があります。

今後、仮に「放送の補完」という位置づけを見直すのであれば、テレビ受信機に紐づいて契約義務を定める現行の受信料制度を整理し、「三位一体改革」などの具体案を示し、国民、視聴者の理解を得ることが必要と考えます。

【株式会社中国放送】

○ NHKにおけるインターネット活用業務は、「放送の補完」として行われているものの、その内容は、毎年のように行われる「実施基準」や「実施計画」の改定によって拡大している。

今後の制度的措置の検討において、「放送の補完」という位置づけの見直しも含めて検討されるのであれば、現行の受信料制度との関係を整理し、視聴者・国民各層の理解を得ることが必要だと考える。

【株式会社テレビユー山形】

○ NHKのインターネット配信は「放送の補完」として実施されている以上、その見直しを行う場合には、テレビ受信機に紐づいて契約義務を定めている現行の受信料制度との関係を整理し、視聴者・国民各層の十分な理解を得ることを前提とした検討となることを要望する。

【日本テレビ放送網株式会社】

○ NHKのインターネット配信は「放送の補完」として実施されている以上、その見直しを行う場合には、テレビ受信機に紐づいて契約義務を定めている現行の受信料制度との関係を整理し、視聴者・国民各層の十分な理解を得ることを前提

	<p>とした検討になることを要望する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社宮城テレビ放送】</p> <p>○ NHKのインターネット事業は「放送の補完」として実施されており、その見直しをする場合には、受信料制度との関係を整理し、視聴者・国民各層の十分な理解を得ることを前提に検討すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社静岡第一テレビ】</p> <p>○ NHKのインターネット配信の在り方について、「本取りまとめ以降、具体的かつ包括的に検討を進めた上で、制度的措置についても併せて検討していくべきである」と指摘していますが、「放送の補完」という位置づけの見直しを含めて検討するのであれば、テレビ受信機に紐づいた契約義務を定めている受信料制度との関係を整理し、視聴者からの十分な理解と支持を得ることが欠かせないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東海テレビ放送株式会社】</p> <p>○ NHKのインターネット配信は「放送の補完」として実施されている以上、その見直しを行う場合は、テレビ受信機に紐づいて契約義務を定めている現行の受信料制度との関係を整理し、視聴者・国民各層の十分な理解を得ることを前提とした検討となることを要望する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社山梨放送】</p> <p>○ 「NHKにおけるインターネット配信については、どのような在り方が望ましいか、社会実証の結果も踏まえつつ、本取りまとめ以降、具体的かつ包括的に検討を進めた上で、制度的措置についても併せて検討していくべきである」とありますが、NHKのインターネット活用業務は受信料制度の在り方と不可分であり、一体的な検討が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 【株式会社フジテレビジョン】</p>		
157	<p>○ 取りまとめ案はNHKのインターネット活用業務について「放送法第20条第2項の規定に基づく任意業務であり、放送の補完サービスとして実施されている」と指摘。そのうえで、今後のNHKのインターネット配信の在り方について「社</p>	<p>NHKのインターネット活用業務については、本案にあるとおり、今後、具体的かつ包括的に検討を進めた上で、制度的措置についても併せて検討していくべきと考えま</p>	無

	<p>会実証の結果も踏まえつつ、本取りまとめ以降、具体的かつ包括的に検討を進めた上で、制度的措置についても併せて検討していくべき」と記している。</p> <p>ここにある「社会実証」はNHKの豊富なアーカイブ映像やAI技術などを活用した全く新しいサービスで、「放送の補完」とはみなしがたい内容に見える。「放送の補完」の範囲を超えているとみなされるサービスを本格的に展開していくための制度的措置を政府が検討するという意味にもとれる。</p> <p>NHKの受信料は公共放送を維持・運営するために独占的に徴収権を持つ「特殊な負担金」であり、年間収入は約6800億円（2021年度）に上る。インターネット活用業務は「放送の補完」と位置づけられ、予算の上限を年間200億円とするなど抑制的な運用が求められている。今後、NHKが「放送の補完」という位置づけを変えた場合、安定財源に支えられたインターネット活用業務の予算は歯止めがなくなる可能性がある。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社日本経済新聞社】</p>	す。	
158	<p>○ NHKのインターネット配信について「インターネットを含めて情報空間が放送以外にも広がる中においても、二元体制を情報空間全体で維持していくことが重要」とされていますが、受信料を財源とするインターネット活用業務が無原則に拡大していくことになれば、民間の市場競争に影響を与えることとなります。今回「インターネットの社会実証」で試みた新たなサービスを実用化していくのかどうかも含めて、インターネット活用業務全般の必然性や優先順位を明確に整理する必要があります。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSテレビ】</p>	ネット市場の公正競争への影響については、今後、NHKのインターネット業務の在り方を検討する上での重要な視点の一つであると考えます。	無
159	<p>○ NHKにおけるインターネット配信について、秋以降の第2期社会実証について、ポジティブな評価だけではなく、ネガティブな評価についても得られた結果を還元いただくことで、視聴者利便性の観点や法的観点も含め二元体制の一翼を担う民放事業者としても適切な経営判断の材料になると考えます。</p> <p>また、インターネット配信につきまして、受信料制度との整合性も含め丁寧な説明を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社秋田放送】</p>	NHKの実証で得られた知見の共有についての御意見に関しては、本案においても「NHKのインターネット配信は、二元体制の一翼を担う民間放送事業者にとっても、技術的知見の共有等の観点で意義あるものであるべきという視点も必要」と記載しております。NHKにおいては、本案も踏まえ、これまで以上に知見の共有に積極的に取り組むべきと考えます。	無
160	<p>○ 本案では、NHKのインターネット活用業務の在り方等について「本取りまとめ以降、具体的かつ包括的に検討を進めた上で、制度的措置についても併せて検討していくべき」との考えを示しました。しかし、NHKのインターネット活用業務は「三位一体改革」の中で整理、検討されるべきであり、とりわけ受信料制度改革</p>	NHKのインターネット業務拡大につながる議論を前向きに行うためには、NHKが中期経営計画において自ら約束した受信料の値下げ等の「三位一体改革」を確実にを行い、国民視聴者に説明責任を果たすことが求められます。	無

	<p>とは不可分です。インターネット活用業務だけを切り出して、「放送の補完」の枠組みの見直しを検討するならば、公共放送の在り方全体の本質を見失う懸念があります。</p> <p>この度の改正放送法では、NHKが民放事業者に協力する規定が盛り込まれました。NHKだけでなく民放事業者も公共的役割を有するメディアと考えます。今後の検討においては、放送の向上・発展に資する受信料の活用の在り方について幅広く議論が深まることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>		
161	<p>○ NHKのインターネット配信の制度的位置付けについては、受信料制度との関係性の整理が前提となるが、NHKのインターネット配信が民放に影響を及ぼすことを念頭に、ローカル局がネット配信をおこなうための環境整備や支援策、インターネット空間における問題の解決などを先んじて行うなど、放送の二元体制のもとで総合的かつ慎重な検討を要望する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社鹿児島讀賣テレビ】</p>	<p>御意見のとおり、社会実証に限らず、NHKにおいては、インターネット配信において先導的な役割を果たし、その結果得られた技術的知見の共有等にこれまで以上に努めるべきだと考えます。</p>	無
162	<p>○ 「NHKにおけるインターネット配信については、どのような在り方が望ましいか、社会実証の結果も踏まえつつ、本取りまとめ以降、具体的かつ包括的に検討を進めた上で、制度的措置についても併せて検討していくべき」との記載について、重く受け止めています。NHKがこれまで放送の世界で民放とともに担ってきた役割を踏まえ、ネット空間においても、引き続き積極的に情報の社会的基盤としての公共的な役割を果たしていく所存です。また、制度的措置について検討する際には、必要なコンテンツを放送に加え通信（インターネット配信）でも視聴者に届けていくうえでどのような規律が適当なのか、国民の「知る権利」に奉仕するための表現の自由、報道の自由との関係性に留意しつつ検討が行われることが適切ではないかと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
163	<p>○ 5. NHKにおけるインターネット活用業務の制度的位置付けについて</p> <p>現在は任意業務となっているが、これを法定業務に格上げして、放送と通信の統合を図っていくべきである。</p> <p>また、これに関連して、現行のNHK受信料制度について、以下のような改革をすべきである。</p> <p>(1) 強制支払いの対象は教育テレビ放送の経費分のみとすること。</p> <p>教育テレビ放送に関しては、その性質上民間（商業）放送に適さない（広告が</p>	<p>NHKのインターネット配信の在り方やそれに関連する受信料制度の在り方についての御意見に関しては、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。なお、料金を支払う方のみが受信できることとなるスクランブル化は、広く国民・視聴者を対象とする公共放送の役割になじまないと認識しております。</p> <p>特別契約の取扱いについての御意見に関しては、今後</p>	無

付きにくい)ほか、内容の中立・公平性が比較的強く求められるので、現行の公共放送モデルが最適であると考えられるし、受信料徴収の合理性があると考えられる。

総合テレビ放送に関しては、放送内容が民放と相当程度酷似しており、テレビ放送草創期とは異なり、すべての都道府県で民間放送を視聴することが可能となった現代においては、運営に当たって見直しが必要であると考えられる。

そのため、現行の受信料制度は、教育テレビ放送部分に限定することにし、総合テレビ放送については、有料・スクランブル放送とすることが相当である。

災害時などにおいては、いわゆる「全中」によって、教育テレビでも総合テレビの内容がそのまま放送されることから、教育テレビをノンスクランブルにしておけば放送法上の災害報道等の義務は果たせるものと考えられる。

(2) 現行の受信料制度をそのまま維持する場合は、総合テレビ放送の放送内容の厳選・スリム化を図ること

(1)でも指摘した通り、現行の総合テレビ放送は、放送内容が民放と相当程度酷似しており、率直に言って公共放送としての存在意義が疑わしいと考えている。

公共放送として、二元放送体制の一翼を担っていくにあたっては、放送内容を公共放送にふさわしいものに厳選して、費用削減を図り、その収益を視聴者に受信料引き下げという形で還元すべきである。

具体的には、報道・ドキュメンタリー番組や国会中継を基本とし、例外として一部のスポーツ中継(日本の伝統的スポーツである大相撲中継・教育的意義のある高校野球中継をはじめとした学生スポーツの中継・国民的関心の高いオリンピック中継)や比較的費用の掛からない視聴者参加型番組(NHKのど自慢)を織り交ぜた番組編成とすべきである。

教養番組については、教育テレビ放送に、娯楽番組については、原則として民放に委ねることが望ましい。

(3) BS放送のみ視聴する人に対応するため、特別契約を、一般の視聴者も選択できるようにすること。

BS放送に関しては、NHK・民放を問わず、地上波よりも専門分野に特化した番組あるいは番組編成を採用しており、一定の視聴者ニーズ(ドラマファン・アニメファンなど)を獲得している。

そのため、「地上波は見ないがBSは見たい」という需要は一定程度存在する

の放送行政に対する御意見として承ります。

	<p>ものと考えられる。(そして、その大部分は、動画配信サービスを好む層と重なるものと考えられる。)</p> <p>しかし、現行の衛星契約では地上契約相当額も徴収されるため、事実上「抱き合わせ」になっている。とりわけ、BSアンテナしか設置していない世帯に対し、衛星契約を結ばせることは、独禁法上の「不公正な取引方法」に該当する。</p> <p>そのため、現在地上波難視聴地域に限定されている特別契約を、一般視聴者にも開放することで、受信契約の促進及び潜在的視聴者の掘り起こしを図るべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人9】</p>		
164	<p>○ 現状、NHKは広告放送をすることが禁止されていますが、これについて、公共放送としての性格を損ねないものについては、一部緩和すべきだと思います。</p> <p>公共放送としての性格を損ねない広告についての基準は、「非商業的であり、政治的中立性を害さない広告であるもの」という形で定めることが妥当だと考えます。</p> <p>例としては、</p> <p>(1) 公益性の強い団体等がする、本来的業務についての広告 → 日本赤十字社による献血の呼びかけのための広告など</p> <p>(2) 公共広告 → ACジャパンがするマナー啓発・公益活動の紹介をする広告など</p> <p>(3) 政治的に中立であり、広く国民に呼びかけることが適当な宣伝 → 選挙管理委員会による、公職の選挙についての期日の周知あるいは投票を呼びかける広告、地方公共団体がする、災害支援物資の送付方法やボランティアの受け入れの可否、受け入れ手続きを案内する広告など</p> <p>(1)については、全国あまねく視聴することのできるNHKで広報することがむしろ望ましいものと考えられます。</p> <p>(2)については、従来NHKが独自に制作して費用がかかっていた公共広告を、ACジャパン等のものに置き換えることで、NHKの広告制作コスト削減に資する点が国民にとって利益になると考えられます。</p> <p>(3)については、投票率向上や円滑な被災対応の実現など、公共的観点から有意義であると思います。</p> <p>他方、営利団体の広告は、民放と誤認されること、国(中央選挙管理会は除く)の広告は、国営放送と誤認されることや、中立的性格を損なうものとなることか</p>	<p>NHKにおける広告放送の一部緩和の御意見に関しては、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無

	<p>ら、引き続き禁止すべきものと考えられます。</p> <p>実際に非商業的広告を解禁する場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まずは配信サービスから試験的に実施すること ・番組間コマーシャル(ステーションブレイク)から解禁し、番組内コマーシャルは当面行わないこと <p>といった配慮が必要になると思われませんが、それでも、これらの団体からいくらかの広告収入が得られることは、インターネット配信にかかる経費の削減に資し、受信料負担が重くなることを防ぐことができる点で、採用すべきだと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人15】</p>		
--	--	--	--

おわりに

165	<p>○ 「なお、検討の過程では、いくつかの地域のローカル局との意見交換等も行った。在京キー局のみならず、ローカル局を含め、当事者である放送事業者の声を聞くことは、放送の将来像や放送制度の在り方を検討する上で重要であり、今後多くの意見が届けられることが期待される。」について、今後の検討において、放送事業者との意見交換を行う際は、FMラジオ放送事業者にも意見聴取頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エフエム大阪】</p> <p>○ なお、検討の過程では、いくつかの地域のローカル局との意見交換等も行った。在京キー局のみならず、ローカル局を含め、当事者である放送事業者の声を聞くことは、放送の将来像や放送制度の在り方を検討する上で重要であり、今後多くの意見が届けられることが期待される。」について、今後の検討の過程において、放送事業者との意見交換を行う際は、FMラジオ放送事業者にもお声がけを頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エフエム東京】</p> <p>○ ローカル局は、これまでも今もこれからも県民が最も信頼する重要な情報発信基盤です。取りまとめ(案)は地上デジタルテレビ放送における内容となっておりますが、放送ネットワークインフラの将来像を検討する際にはラジオ放送についても同様に検討していただくことを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【山口放送株式会社】</p>	<p>本案については主に地上テレビジョン放送に係る課題を中心に検討しておりますが、ラジオに係る議論の要望についての御意見に関しては、どの場において検討することが適当であるのかも含め、まずは総務省において検討すべきと考えます。</p>	無
-----	---	--	---

166	<p>「インターネット動画配信サービスの伸長等の放送を取り巻く環境の変化については、これまでも累次にわたって指摘されてきたところであるが、放送にとって、インターネットと真正面から対峙することは、いよいよ避けて通ることができない状況になっている。</p> <p>(中略)</p> <p>しかしながら、好むと好まざるとに関わらず、インターネットと対峙しなければならないのであれば、それを前提に自身のドメイン(活動領域)を再定義し、自らの進むべき方向を模索していくことは不可欠と考えられる。」</p> <p>インターネットに「対峙」という態度は、それを他者であり、敵対するものとしてじっと動かないことである。そうである限り、今後も対応は後手になっていく心配がある。</p> <p>デジタル技術に対して、まずは当方がオープンとなり共創していく姿勢が望まれる。</p> <p>情報溢れるデジタル時代においてこそ、良質な放送コンテンツがより国民に浸透するように、放送制度改革と放送サービスの発展が一体となったグランドデザインを示すべき時ではないだろうか。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ西日本】</p>	<p>御意見を踏まえて次のとおり修文させていただきます。</p> <p>本案53ページ「インターネット動画配信サービスの伸長等の放送を取り巻く環境の変化については、これまでも累次にわたって指摘されてきたところであるが、放送に関わる主体が、インターネットを含むデジタル技術を取り込み、新たな「放送」の在り方をデザインしていくことは、いよいよ避けて通ることができない状況になっている。</p> <p>(中略)</p> <p>しかしながら、好むと好まざるとに関わらず、インターネットと向きあいながら、自身のドメイン(活動領域)を再定義し、自らの進むべき方向を模索していくことは不可欠と考えられる。」</p>	有
別添 小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム取りまとめ			
167	<p>○ 「作業チームにおいて、本とりまとめ以降、特定の地域を対象に住民の方々や地方公共団体等の協力を得ながら配信を実験的に行うことにより、現実的な代替の可能性についての検討・検証に取り組み、制度的手当についてはその結果を踏まえた上で検討すべきである」との意見に賛同いたします。</p> <p>今後の検討にあたっては、IPユニキャスト方式と、それ以外の、作業チームとりまとめ「図表1-3代替候補として考えられるネットワーク」で示されているケーブルテレビをはじめとする代替手段との比較検討を行いながら、同じく作業チームとりまとめ「第3章(3)住民理解・受信者対策」で示された導入にあたっての課題等について、検証の深堀を行うことが必要と考えます。</p> <p>地域によっては、ケーブルテレビ事業者の協力も可能な場合もあると考えますので、幅広い関係者の参画を得ながら、IPユニキャスト方式やケーブルテレビを含めた他の方式の検証、検討を進めていただくよう要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>ケーブルテレビは、放送法上の「放送」と位置づけられ、これによる地上テレビジョン放送の再放送の品質・機能は強制規格等によって基幹放送局から送信される場合のものと同等であることが担保されていることから、ブロードバンド等代替の選択肢の一つとされているところ、総務省で行う実証実験において、IPユニキャスト方式との比較を行うなどしながら、ブロードバンド等代替について検討を進めてまいります。</p>	無
168	<p>○ 「解説放送、字幕放送等の視聴覚障害者向け放送の拡充」との記載を、「解説</p>	<p>御意見を踏まえて修文させていただきます。</p>	有

	<p>放送、字幕放送、手話放送等の」と修正してください。</p> <p>なお今後の検討にあたっては、「字幕の表示等」に加えて、「手話の表示」のあり方についても十分検討し、ATCS3.0や、H.702で実現されている、クローズドサイニング（手話表示のオンオフが可能となる機能）が盛り込まれることを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【障害者放送協議会】</p>	<p>手話の表示の在り方についての御意見に関しては、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	
第2章 IPユニキャスト方式で代替する場合の利用可能性の検討			
2.3 IPユニキャスト方式による代替の利用可能性に関する結論			
169	<p>○ 「今回の検討は、放送アプリケーションの費用や通信の費用の一部（合理的な算定が困難であったブロードバンド整備費用やISPのトラフィック増対応費用など）を捨象して検討せざるを得なかったこともあり、一部の経済合理性の検証にとどまることにも留意する必要がある。」</p> <p>今後、引き続き放送アプリケーション（CDN費用、受信機側アプリ対応、ISP費用等）について、関係事業者を交えた、技術面、並びに経済合理性の検証を期待します。</p> <p style="text-align: right;">【個人18】</p>	<p>ブロードバンド等代替の検討における放送アプリケーションの費用の検討についての御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
170	<p>○ 1.2 ブロードバンド等による代替の選択肢となりうるネットワークでも取り上げられているように現在までにRF方式（同軸ケーブルもしくはV-ONUを使用した光ファイバ）での再送信が広く行なわれています。</p> <p>電波による放送中継局の代替を模索する趣旨であればRF方式による再送信も比較検討すべきではないでしょうか。</p> <p>また検討内容は1世帯2放送の同時視聴を前提としています。</p> <p>世帯内で複数の録画機器で同時録画するケースでは10本程度になることも想定されますので、実用可能性ありとの結論を導くために前提条件を過小に設定したのではないかと受け取れます。</p> <p>結論ありきでなく電波による放送受信における自由度を失わない前提のもと評価・検討されることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【個人23】</p>	<p>ブロードバンド等代替の検討における代替の選択肢についての御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
その他			
171	<p>○ 本件の「意見提出が30日未満の場合その理由」は何ですか？</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	<p>本取りまとめは行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号に規定する命令等に該当するものではなく、本取りまとめに対する意見募集は任意の意見募集として</p>	無

		実施したものであるため、本検討会がこれまでの議論を公開で行ってきたこと等を踏まえ、今回の意見募集期間を設定したものです。なお、本取りまとめを踏まえて命令等を定めようとする場合は行政手続法（平成5年法律第88号）に定める意見公募手続等のおり意見提出期間を30日以上とします	
172	<p>○ NHKに関しては、NHK受信料の国民負担が年々重くなっている。給料は上がり物価高騰等や少子高齢化により、賃金が低い若者や、年金生活者の高齢者の負担も大きい。</p> <p>そのためNHKを、ハード事業者とソフト事業者で完全分離させてみてはどうだろうか。</p> <p>NHK受信料はハード事業者として、最低限の受信料で維持させる。</p> <p>ソフト事業者の放送に関しては完全民営化させ、自力で広告収入などで維持させる。</p> <p>これにより、国民のNHK受信料の負担を減らしつつ、安定的な放送基盤を維持させ、放送そのものに関しては受信料に頼らず自力で稼ぐ。</p> <p>こういった方向性が、テレビ離れや人口減少の時代に合致すると思う。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>	NHKの受信料制度の在り方全般については本案の意見募集の対象としておりませんが、御意見については今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
173	<p>○ 将来像についてなのに画質とビットレートの関係についての言及が少ないのはおかしい。また近いうちに起こる4K化、8K化も前提とすべきはず。</p> <p>それらを考慮した上で発言すると、例えば8K放送では画質を確保するために1チャンネル約100Mbpsが必要となるため、ユニキャスト方式に未来は無く、マルチキャスト方式も分岐数的に厳しく、電波放送も帯域的にモバイル向けが精一杯で、光放送（RF方式/FTTH CATV）だけが放送の未来になると考える。</p> <p>そのためまずは光放送前提で地上波4K8K放送をなるべく早くに開始し、光放送の普及に務めるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人3】</p>	<p>本案については、放送事業者における放送ネットワークインフラのコスト負担軽減の在り方や、放送コンテンツをインターネット空間に浸透させるための在り方、放送の持続的な維持・発展を可能とするような放送制度の在り方などを中心に検討したものであり、今後の放送の画質やビットレートについての検討は行っておりません。</p> <p>いただいた御意見については今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無
174	<p>○ 現在の放送政策全般が間違っており全面見直しが必要。</p> <p>1. 右旋BS4K放送の永久凍結。</p> <p>高画質化は一部の映画専門ch・スポーツ中継ch・人口数%程度のマニア向け娯楽専門chしか需要が無い為、衛星放送の右旋BS放送での4Kを即時廃止し衛星放送</p>	4K8K放送の在り方、NHKの在り方についての御意見に関しては本案の意見募集の対象としておりませんが、御意見については今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無

	<p>受信設備普及率が高いBSに有料契約者数が高いchを集束させ右旋CS放送も併せて殆ど現行方式の2K衛星放送chが110度衛星アンテナで視聴可能な状況にする。4K8Kは左旋110度か124・128度衛星で「本当に4K8Kをやりたい事業者が自主資金で運用」のみ認める。</p> <p>2. 地方局とコミュニティFMの徹底した統廃合。 地方在住者はローカル局が作り出すゴミの様な番組に興味はなく、東名阪地域で放送される、まともに面白い番組が視聴したい。 広域圏に民放が1～2局のローカル局破産寸前地域の局を廃止し隣接地域が吸収合併する、民放が2～3局地域が合併し基幹都市に新たな民放5局を置き広域圏を形成しそれ以外の地域の民放は廃止ないし出張所として最低限の人員だけで存続させるリストラを加速させるべきである。 コミュニティFMも大半は需要が無く税金を投じて無計画に運営され資金を浪費しているような状態である。 そんな税金浪費運用になるくらいなら普段は広域圏のAM・FM放送を受信しコミュニティFMの周波数で再送信する都市型難聴解消の一種として運用するべきである。 災害時には送信元を切り替え防災無線の代替インフラとする運用が正しい姿である。</p> <p>3. NHKは完全廃止以外の道は無い。 NHK受信料と同額でハイエンドなVODサービスを利用できる、VODサービスは必要が無い場合に「解約」というNHKという犯罪者と違い正常な契約解除が可能である為という極めてまっとうな理由が存在する為、テレビ離れという現象が発生している。</p> <p style="text-align: right;">【個人4】</p>	<p>地方局の在り方に関する御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	
175	<p>○ 放送も全部含めて、インターネットにおけるデータ通信にしてしまえばいいと思う。 一つの映像コンテンツが帯域を独占してしまうのは独占禁止の観点から良くないと思う。 また、楽天モバイルがプラチナバンドを懇願していて、移行の費用も出すと主張しているにもかかわらず、総務省が割り当てをしようとしてないのも独占禁止法に引っかかると思います。 行政が独占的な市場を形成する原因となっはいけないし、改革が必要なこと</p>	<p>周波数の割当てについての御意見に関しては本案の意見募集の対象としておりませんが、御意見については今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無

	<p>を自覚してほしい</p> <p style="text-align: right;">【個人5】</p> <p>○ 最近の傾向として、テレビの視聴率は下がり、反対にデータ通信が増えています。その変化に対応するための対策を行うべきです 一度テレビなどが使用している電波帯を国に返納させて、需要が逼迫している携帯会社などに使用させるべき。インターネット配信でも放送できることは明らかであるし、その方が公共の利益につながると思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人6】</p>		
176	<p>○ 正直日本放送協会は民営化すべきと考える理由として国営放送の意味を消失している点・民放でも同様の内容を速報で流している為国民のテレビ離れが進んでいる為</p> <p>・google等インターネットでの情報の方が正しい為【偏見報道（情報操作報道）が民放・新聞各社はもとより日本放送協会でも行われている為40代以下の国民は特にテレビ（報道機関）を必要としていない為】</p> <p style="text-align: right;">【個人7】</p>	<p>NHKの在り方についての御意見に関しては本案の意見募集の対象としておりませんが、御意見については今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無
177	<p>○ 意見を求めている趣旨と違うかもしれないが、言わせてもらう。P4、P18、P19などで「しかし、インターネット空間では、人々の関心や注目の獲得ばかりが経済的な価値を持つアテンションエコノミーが形成され、フィルターバブルやエコーチェンバー、フェイクニュースといった問題も顕在化する中で、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信・・・」などと言った説明があるが、ではインターネットでは取材や編集に裏打ちされた情報はないのでしょうか？じゃあ、例えば放送事業者自身が放送に使用した映像を編集したニュース映像をインターネットに出すと、取材と編集に裏打ちされない情報源になるのでしょうか？かつて民放で東京電力の取材映像を意図的に編集して、本人の意図とは別の説明に見えるように改ざんした事件などありましたが、それは放送でフェイクニュースを流したのと同じではないか？本質はどちらも人間が製作したものであり、伝送手段の違いだけではないかと思う。まあ地上放送という伝送手段の維持を目的にコストカットし、最終的にNHK料金という形で国民負担を減らすという趣旨には賛同してもいいが、上記のように触れ方が気に入らない。延命させたっていいが、民放の事業継続が難しくなれば、各都道府県持ち株会社の地上放送設備を切り捨てて、衛星放送一本化だった将来的には見据えなければならない。そうなったときに早</p>	<p>本案における、「インターネット空間では、人々の関心や注目の獲得ばかりが経済的な価値を持つアテンションエコノミーが形成され、フィルターバブルやエコーチェンバー、フェイクニュースといった問題も顕在化する中で、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信・・・」という記載について、インターネットでは取材や編集に裏打ちされた情報はないという趣旨で書かれたものではありません。</p> <p>地上放送と衛星放送の在り方についての御意見に関しては、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無

	<p>めに鉦を振って、豪雨時でも視聴可能な地上放送はNHKで衛星放送は民放にして、米国で携帯ネットワークに使われている600MHzの早期解放だって出来たのではないかって電波有効利用の観点で避難されるだけだと思うが。</p> <p style="text-align: right;">【個人10】</p>		
178	<p>○ 日本の将来を向けて、デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関して、一国民として意見を述べさせていただきます。異なる視点が多いですが、将来的に活用可能なアイデアがあれば幸いです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 将来像とコンテンツ輸出の促進 ● 電波の経済的価値、オークション、NHK受信料 ● 災害時の緊急放送の対応（IP端末を含む） ● 事業者の収益構造、資本構成と海外事業者の競争 ??? ● 放送の将来像とコンテンツ輸出の促進 <p>欧米日本ともに電波による放送が主流であったが、次第にCATV、衛星放送と視聴者の多様なニーズからチャンネル数が増え、更に通信技術の発達、デジタル化に伴いIPによるコンテンツ配信が世界の隆盛になりつつある。コンテンツ業界においてもGAFA、Netflixを始めとする米国企業が優位に立ちつつあり、日本企業がコンテンツ提供の下請けとなる可能性があるように感じられる。（例：アニメの提供）日本の放送コンテンツは放送法によって一定レベルが担保され、また過去のコンテンツの蓄積や精力的な番組制作の結果、“サスケ”、“料理の達人”などの海外輸出する案件も増えている。</p> <p>今回の資料には”輸出”という言葉がどこにも出てきていないが、放送の将来像を考える場合、コンテンツ配信の攻めの先として、強靱な国内CDN網を構築しそれを海外に繋げ、契約に基づくコンテンツ輸出と切り離すことはできないので、この視点の検討が急がれると考える。更に、収益化においては特に契約が重要であり、通信業界の二の足をふまないように海外のコンテンツ状況の調査、日本の強みの分析、権利を収益化する方策などの視点が期待される。基本的には民間どうしで行う契約であるが、時価総額100兆円規模のGAFAと日本の個々の放送事業者の時価総額600？3200億円未満では、残念ながら対等な契約交渉ができてない可能性がある。国内のコンテンツ契約についてガイドラインなどあるが、これら海外との契約における課題の論点整理が重要な視点と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電波の経済的価値、オークション、NHK受信料 	<p>放送コンテンツの海外展開についての御意見、IP型映像を踏まえた災害時の緊急放送の在り方についての御意見、国際競争力の強化についての御意見に関しては、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p> <p>周波数の割当てについての御意見に関しては本案の意見募集の対象としておりませんが、御意見については今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無

携帯業界の電波利用料は電波の経済価値によって決まっている。先進国の放送用の電波利用料はオークションが過半である。今回検討では“電波利用料“や”オークション“の記載は見受けられない。

電波の経済的価値を考えると、首都圏での利用料が高く、また地方のように放送電波数が少ない地域は、オークションを行ってもゼロ円となることから価値は低い。もし全国網を持つ民間事業者があれば、全国に同じ番組流すことができるため更に電波の価値は更に高いこととなる。（放送業界内の地域格差の低減効果もある）電波利用料の議論においてそのような視点も有効ではないか思います。

●災害時の緊急放送の対応（IP通信型映像も含む）

国民にとって重要な視点として緊急放送がある。将来放送を見ずに、IP型映像をみる人が増えることを考えると、大規模IP通信型映像事業者や、Netflix、YouTubeなどサブスクリプション型事業について一定の規制（IP通信型映像端末における緊急時の対応）を行うことが有効となる。

今回はIPユニキャストで放送をうける端末について途中まで検討しているが、今後の深掘りの中にIP通信型映像事業についても論点整理を行うことが期待される。

●事業者の収益構造、資本構成と海外事業者の競争

放送事業者の収益構造は広告型からサブスクリプション、物品販売、不動産、と多様化してきているが、各放送事業者の株式市場における株式評価は、PBRが0.3?0.6倍、PERが8?12倍、とPBRについては市場平均の半分以下と非常に低評価となっている。また自己資本率は60?80%と高く、時価総額は海外事業者と比べると600?3200億円と非常に小さい数字となっている。

本検討会資料では、“株価”に触れていないが、適正株価とならず低評価が継続することが結果として海外資本による買収リスクを高めている可能性があり、海外とのコンテンツ交渉でも弱くなる可能性がある。このような状態を長く続けている民間企業には危機感が欠如している可能性もある。この大きな要因は、資本が滞留し、新たな分野の投資が少なく資本を活用できていないことも大きい。

IP映像時代には海外との直接競争が増えてくるためには、国際的な経営ができないと下請け的な厳しい状況となることも想定される。コンテンツ業界は、大きな流動期で可能性が高く、国内でも多くのコンテンツ配信事業者が出てきている。これまでの蓄積したコンテンツやその制作力を発揮して頂くことが期待され、こ

	<p>れまで蓄積した資本を活用し、国際競争力を高めていただくことが期待されるため、将来に向けて国際競争力をどのように高めていくかという視点も重要となる。</p> <p>さいごに、従来、放送と通信は異なる場であったが、その垣根が低くなり、混沌としている中、よりよい制度や仕組みができ、業界が発展することを期待します。 以上</p> <p style="text-align: right;">【個人16】</p>		
179	<p>○ 意見1</p> <p>動画配信プラットフォームでのNHKアカウントのジャンル分け</p> <p>現在、youtubeで360万人弱の登録者を有するNHK公式アカウントだが、オールジャンルの動画を包括したアカウントであるため、ユーザーがニーズを元にアクセスしても、そのニーズに応える動画に出会えるかどうか、が偶然性に依った建付になっている。</p> <p>そこで、ジャンル毎に分けたアカウントを作成し、ユーザビリティを高めることが有効でないか考える。</p> <p>(例えば、NHKニュースアカウント・NHKスポーツアカウント・NHKドキュメンタリーアカウント・NHK歴史アカウントなど・・・)</p> <p>デジタルファーストを指向するNHKにおいて、従来の番組の枠にとらわれることなく、デジタル上で、コンテンツを整理し、アクセスのしやすさを改善するだけでも、視聴しやすさの向上が図られるのではないか。</p> <p>あるいは、ジャンル毎のNHKアカウント取得が難しければ、動画のサムネイルに動画ジャンルが一目で分かる工夫をし、可視性を高める工夫も有効であると考え</p> <p style="text-align: right;">【個人21】</p>	<p>動画配信プラットフォームにおけるNHKアカウントのジャンル分けについての御意見に関しては、今後のNHKのインターネット業務の在り方について今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
180	<p>○ 意見2</p> <p>NHKアーカイブス映像の積極活用と外部利用の促進</p> <p>膨大な映像記録が残っているNHKアーカイブス映像の視聴ニーズを発掘する。</p> <p>NHKの映像の特性として、取材を経た映像・歴史の記録的価値を有する映像が膨大にあり、これらを公共財として、強固にブランド化し、「利用可能」なコンテンツとして、活用することが有効だと考える。</p> <p>例えば、歴史を振り返るようなデジタルオリジナルの映像シリーズを創出。</p> <p>「50年前の今日」「30年前の〇月」など、現在の時節をきっかけに過去の映像</p>	<p>NHKのアーカイブ映像の活用・外部利用についての御意見に関しては、今後のNHKのインターネット業務の在り方について今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>を振り返る映像動画群や、日本の各地域局に眠る過去映像を発掘し、都道府県の各地域の歴史を振り返る動画シリーズなど、 他にない、映像アーカイブスを積極活用することで、放送業界の蓄積してきた遺産を デジタル空間において、展開する意味があると考え。コンテンツを蓄積し、” デジタル上の映像図書館” という位置を確立することで、「映像の公共的価値」という価値観をデジタル上に醸成し、インフォメーションヘルス涵養の一助とする。</p> <p>さらに映像の利用ニーズも見越し、ただ視聴するだけでなく、ユーザーの利用ニーズにも対応できる</p> <p>アーカイブス映像のあり方を模索する。</p> <p>その為に、外部二次利用可能な映像の権利処理のスキームを創出する。</p> <p>映像のニーズを視聴だけに止める理由はなく、先々、より大勢のユーザーの「映像利用ニーズ」の門戸を開くことは、放送局の映像の価値をそのままデジタル時代に広げるチャンスにつながると考える。</p> <p>一言でまとめると「視聴以外の映像ニーズ」を創出する。</p> <p>以上、あくまでも一つの提言として、ご査収いただければ幸いです。 (※所属組織に関係なく、あくまでも個人としての提言です)</p> <p style="text-align: right;">【個人21】</p>		
181	<p>○ 地上テレビ放送局はデジタル化の時に莫大な投資の一方で、その費用を放送料金（スポット、タイム）に転嫁できなかった。最近はやりの言葉で言えばDXに技術的には成功（高精細、双方向、マルチチャンネル、データ放送）したものの、営業的には失敗して今日に至ります。この先、多メディアの台頭もあり、営業的な失敗を今後取り戻して料金を値上げすることは難しく、厳しい経営状態が続くと思われまます。</p> <p>しかし、今回の貴省のとりまとめにもあるように、放送の非常時、災害時の優位性、有用性は依然高く、今後も社会インフラとして維持されなければならないと考えます。そんな災害に強い放送ですが、ご承知の通り被災地が停電した際にはテレビ受像機のほとんどは使えないというのが実態です。2018年の北海道胆振東部地震のブラックアウトで良くわかりました。当時、テレビ局はひと時も途切れず電波を出し続けているのに、肝心の受像機が使えないという虚しい状況でした。放送の災害時の優位性を担保するには放送局だけではなく、受像機側にも対災害機能を付加する必要があると考えます。</p>	<p>対災害機能を備えたテレビの必要性についての御意見に関しては本案の意見募集の対象としておりませんが、御意見については今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無

	<p>省電力化が図られている現在のテレビにリチウムイオンバッテリー搭載を標準規格とし、停電時には非常用モードで表示領域や画質を下げてでも一定時間テレビ放送を受信できるように総務省と経産省が一体となり規格を整備してはどうかでしょう。幸いほとんどのテレビは常時充電できる環境にあるのです。それにより放送の非常・災害時の重要性が一段と高まり、地上デジタル放送の価値向上は放送局の経営にも好影響が出ますし、何より災害時の情報インフラとしてまさに最強の存在になれると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人22】</p>		
182	<p>○ 日本放送協会については、「ニュース及び緊急放送」とそれ以外について、地上波（スクランブルがかけられるはずである。）においても分離して、社会基盤たる「ニュース及び緊急放送」についてのみの料金支払が行えるようにされたい。</p> <p>国民としては、そうっていないのは抱き合わせ販売を国が許容して行わせているようなものであると考えるのであるが、国はその様な事をやめ、地上波においても「ニュース及び緊急放送」のみの視聴が行えるコースを日本放送協会が設けるようにされたい。</p> <p>また、インターネットでの番組の同時配信（あるいは追いかけ配信等）については、マルチキャストによって、通信暗号化やドングルの利用及び他技術との組み合わせによって、視聴出来るものを選択・限定出来るのであるから、今後ともこれを「放送」の様な扱いをする事の無いようにされたい。（なお、インターネットの基盤を構築してきたのはNHKではないのであるし、また元々存在するものであってNHKがその普及に貢献しているという事も無いのであるし、見もしない者が視聴料の様なものを支払う事にするのは不適切である。）</p> <p style="text-align: right;">【個人24】</p>	<p>NHKの放送の在り方についての御意見に関しては本案の意見募集の対象としておりませんが、御意見については今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p> <p>NHKのインターネット業務の在り方についての御意見に関しては、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無

注：その他、案と無関係と判断されるものが2件ありました。